

3. 議会関係
 (6) 政務活動費に関する調査 (平成28年4月1日現在)
 ① 都道府県別

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					領収書等の閲覧の可否	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					内容	添付の義務付けの内容	活動報告書の公開方法	
北海道			○		530	①前払い	①毎月	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る支出の事実を証する書類 ・事務所費に係る事務所状況報告書 ・人件費に係る職員雇用状況報告書 ・調査研究費等に係る活動記録簿	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(活動記録簿)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	②第三者機関(北海道議会政務活動費調査等協議会) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類について、抽出調査を行い、指導、助言等を実施。(2) ・全ての収支報告書及び添付書類について、確認。(4)	・左記「議員1人当たりの交付月額」のうち10万円は会派への交付。
青森県			○		310	①前払い	①毎月	無		5	①HPに掲載 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等又は支出証明書	可	①HPに掲載 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(事務所状況報告書、費目ごとの按分率一覧)	可	①HPに掲載 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書等について、必要な書類が整っているか、各書類の整合性があるか、記載内容が適切か、使途が政務活動費を充てることができる経費の範囲に適合しているか等の確認を行い、確認の結果、不備が認められる場合には、議員に補正等を求める。	・「領収書等の公開方法」について、HPに掲載するのは「支出証明書」である。(「支出証明書」は領収書等の代替となるもの) ・活動報告書等の添付の義務付けの内容について、①～③は「政務活動実績報告書」となり、会議出席や要請陳情活動等も含まれる。
岩手県			○		310	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ③政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し ・会計帳簿のうち支出に関する部分の写し	可	③政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	・議員から提出された収支報告書及び領収書の写しについて、議会事務局職員(複数)による内容の審査を実施	
宮城県			○	会派又は無会派議員	350	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	③半年(4, 10月)	無		5	①HPに掲載(収支報告書のみ) ③県の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・支出に係る領収書その他の証拠書類の写し ・領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあつては、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる	可	③県の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	実績報告書(政務活動記録簿) ※①②③④共通	可	③県の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	③会派 ④議会事務局	・所属議員から各会派に提出される月ごとの精算報告書(政務活動記録簿、領収書等を含む)を、経理責任者及び幹事長が確認した後、当該議員に精算払い。(3) ・会派から事務局に提出される月毎の精算報告書(同上)の内容を確認し、疑義があれば会派を通じて議員に確認するとともに、必要に応じて修正を求める。最終的に当該年度の収支報告書として確認する。(4)	
秋田県			○		310	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③議会図書室に常備し、県の条例で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し ・領収書等の取得が困難な場合の支払証明書	可	③議会図書室に常備し、県の条例で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議・陳情活動等報告書など) ※いずれも宿泊を伴う場合のみ	可	③議会図書室に常備し、県の条例で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正と思われる内容について聴取・助言等を実施	

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考	
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		内容	交付方法	交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法		
																				領収書等の公開方法
山形県			○		310	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③条例で定める閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により写しを交付	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。	可	③条例で定める閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により写しを交付	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を提出前及び提出後に点検し、計算誤りや説明内容について指摘、助言等を実施	【収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容】 ①～④に限らず、政務活動に係る事業の目的ごとに、事業の成果等を記載することとしている。
福島県	○				350	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載(会派別収支報告書) ③県の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し ・事務所費にあっては貸借契約書の写し	可	③県の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③各会派(経理責任者) ④議会事務局	・議長提出前に収支報告書及び領収書を確認(③、④) ・収支報告書等議長に提出された書類について、議会事務局職員(複数)による確認を実施。(④)	①条例附則により交付月額を35万円のところ30万円に減額。 ②第三者機関の設置は行わないが、「福島県議会政務活動費検討会」を設置し、適宜新たな透明性の確保策等について協議を行っている。
茨城県	○				300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ③県の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書	可	③県の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②第三者機関(茨城県議会政務活動費調査等審査会)	・収支報告書及び領収書等を検査し、指導、助言を実施	
栃木県	○				300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③県の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書その他の証拠書類の取得が困難であるときは、支払証明書	可	③県の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	無	③各会派(経理責任者) ④議会事務局	・所属議員から証拠書類等の提出があり、会派の経理責任者が確認(③) ・各会派は、議長提出前に上記で提出のあった書類について、不明な点等、随時議会事務局に確認依頼(④) ・収支報告書等議長に提出された書類について、書面上の確認を実施。(④)	・活動報告書については、収支報告書に添付する義務はないが、マニュアルでは県外調査等の場合必要に応じて作成することとしている。 ・第三者機関として栃木県政務活動費調査会を設置。調査会は四半期ごとの政務活動費の支出に関して抽出により必要な調査を行い必要な助言を行う。また、年間を通した調査結果を議長に報告する。
群馬県	○				300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・すべての支出に係る領収書	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査	

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額			添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法							
																		内容		領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
埼玉県	○				500	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付 ・海外視察を行った場合は、視察報告書 ・広報紙等を発行した場合は、広報紙等	可	④情報公開請求に基づく開示請求により閲覧等可	有	②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・支出に係る領収書等の証拠書類をもとに経費の支出が条例に合致しているか確認している。 (③) ・収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類が条例等に沿っているか確認している。 (④)	
千葉県			○		400	①前払い(概算払)	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		3	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・政務活動費出納簿	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(国内・海外ともに同一様式を使用)	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・関係資料の内容確認及び出納簿との突合	
東京都	○				600	①前払い	①毎月	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・収支報告書を提出するときは、活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出しなければならない。	可	②議会図書館、事務局等に常備	無		否		有	②第三者機関(都議政務活動費調査等協議会)	・支出内容の抽出検査	
神奈川県				○	530	①前払い	①毎月	無		5	③県の要綱で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	①全ての支出に係る領収書その他の証拠書類等の写し ②政務活動費出納簿の写し ③その他の添付書類 ・政務活動費(県外・国外)支出票(県外・国外で宿泊を伴う場合) ・作成した名刺(名刺の作成費) ・車両リース台帳(車両のリース料) ・事務所台帳(事務所の賃借料) ・調査研究費支出票(1件10万円を超える場合) ・調査研究委託費支出票(1契約10万円を超える場合) ・政務活動費充当承認通知書(取得価格10万円を超える備品の購入)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派(会派の経理責任者、監査責任者等) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(③、④)	
新潟県			○		330	①前払い	①毎月	無		5	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	※ ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を点検	※活動報告書について 活動内容(視察、研修、会議、陳情活動)に係わらず、県外・海外に出張して活動した場合はすべて添付を義務づけている。

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					領収書等の閲覧の可否	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																					内容		
富山県	○				300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・県外、海外視察の場合は報告書 ・義務付けはないが、広報紙、賃貸借・雇用契約書、出勤簿、リース契約など、充当額算定に不可欠なものは、任意に提出を要請し、提出されている。	可	①議会ホームページで公開 ②議会事務局で閲覧可能(閲覧申込書の提出が必要)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③会派(会派の経理責任者、監査責任者等) ④議会事務局	・会派の経理責任者等の審査を経て議長へ提出 ・議長へ提出後、議会事務局の担当職員が内容を確認、審査
石川県			○		300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書館に常備 ③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴しがたい少額の電車・バス賃や銀行口座からの引落としについては支出証明書によることができる。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を点検
福井県			○		300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書等、支払証明書 ・県外の調査、研修、要請陳情活動の報告書 ・事務機器のリース契約書等	可	②議会図書室に常備	有	①県内調査報告書 ②海外調査報告書 ③県外研修受講報告書 ④その他(県外要請陳情報告書)	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認
山梨県			○		280	①前払い(財務規則上は「概算払い」)	①毎月	無		5	②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動を実施した記録として政務活動記録票 ・領収書等が取得出来ない場合には政務活動費支出証明書 ・政務活動の補助業務に従事する職員を雇用した場合には政務活動費(人件費)勤務実績表・領収書	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書(宿泊を伴う場合のみ)(日帰りの場合は、活動記録票で報告) ②海外視察報告書 ※県外(宿泊した場合)又は海外において政務調査を行った場合には調査計画書及び報告書概要版を併せて提出 ④その他(懇親会費に政務活動費を充当した場合には意見交換会等活動報告書)	可	①HPに掲載(宿泊を伴う県外調査及び海外調査の報告書概要版のみ) ②議会事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局職員が2人1組の班を編制し、担当職員及び会派の報告書の審査を行う。
長野県	○				290	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ③閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・原則全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可	有	④その他(政務活動記録票)	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可	有	③会派 ④議会事務局	・議長提出前に収支報告書及び領収書等を確認(③、④)
岐阜県		○			330	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	②海外視察報告書	否		有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書等を確認し、計算誤りや説明内容について指摘、助言等を実施

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否			検査主体名	検査方法			
														領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法									
静岡県	○				450	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	①毎月	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③閲覧に関する要綱に規定された閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	②事務局に常備 ③閲覧に関する要綱に規定された閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(県外調査概要書)	可	②事務局に常備 ③閲覧に関する要綱に規定された閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	③各会派 ④議会事務局	・所属議員は領収書が添付された支出証拠書を会派に提出、内容確認後に精算払い(③) ・四半期ごとに支出証拠書を確認(④)	
愛知県			○		500	①前払い	①毎月	無		5	②議会図書室に常備 ③県の条例・規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・海外調査報告書 ・県外活動報告書 ・賃借事務所概要報告書	可	②議会図書室に常備 ③県の条例・規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②海外調査報告書 ④県外活動報告書	可	②議会図書室に常備 ③県の条例・規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・議長への提出後、収支報告書及び添付書類について、議会事務局職員による点検を実施(議長への提出前にも四半期ごとに任意で実施)	・公開方法について、写しの交付には④情報公開条例に基づく開示請求が必要。
三重県			○		330	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書館に常備	有	全て	【証拠書類の写し】 ・領収書 ・旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書 ・領収書を徴し難い場合は支払確認書 【議長が別に定める書類】 ・1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し ・宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書 ・政務活動の概要を記載した報告書	可	②議会図書館に常備	有	①国内視察報告書(県外で宿泊を伴うもののみ) ②海外視察報告書	可	②議会図書館に常備	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局(事務担当者)	・議長提出前に会派の経理責任者が事前審査を実施(概ね3ヶ月毎に会派で取りまとめて議会事務局に相談)(③) ・議長提出後、議会事務局の事務担当者において、書類の記載漏れや公費との重複、計数のチェックなどを実施(④)	・議員1人当たりの交付月額の内訳は、会派分150千円/月、議員分180千円/月
滋賀県			○	・会派および会派に所属する議員に係る総額は月額30万円。会派は、会派に分配する額と所属議員に分配する額に一律に区分する。 ・会派に所属しない議員は月額20万円。	左記のとおり	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	有	滋賀県商工会議所連合会会長 連合滋賀会長 滋賀県青年団体連合会会長 滋賀県地域婦人団体連合会会長	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会図書室に常備	有	④その他(県外、海外で活動を行った場合は全て)	可	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査	

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					領収書等の閲覧の可否	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	活動報告書の公開方法		
京都府			○		540	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	有	地方自治法の一部改正を受け、新たな政務活動費に関する条例の検討に当たり、平成24年11月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、参考人として学識経験を有する者の出席を求め、交付額や使途項目等について、意見を聴取しながら公開で集中的に協議した。	5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	①すべての支出の領収書について、定められた貼付用紙に貼付した写し ②主な活動を記載した報告書(対象:府外での調査及び要請陳情活動、調査委託、会場使用料を伴う会議等、府内で宿泊を伴う活動、団体等への会費、入会金、参加費等を伴う研修会等への参加) ③会計帳簿 ④事務所状況等説明書(事務費、人件費、光熱水費等) ⑤印刷物配布費用等説明書(広報紙等の印刷・配付) ⑥その他議長が必要と認める書類・調査研究費:府外調査時の行程表、経費内訳・広聴広報費:印刷物、成果品・要請陳情活動費:府外活動時の行程表、経費内訳、印刷物、成果品・研修費:研修会・講演会参加の案内資料、次第・会議費:会議開催時の案内資料、次第	可	②議会図書館に常備	有	①国内視察報告書(府外出長及び府内で宿泊した時) ②海外視察報告書 ③研修報告書(参加費等を伴う研修会等に参加した時) ④その他(府外での要請陳情活動、調査委託、会場使用料を伴う各種会議等、会費等を支払って団体に入会、継続、更新等をおこなった時)	可	②議会図書館で常備	有	④議会事務局	・議員から提出された全ての書類について、提出すべき書類がもれなく提出されているか、記載内容について計算誤りや記載ミスがないか、按分比率等が「使途基準の考え方」に合致しているかを、原則として書面上で確認。	
大阪府			○		590 (会派に属さない議員は490)	①前払い	①毎月	無		5	①府議会ホームページにて公開 ②府議会情報コーナーで開架	有	全て	・領収書が取得できない場合は支払明細書を作成して提出(支払明細書の対象は、券売機で購入した切符代、バス代、ガソリン代を距離計算した場合) ・次の場合は活動記録簿の作成、添付が必要(管外で調査研究・要請陳情を行った場合、会議を主催した場合、飲食を伴う意見交換を行った場合、広聴広報活動をを行った場合、業務委託調査を行った場合)	可	①府議会ホームページにて公開 ②府議会情報コーナーで開架	有	④その他(管外で調査研究・要請陳情を行った場合、会議を主催した場合、飲食を伴う意見交換を行った場合、広聴広報活動をを行った場合、業務委託調査を行った場合)	可	①府議会ホームページにて公開 ②府議会情報コーナーで開架	有	②第三者機関(大阪府政務活動費検査等協議会) 現委員⇒5名(学識経験者委員2名:弁護士・公認会計士・議員委員3名(交渉会派から推薦された議員、各1名))	・領収書を含めた全ての提出書類を抽出により検査を行い、必要に応じて学識経験者委員が対面調査を実施する。	※領収書を含めた全ての提出書類を府議会ホームページにて公開

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		内容	交付方法				交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
兵庫県	○					450	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・領収書等添付様式、支払証明書、会計帳簿、領収書、海外視察調査計画書、海外視察調査報告書、職員雇用関係書類(雇用通知書、契約書、雇用に関する申出書等)、各種契約書等、会議の通知、委託業務の成果、広報誌、活動報告書、備品台帳、切手受払簿、回数券等使用簿、定期券使用簿等	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ④その他(領収書により使用目的が明らかでない場合以外の全ての活動について活動報告書の提出を義務付け)	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	②第三者機関(兵庫県議会政務活動費調査等協議会) ③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・議長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議する。 (1)兵庫県政務活動費の交付に関する条例第9条の3第3項に規定する収支報告書の是正命令に係る意見に関すること (2)前号に掲げるもののほか、政務活動費の適正な使用に関すること (2) ・所属議員から収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者に提出させ、会派での審査、その後議会事務局での審査を経て、精算払い(3) ・各会派で確認後の書類が議会事務局に提出されて、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(4)	
奈良県			○			300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書 ・海外、県外政務活動報告記録簿 ・自動車使用記録簿(ガソリン等の燃料代及び自動車のリース料の充当に際し、当該支出経費の1/2を超えて充当する場合に限る)	可	②議会図書室に常備	有	①県外政務活動記録簿 ②海外政務活動記録簿	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	・政務活動費の手引に基づき、提出すべき書類がもれなく提出されているか、計算誤りや記載ミスがないか、充当の経費の適否を確認する。	
和歌山県			○			300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②事務局に常備	有	全て	支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写し	可	②事務局に常備	有	②海外視察報告書	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類等を確認	
鳥取県			○			250	①前払い(概算払)	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費及び研修費における政務活動報告書 ・事務所費における政務活動事務所状況報告書 ・事務所費・事務費・広報費における費目ごとの按分率一覧 ・人件費における政務活動業務勤務実績表・領収書 ・出納簿 ・会費に係る関係資料 ・会議費における会議の開催概要 ・広報費における印刷物	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(県内政務活動報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	・指針に沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行っている。 具体的には、書類の記載方法、数字の転記・集計結果等の外形的なチェックのほか、領収書等の記載事項や費用の按分方法について、必要に応じ個別に内容確認を行っている。	

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		内容	交付方法	交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名		検査方法				
														領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法		活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法							
島根県			○			300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ②県の条例で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書等の取得が困難な場合、例外的に東京等における現地での公共交通機関(JR・私鉄等)の運賃(1日当たり充当額は2千円の定額)等について支払証明書の作成による。	可	②県議会閲覧室に常備	有	②政務活動報告書(海外調査・視察及び調査委託の場合のみ)	可	②県議会閲覧室に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、必要に応じて金額の誤りや説明内容等について指摘、助言を実施	
岡山県			○			350	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し ・領収書等の取得が困難な場合の支払証明書(原本)	可	②議会図書館、事務局等に常備	無		否		有	④議会事務局	・マニュアルに沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行っている。 具体的には、書類の記載方法、数字の転記・集計結果等の外形的なチェックのほか、領収書等の記載事項や費用の按分方法について、必要に応じ個別に内容確認を行っている。	
広島県			○			350	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載(収支報告書の費目ごとの支出を一覧表にまとめたものを掲載) ③閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・政務活動に関する事業実施報告書 ・全ての支出に係る領収書その他証拠書類(具体の調査内容を記載した支出状況表や複雑な行程の調査では整理票(場所、目的、内容、相手方、経費の内訳)等を添付)	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可	有	①国内(県外)調査報告書 ②海外調査報告書	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	・会計帳簿や証拠書類等について金額の検算や記載事項の確認のほか、事務処理要領の規定を逸脱したものが無いかなどの審査を行なっている。	
山口県			○			350	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	有	山口県特別職報酬等審議会	5	③県の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・支出をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し	可	③県の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書や領収書等の計算ミスや記載漏れ、マニュアルとの整合性等について確認を行っている。	・「活動報告書の閲覧の可否」については、収支報告書への添付の義務付けは無いが、任意で提出された場合は「可」となり、公開方法は③となる
徳島県			○			200	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ③県の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・活動報告書兼領収書等添付票 ・ガソリン代(交通費)を計上する場合は、自動車使用記録簿 ・印刷費を計上する場合は、その成果物 ・郵送費を計上する場合は、発送物の写し ・事務所費を計上する場合は、事務所状況報告書 ・人件費を計上する場合は、雇用形態に応じて、雇用契約書、職員従事協定書、勤務実績表兼領収書のいずれか	可	①HPに掲載 ③県の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	③会派(会派の経理責任者、会派会長) ④議会事務局(担当者、政務活動費調査委員会)	・所属議員からの交付請求時に支出報告書及び領収書等を会派の代表者に提出させ、経理責任者と代表者が確認(③)後、 ・議会事務局担当者によるチェック、さらに局内に設置している政務活動費調査委員会から意見を聴取(④)した後に、会派から精算払い	・政務活動費調査委員会は、政務活動費の適正な執行を確保するため議会事務局内に設置した、事務局長をトップに、各課の課長、副課長を構成員とする内部組織である。

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					領収書等の添付の義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																				内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
香川県		○			300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	有	香川県特別職報酬等審議会	5	②議会図書室に常備 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の証拠書類 ・支払証明書 ・経費別支出整理簿 ・走行台帳	可	②議会図書室に常備 ③県で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類をチェックの上、必要に応じ指導・助言を実施		
愛媛県		○			330	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
高知県			○		280	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	・会計帳簿 ・領収書その他の証拠書類の写し	可	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	④その他(主要な政務活動の内容を記載した書類)	可	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	③会派 ④議会事務局	・「政務活動費マニュアル」の内容との整合性をチェック	
福岡県	○				500	①前払い	①毎月	無		5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書又は支払を証明する書類(引き落とし銀行通帳の写し、クレジットカードの利用明細書等)	可	②議会図書室に常備(閲覧請求が必要)	有	①県外視察報告書 ②海外視察報告書 ④その他(広報紙等)	可	④情報公開に基づく開示請求	有	①第三者(政務活動費事前確認専門委員(弁護士、公認会計士))	・収支報告書の議長提出前に全ての経費について、政務活動費としての適合性等を確認し、必要な指導、助言等を実施。	
佐賀県	○				300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ②議会閲覧室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動業務勤務実績表・領収書 ・活動諸費支払調書【政務活動】 ・海外日当支払調書【政務活動】 ・政務活動費支払証明書	可	②議会閲覧室に常備	有	④その他(政務活動記録票)	否		有	④議会事務局	・議長への提出前に、収支報告書及び添付書類等を提出してもらい、不適正な支出等の有無についての内容確認を行い、指導・助言等を実施している。	
長崎県			○		300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(閲覧書類は議会事務局に常備しており、請求後、その場で閲覧可)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の内訳が記載された書類(印刷、電話代など) ・視察 行程表及び視察報告書(県内日帰りを除く) ・政務活動に使用する乗用車の報告書 ・会議等に付随した懇親会費 会議の開催案内や式次第 ・書籍購入の理由書 ・事務所費 状況報告書、賃貸借契約書の写 ・人件費 雇用状況報告書、勤務実績簿、全額充当の場合は、雇用契約書の写 ・会計帳簿 ・備品台帳(会派のみ)	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(閲覧書類は議会事務局に常備しており、請求後、その場で閲覧可)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(閲覧書類は議会事務局に常備しており、請求後、その場で閲覧可)	有	④議会事務局	・書面確認	・平成28年度交付分より運用指針を改正

都道府県名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考				
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		内容	交付方法				交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容		活動報告書の閲覧の可否			検査主体名	検査方法		
															領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の公開方法							
熊本県				○	①会派に交付②議員に交付③会派及び議員に交付、の3つの方法から会派毎に選択	300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②議会図書室に常備	有	全て	全ての支出に対して領収書等証拠書類の写しの添付が必要	可	②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書(宿泊を伴う場合) ②海外視察報告書	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大分県	○					300	①前払い	①毎月	無		5	①HPに掲載 ③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・調査研究報告書(県外・海外調査の場合) ・雇用契約書、賃貸借契約書、リース契約書、業務委託契約書など	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書(県外の場合のみ) ②海外視察報告書	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・使途基準マニュアルに沿ったものになっているかという妥当性のチェック及び計数等形式的な書類チェック	
宮崎県				○		300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の支出証拠書類 ・領収書等を取得しがたい場合は支出証明書	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び証拠書類を検査し、不適正な支出について会派や議員への確認等実施	
鹿児島県	○					300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・事業実績報告書及び政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	②海外視察報告書 ④政務活動報告書	可	③県で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書等を議長提出後、 ・必要な証拠書類が添付されているか ・記載された金額に誤りがないか ・不適当な経費に充当していないか等を確認	
沖縄県				○		250 会派100 議員150	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	②事務局に設置	有	全て	・収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。)を併せて提出しなければならない。	可	②事務局に設置	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広聴広報活動記録簿、会議活動記録簿、陳情活動記録簿) ※基本的には、①宿泊を伴う県内活動 ②県外・海外での活動については、全て記録簿を添付。	可	②事務局に設置	有	④議会事務局	・各議員から提出を受けた収支報告書の内容(金額、使途、月日等)を確認し、疑義があるものについては、議員へ確認。	
計	16 団体	8 団体	20 団体	3 団体			① 43件 ② 0件 ③ 4件 ④ 0件 ⑤ 0件	① 11件 ② 35件 ③ 1件 ④ 0件 ⑤ 0件	4 団体			① 20件 ② 24件 ③ 27件 ④ 10件	47 団体			47 団体	① 6件 ② 23件 ③ 25件 ④ 11件	36 団体	① 24件 ② 30件 ③ 11件 ④ 22件	34 団体	① 7件 ② 18件 ③ 16件 ④ 8件	47 団体	① 1件 ② 5件 ③ 12件 ④ 43件 ⑤ 0件		

- ・「交付方法」欄は、「①前払い」、「②精算払い」、「③その他」から選択
- ・「交付時期」欄は、「①毎月(交付)」、「②四半期(に1回交付)」、「③半年(に1回交付)」、「④1年(に1回交付)」、「⑤その他」から選択。②～⑤の場合は支払時期を()で記載
- ・「収支報告書の公開方法」欄は、「①HPに掲載」、「②議会図書館、事務局等に常備」、「③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」、「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」から選択(複数選択可)
- ・「領収書等の公開方法」欄は、「①HPに掲載」、「②議会図書館、事務局等に常備」、「③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」、「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」から選択(複数選択可)
- ・活動報告書に係る「添付の義務付けの内容」欄は、「①国内視察報告書」、「②海外視察報告書」、「③研修報告書」、「④その他(会議、陳情活動等報告書)」から選択(複数選択可)
- ・「活動報告書の公開方法」欄は、「①HPに掲載」、「②議会図書館、事務局等に常備」、「③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」、「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」から選択(複数選択可)
- ・収支報告書等の「検査主体名」欄は、「①第三者(個人)」、「②第三者機関」、「③会派」、「④議会事務局」、「⑤その他」から選択(複数選択可)し、詳細を()で記載

② 市町村分

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法		検査主体名	検査方法	
																							内容
北海道	札幌市	○				400	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類	可	②議会図書室に常備	無	否	有	③会派 ④議会事務局	議長提出前に会派内で精査しており、同時に議会事務局としても条例等に定められた様式や内容を備えているか等の確認をしている。		
北海道	函館市	○				45	①前払い(概算払い)	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書および領収書に準ずる書類 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・出張報告書 ・その他政務活動費の使用に関する資料	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④航空券半券、印刷物等の成果品、リース契約書、会議等の報告書等	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・政務活動費として支出できない経費が含まれていないか確認 ・支出科目の確認、支出金額と領収書の金額の整合 ・領収書の宛名等の確認 ・支出金額の内訳が明確であるか確認等
北海道	小樽市	○				15	①前払い(概算払い)	④1年(4月)	有	5	①HPに掲載(収支内訳) ②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会事務局に常備	無	否	有	③会派	各会派の収支報告書及び領収書を各会派の経理責任者に提出させ、確認後精算処理。		
北海道	旭川市			○	会派及び会派に属さない議員	80	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書等の証拠書類の写しを添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	③会派(経理責任者) ④議会事務局	③政務活動費の支出について会計帳簿を調整し、領収書等の証拠書類を整理。 ④収支報告書及び添付書類等を検査し、不適切な書類等について助言等実施。		
北海道	室蘭市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	③会派 ④議会事務局	収支報告書及び領収書の不備等を確認
北海道	釧路市			○	会派及び会派に属さない議員	40	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②1年目は市役所市政情報コーナー、2年目以降は議会図書室で閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿	可	①HPに掲載 ②1年目は市役所市政情報コーナー、2年目以降は議会図書室で閲覧等可	有	①出張報告書(国内) ②出張報告書(海外) ④その他(会議等実施報告書)	可	①HPに掲載 ②1年目は市役所市政情報コーナー、2年目以降は議会図書室で閲覧等可	有	③会派(代表者、経理責任者) ④議会事務局	・所属議員が領収書その他の証拠書類の写しを支出確認書に貼付し、会派代表者及び経理責任者の確認を受ける(③) ・上記支出確認書等関係書類を毎半期(9月末・3月末)に議会事務局に提出させ、議会事務局による検査を実施(④)
北海道	帯広市			○	会派及び会派に属さない議員	30	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	5	①HPに掲載 ②議会図書室において閲覧	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②議会図書室において閲覧	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派	事前に会派内で出張・物品購入等の決裁を受け、支出後適正な執行がなされているか領収書等で確認をしている。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
北海道	北見市	○					30	①前払い	④1年(4月20日)	有	北見市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の証拠書類の写し ※その他の証拠書類の写し ・支払調書 ・政務活動報告書 ・旅費の支出に係る旅費内訳表及び旅費計算書 ・会派が発行した広報誌、報告書等の印刷物	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①調査研究報告書 ③研修報告書 ④その他(広報、広聴、要請・陳情、各種会議)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査(③④)	
北海道	岩見沢市	○					10	①前払い(年度末に残余がある場合は返還)	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の証拠書類を添付。旅費については岩見沢市職員の旅費規定を準用し、鉄道賃、バス賃、宿泊料、日当については提出を要しない	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の整合性を検査し、議長に提出をしている			
北海道	網走市	○					20	①前払い	④1年(4月30日一般選挙が行われる年度は6月30日)	無		5	①HPに掲載 ③網走市議会情報公開事務取扱要綱により閲覧可能	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③網走市議会情報公開事務取扱要綱により閲覧可能	無	可 ※	③網走市議会情報公開事務取扱要綱により閲覧可能	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出があれば指導、助言を行う また、活動報告書の閲覧についても、他の書類と同様、網走市議会情報公開事務取扱要綱により閲覧可能である。		
北海道	留萌市				○	会派又は議員のどちらか一方	支給凍結(H21~)	③その他(支給凍結のため検附中)	⑤その他(支給凍結のため検附中)	無		8	①広報誌・市議会HP	有	全て	・支出伺、領収書 ・行政視察を行った場合、行政視察結果報告書	否	支給凍結のため検附中	無	支給凍結のため検附中	否	支給凍結のため検附中	有	③会派(経理責任者)④議会事務局 ⑤その他(会派でない場合は議員)	・会派の経理責任者は、領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付し収支報告書を議長に提出 ・議長提出前に、事務局で必要に応じて調査を行う。	
北海道	苫小牧市	○					25	①前払い	④1年(4月末)	有	苫小牧市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての用途について領収書添付 ・旅費については、旅費計算書添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載	有	③各会派(会派の経理責任者、会派代表) ④議会事務局	・所属議員からの支出に関する申請及び精算時に支出に係る内容、領収証書を確認し収支報告書に記載し事務局へ提出(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	交付の対象欄の「会派」には、所属議員が1人の場合も含まれる。
北海道	稚内市	○					30	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書(研修の際は、案内文・資料。印刷物の発行の場合は、その写し。要請・陳情活動の場合は要請・陳情書の写し。)	可	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	④議会事務局	議長に提出前に、議員1名分の収支報告書及び添付書類に対し、事務局職員の複数人で検査し、不適切な支出については、指導等を実施している。			

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名		検査方法		
																								検査主体名	検査方法
北海道	美唄市			○			8	①前払い(概算払い)	④1年(申請を受けた後、概ね2週間以内に交付)	無	5	②事務局に常備	無			否			否	有	④議会事務局	議長への提出前に議会事務局において、収支報告書を確認する。	H20年度～現在まで政務活動費は凍結中。H19年度以前は、各会派の経理責任者等が収支報告書を作成し、収支報告書は議長が、領収書は各会派の経理責任者がそれぞれ5年間保存することとしていたが、収支報告書への領収書等の添付は条例上、義務付けていない。今後、政務活動費の凍結を解除することになった際は、収支報告書への領収書等の添付を義務付けるなど条例等の見直しを行うこととしている。		
北海道	芦別市	○					7	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④市の情報公開条例の公文書公開請求書により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④市の情報公開条例の公文書公開請求書により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④陳情活動報告書	可	④市の情報公開条例の公文書公開請求書により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局、総務課による検査を実施	
北海道	江別市	○					15	①前払い	③半年(4月(改選年は5月),10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	会計帳簿、領収書、支出調書	可	①HPに掲載(会計帳簿のみ) ②事務局に常備	有	①国内視察報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	④議会事務局	提出された全ての書類を議会事務局職員3名で検査している。	
北海道	紋別市	○					20	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査(④)		
北海道	名寄市	○					10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類 ・政務活動費に係る収支及び活動報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	三笠市			○	会派又は議員の選択性		4	②精算払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに順ずる支出証拠書類	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局 ⑤その他(市)	・「議長は規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、必要に応じ調査を行い、補正の必要があると認める場合は補正を求めた上で市長に提出しなくてはならない。」と条例があり、その際に議会事務局も審査を行う。 ・市長は、規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、交付すべき政務活動費の額を確定し、会派の代表者又は議員に通知しなくてはならない。	
北海道	根室市			○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	収支報告明細書 支払伝票 支払証明書 政務活動報告書 旅費等明細書 備品台帳 受払簿	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書の内容を確認 ・内容が不適正であると認めるときは、その訂正を命ずる	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
北海道	千歳市	○				3	①前払い	④1年(交付請求のあったとき)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書(領収書に具体的な支出内容が記載されていない場合、納品書等を含む。)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	収支報告書、領収書等の照合、支出内容の確認など				
北海道	滝川市				○	会派又は会派に属さない議員	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類	可	④市の情報公開条例の公文書公開請求書により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	議長への提出前に会派の経理担当者と議会事務局において、収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、不適切な支出がないか検査する。総務課においても支出時に適正なものであるか確認する。	活動報告書等の添付義務はないが、実務上、活動報告書を提出してもらい、適正かどうか検査している。			
北海道	砂川市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・基本的に全ての支出に係る領収書であるが、交通費等領収書の受領ができない場合は、添付不要を認めることがある。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)				
北海道	深川市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	③深川市議会政務活動費の交付に関する条例による閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③深川市議会政務活動費の交付に関する条例による閲覧可	無	否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	左記「交付の対象」となる会派は、所属議員が1人の場合も含む。			
北海道	登別市	○				20	①前払い	④1年(毎年度の最初の月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書、政務活動・成果報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(登別市監査委員及び登別市総務部総務グループ)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	交付方法について、交付した総額から調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残額がある場合には、返還とする。			
北海道	恵庭市	○				13	①前払い	④1年(改選期以外は4月、改選期は5月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書、明細書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	提出された書類を議会事務局が検査している。		
北海道	伊達市				○	会派又は会派に属さない議員	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施		
北海道	北広島市	○				13	①前払い	④1年(4月30日)	無	5	②情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	②情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	報告書は、毎年4月20日までに提出。議会事務局で検査後、議長決裁。		
北海道	石狩市	○				17	①前払い	③半年(4月20日、10月20日)	有	石狩市特別職報酬等審議会	5	②事務局に常備	有	全て	領収書	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	領収書及び経理簿等の内容確認	政務活動費の執行、閲覧等については、石狩市議会政務活動費の交付に関する条例のほか、石狩市議会基本条例にて規定している。
北海道	当別町				○		②精算払い	⑤その他(年度につき4回を限度に、交付請求のあったとき)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	提出された書類を議会事務局が検査している。		
北海道	福島町	○				10	①前払い	①毎月	有	議会基本条例諮問会議	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に関する領収書	可	①HPに掲載	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を検査しています。また、町部局にも写しを送付しています。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
北海道	上ノ国町		○			10	①前払い	④1年(5月)	無		10	①HPに掲載(支出額を掲載) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(収支報告書)	有	全て	・全ての支出に係る領収証	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(※内容記載)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収証その他支出を証すべき書面により検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	せたな町		○			10	①前払い	④1年(4月又は5月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(但し、交通費において自家用車使用の場合、町の旅費規定に準じ領収書添付不要)	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他 ・調査実施報告書(実施報告については収支報告前に提出) ・活動報告会などで作成した広報紙	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告提出後、事前提出されている調査実施届出書等と突合検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
北海道	京極町		○			120	②精算払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
北海道	南幌町		○			8	②精算払い	⑤その他(政務活動を行った日から30日以内)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(支出を証すべき書面)	可	①HPに掲載 ②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局による検査を実施		
北海道	長沼町		○			8	①前払い	④1年(4月)	無		5	①議会だよりに掲載をしたので、間接的にHPでも閲覧可 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収証その他支出を証すべき書面(移動の経路を示すもの、また、書籍を購入した場合、購入書籍の表紙の写しなど)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	※別途出張報告書は都度提出義務有	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	政務活動費の交付に関する条例等に照らし対象の可否を判断し、領収証と収支報告書の整合等を精査	
北海道	栗山町		○			20	②精算払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	議会モニター、パブリックコメント	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通費等領収書の添付が不可能なものは料金表を提出	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①第三者(税理士) ④議会事務局	・議員からの精算払い(四半期)申請時に領収書等を提出させ、不適正な支出について指導、助言等実施。添付書類確認後、精算払い(④)・収支報告書及び領収書を議長に提出後、HP掲載前に税理士による検査を実施(①)	
北海道	東神楽町		○			7	①前払い	④1年(4月、改選期は5月)	無		10	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容報告書 ・研修費における研修会資料	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否	有	④議会事務局 ⑤その他(町総務課)	・収支報告書及び添付書類等を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④⑤)		
北海道	上川町		○			10	①前払い	④1年(5月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面を添える。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施 研修報告書の内容：通帳の写 支払報告書(関係徴証等) 活動報告書(研修会資料等)	
北海道	東川町		○			16	①前払い	④1年(5月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面を添える。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
北海道	美深町		○			13	①前払い	④1年(4月又は5月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(②)	
北海道	美幌町		○			20	①前払い	④1年(4月中(時期不定期))	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書、その他の支出を証明する書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出があれば助言を行う	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
北海道	音更町	○				8	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書及び証拠書類(写) ・調査の日程及び調査内容等の概要	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	添付されている領収書・内訳書により収支報告書との整合性を確認する。 添付されている領収書・内訳書の正当性については活動報告書の内容も照らし合わせて確認する。	
北海道	鹿追町			○		10	①前払い(30日前までに申請し、議会運営委員会の審査を経た後に前払い)	⑤その他(議会運営委員会審査後)	有	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収証	可	①HPに掲載	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②第三者機関(※内容記載) ④議会事務局	①議長に報告し事務局で検査。 ②第三者審議会での内容報告及び収支報告説明。	現在会派無し。
北海道	釧路町			○		15	①前払い	④1年(4月)	無	10	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	※議会広報誌で公開	有	④議会事務局	領収書等の提出の有無及び領収書金額との照合	
計	45団体	19団体	11団体	8団体	7団体		① 39件 ② 5件 ③ 1件	① 1件 ② 3件 ③ 7件 ④ 30件 ⑤ 4件	9団体		① 31件 ② 18件 ③ 8件 ④ 22件	44団体		① 10件 ② 14件 ③ 7件 ④ 26件	29団体	① 25件 ② 13件 ③ 23件 ④ 18件	30団体	① 11件 ② 12件 ③ 5件 ④ 17件	45団体	① 1件 ② 1件 ③ 10件 ④ 42件 ⑤ 6件				
青森県	青森市			○		90	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	10	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・(必要に応じて)ガソリン代計算書、タクシーチケット別紙明細、支払証明書、雇用台帳、事務所台帳、備品台帳、政務活動報告書、政務活動費で作成した印刷物の写し	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書の提出時に、市の用途基準に沿った内容であるか、また提出された書類等に不備がないか、金額に誤りがないかな等を点検	
青森県	弘前市	○				50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・会計帳簿に添付すべき書類：①ガソリン代計算書、②タクシーチケット別紙明細、③支払証明書(領収書が添付できない場合)、④作成した印刷物(写しでも可) ・必要に応じた添付書類：①雇用台帳、②事務所台帳、③備品台帳 ・政務活動報告書	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
青森県	八戸市			○	会派又は会派に属さない議員	80	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(旅費については、旅費計算書を添付)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(③④)	
青森県	黒石市			○		10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類(ガソリン代等領収書のない支出については計算書を添付)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
青森県	五所川原市	○					27	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市の条例に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・旅費等明細書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市の条例に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市の条例に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・精算申請時に収支報告書、関係書類及び領収書を提出させ、確認後、残余がある場合は返還(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
青森県	十和田市	○					30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出にかかる領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(※) ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類について、不備が無いか、適正な支出であるかを検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。(④)	※海外視察は、現在実施していない。
計	6団体	3 団体	1 団体	1 団体	1 団体			① 6件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 3件 ③ 3件 ④ 0件 ⑤ 0件	0 団体			① 5件 ② 1件 ③ 6件 ④ 5件	6 団体			① 1件 ② 1件 ③ 6件 ④ 5件	5 団体	① 5件 ② 3件 ③ 5件 ④ 5件	5 団体	① 2件 ② 1件 ③ 5件 ④ 4件	6 団体	① 0件 ② 0件 ③ 3件 ④ 6件 ⑤ 0件			
岩手県	盛岡市	○					50	①前払い	③半年(4,10月)	有	盛岡市議会 政務調査費 検討懇話会	5	②議会図書館に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館に常備	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局職員が内容を検査(④)	
岩手県	宮古市	○					13	①前払い	④1年(議員からの請求により随時交付)	無		5	③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議会運営委員会)	・実施計画書を事前にチェックする。 ・不適正な支出がないか、収支報告書及び添付書類をチェックする。	
岩手県	大船渡市			○			7	①前払い	④1年(年度初め)	有	大船渡市特別職報酬等審議会	10	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書を添付(会派又は議員は10年間保存)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を議会事務局で適切に支出されているかチェックし、不適切と思われる支出があれば指摘する。	
岩手県	花巻市	○					20	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可能	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・事業報告書	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可能	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可能	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不適切と思われるものについて、議員に指摘する。	
岩手県	北上市			○			20	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(政務活動費検証委員会(各会派代表者、経理責任者等))	収支報告書及び添付書類を各会派で相互に検査し、不適切な支出があれば指摘。	
岩手県	久慈市	○					10	①前払い	④1年(4月)	無		5	②事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	④議会事務局	・各会派の政務活動費の通帳は議会事務局で管理(④) ・各会派の経理責任者から収支報告書及び領収書の提出を受け、検査後、通帳から引き出し(④)	今年度から収支報告書及び領収書等をHPに掲載予定

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
岩手県	遠野市		○			5	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書の内容により、内訳書等添付の必要がある場合にはその内容の分かる書類	可	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	-	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を確認し、不適切と思われるものについては議員に指摘や助言を行う。 ・前渡しているもので、精算後に残金があれば返戻を受ける。	
岩手県	一関市			○		15	①前払い ④1年(4月)	有	5	①HPに掲載(収支状況の一覧表) ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載(視察先・視察項目等の概要) ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(会派代表・経理責任者・無会派議員による検証会)	収支報告書及び領収書の提出後、議会事務局・検証会による確認、精算払い	
岩手県	陸前高田市			○		8	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④政務活動概要報告書、出張報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県	釜石市	○				13	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(各会派代表者) ④議会事務局 ⑤その他(正副議長)	収支報告書を議会事務局経由で議長へ提出。年度末に正副議長及び会派代表者が各会派の収支報告書の検査を実施。	
岩手県	二戸市		○			10	①前払い ④1年(年度当初)	無	5	①HPに掲載 ③議会の要綱で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類を添えて	可	②事務局において閲覧可	有	①視察報告 ②研修報告	可	②事務局において閲覧可	有	④議会事務局 ⑤その他(市監査委員事務局)	④収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県	八幡平市			○	会派又は議員の選択制	20	①前払い ④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・前払い分に係る収支報告書及び添付書類(領収書等)を年度末に提出させ、金額のチェックや支出内容を確認のうえ、精算事務を行う(④)	
岩手県	奥州市		○			12	①前払い ④1年(4月)	無	10	②事務局等に常備(議会広報に掲載) ④情報公開条例の規定の例による請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書等を徴し難い場合は、支払証明書、支払申立書等を添付)	可	④情報公開条例の規定の例による請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書(調査旅費を支出した場合。行程表を添付)	可	④情報公開条例の規定の例による請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を議長へ提出後、議会事務局職員が内容を検査し、必要に応じて確認や助言を行う。(④)	
岩手県	滝沢市			○		15	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	④滝沢市行政情報公開条例の規定に準じ閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	④滝沢市行政情報公開条例の規定に準じ閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④滝沢市行政情報公開条例の規定に準じ閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(議会運営委員会)	議会運営委員会において、各会派、各議員の収支報告書及び添付書類を検査	
岩手県	紫波町			○	会派又は議員の選択制	5	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書その他支出を証する書類	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県	矢巾町	○				20	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載。また、年1回議会広報に掲載。	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書を徴し難い場合は、支出証明書)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて確認や助言を行う。(④)	交付額：H28.10.1から16千円/月

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法			
																					内容	領収書等の公開方法
岩手県	平泉町		○			5	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書その他支出を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施
計	17団体	3団体	7団体	5団体	2団体		① 17件 ② 0件 ③ 0件 ④ 11件 ⑤ 0件						① 8件 ② 6件 ③ 6件 ④ 8件	17団体	① 0件 ② 4件 ③ 6件 ④ 9件	15団体	① 12件 ② 6件 ③ 12件 ④ 3件	15団体	① 5件 ② 3件 ③ 5件 ④ 6件	17団体	① 0件 ② 0件 ③ 3件 ④ 16件 ⑤ 5件	
宮城県	仙台市			○		350	①前払い ②四半期(4,7,10,1月)	有	5	③閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出を証すべき書類の写し	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書(出張記録簿) ②海外視察報告書(出張記録簿) ④政務活動報告書	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書に領収書等の写し及び政務活動報告書を添付し議長に提出後、議長調査を行う。議会事務局は、議長の指示により検査を実施する。
宮城県	石巻市		○			30	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他支出の内容を証明する書類(徴することができない場合は会派代表者の支出証明書) ・出納簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	※実施した都度提出 ①国内視察報告書 ③研修報告書 ④会議、陳情活動等報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④) ・会派には1人会派も含む(所属議員が1人の場合) ・海外視察は認めていない
宮城県	塩竈市		○			20	①前払い ④1年(4月)	有	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他支出の内容を証するものを添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④領収書その他支出の内容を証するもの(塩竈市議会政務活動費の交付に関する条例第7条)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	各会派で確認後、経理責任者が、収支報告書を作成し、領収書その他支出の内容を証するものを添えて、議長あてに提出する。議会事務局は、各会派から議長あてに提出された収支報告書等を確認し、必要に応じて助言等を行う。
宮城県	気仙沼市			○		10	①前払い(前払い後、年度末精算し残金は返還) ④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	(気仙沼市議会政務活動費の交付に関する条例より抜粋) 領収書その他内容を証する書類の写しを添付しなければならない。徴し難い事情がある場合は、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書類をもってこれに代えることができる。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①②視察調査計画書、視察調査報告書(国内、海外ともに提出義務あり)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書等提出書類は、議会事務局で確認・点検を行っています。
宮城県	白石市		○			5	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	③研修報告書(行政視察、議員研修と同様の様式であり、国内及び海外の区別はない様式)	可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	③会派	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書を経理責任者に提出させ、確認後精算払い(③) 会派には1人会派も含む(所属議員が1人の場合)
宮城県	名取市		○			12	①前払い ④1年(4月)	無	10	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書すべて添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派 ④議会事務局	各会派で確認後、経理責任者が収支報告書を作成し、領収書その他支出の内容を証するものを添えて、議長あてに提出する。議会事務局は、各会派から議長あてに提出された収支報告書等を確認し、必要に応じて助言等を行う。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																				内容	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法	
宮城県	角田市	○				5	①前払い	④1年(4月)	有	特別報酬等審議会	5	②議会図書室、事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	無		可	②議会図書室、事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書室、事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	条例、規則、事務取扱要領により収支報告書と領収書の確認を行う	
宮城県	多賀城市			○		15	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(実施実績なし) ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類の検査 ・収支報告書と領収書の突合及びチェック(不足書類等あれば、指導、助言等実施)	
宮城県	登米市			○	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	各会派で確認後、経理責任者が、収支報告書を作成し、領収書その他支出の内容を証するものを添えて、議長あてに提出する。議長事務所は、各会派から議長あてに提出された収支報告書等を確認し、必要に応じて助言等を行う。	会派に属さない議員の取扱も同様
宮城県	栗原市			○		25	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ③栗原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第10条により閲覧の請求をすることにより閲覧可。	有	全て	可	③栗原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第10条により閲覧の請求をすることにより閲覧可。	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③栗原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第10条により閲覧の請求をすることにより閲覧可。	有	③各会派(会派の経理責任者、会派の代表等) ④議会事務局	・会派の代表と経理責任者及び会派に所属しない議員は、収支報告書及び領収書等を議長に提出する。提出された資料を議会事務局が確認し、残余のある場合は返還手続き等を行い返還させる。	活動報告書について、栗原市議会政務活動費に関する取扱要領第2条において、海外視察旅費は支出できないこととしている。
宮城県	東松島市	○				10	①前払い	④1年(条例第3条:政務活動費交付申請の日の属する月から交付する。)	有	特別報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(監査)	・収支報告書及び領収書を議長へ提出後、検査実施(④) ・上記検査後、監査より検査実施(⑤)	・東松島市特別報酬等審議会条例 ・東松島市議会政務活動費の交付に関する条例 ・東松島市議会政務活動費の交付に関する規則 ・東松島市議会政務活動費事務取扱要領 ・東松島市情報公開条例
宮城県	大崎市			○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	④1年(4月末)	無		5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	④議会事務局	各派の経理責任者から提出された書類を検査	
宮城県	大河原町	○				5	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	無		可	②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
宮城県	柴田町				○	会派又は議員	4	①前払い	④1年(4月)	無	5	②事務局に常備(柴田町議会基本条例第18条第2項の規定による政務活動費の公開)	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備(柴田町議会基本条例第18条第2項の規定による政務活動費の公開)(収支報告書の公開に準じて公開)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局に常備(柴田町議会基本条例第18条第2項の規定による政務活動費の公開)(収支報告書の公開に準じて公開)	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等実施(④)	
宮城県	丸森町				○		6※ 年額70	②精算払い	⑤その他(随時)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等についてすべて提出	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④調査研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等実施(④)	
宮城県	松島町				○		7	①前払い	④1年(4月)	有	5	③「松島町議会政務活動費の交付に関する規則」に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	領収書すべて	可	③「松島町議会政務活動費の交付に関する規則」に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③「松島町議会政務活動費の交付に関する規則」に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書と領収書の照合及び支出内容の精査	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けについて、条例・規則に明文化されていないが、宿泊を伴うもの場合に必ず提出をされている。
宮城県	七ヶ浜町				○	会派又は議員の選択制	8	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証する書面を添えて提出	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	支出内容が政務活動費に該当するか等の内容確認	
宮城県	利府町	○					15	①前払い	④1年(4月)	有	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができない場合は、会派の代表者が作成する支払い証明書をもって代えることができる。)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	「収支報告書」、「出納帳」及び「領収書」等を議長に提出後、不適切な支出、誤り等がないか、議会事務局の複数の職員で確認	
宮城県	大和町				○		10	①前払い	③半年(5,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	条例により領収書その他の支出を証すべき書面を添付すること	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書と領収書の照合及び支出内容の精査	
宮城県	大郷町				○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書と領収書の照合及び支出内容の精査	
宮城県	富谷町				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	④1年(4月)	有	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	活動報告書については、収支報告書への添付を義務付けているのではなく、当該活動の都度、提出することとしているため。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
宮城県	女川町				○		5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
計	22団体	8 団体	0 団体	9 団体	5 団体			① 21件 ② 1件 ③ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 4件 ④ 16件 ⑤ 1件	8 団体		① 9件 ② 4件 ③ 7件 ④ 12件	20 団体		① 1件 ② 5件 ③ 7件 ④ 13件	22 団体	① 14件 ② 8件 ③ 16件 ④ 7件	19 団体	① 5件 ② 4件 ③ 7件 ④ 10件	20 団体	① 5件 ② 4件 ③ 7件 ④ 10件	22 団体	① 0件 ② 0件 ③ 6件 ④ 21件 ⑤ 1件		
秋田県	秋田市	○					100	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	5	①HPに掲載 ③市の要綱で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察時の所感 ・その他内容を証明できる証拠書類	可	③市の要綱で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	③市の要綱で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書、領収書、添付書類等の形式審査	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
秋田県	能代市		○				10	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(議会だよりに政務活動費の使途を毎年掲載)	有	全て	旅費は市職員旅費規程に準じて支給する。(領収書不要)それ以外は全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査	
秋田県	横手市		○				10	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、書類不備や対象外の支出については訂正等依頼。	
秋田県	大館市		○				15	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HP(市議会だより)に掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求手続により閲覧可	有	全て	領収書には支出の内容が記載されているものとし、記載のないものは内訳書を添付すること。	可	④情報公開条例に基づく開示請求手続により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求手続により閲覧可	有	④議会事務局 ⑤その他(総務部総務課)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言(④)議会から提出された収支報告書・添付書類を検査し、不明瞭な部分等について議会へ確認(⑤)	
秋田県	男鹿市		○				8	①前払い	④1年(4月)	有	男鹿市特別職報酬等審議会	5	④情報公開に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等	可	④情報公開に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要望等活動報告書)	可	④情報公開に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等実施(④)	
秋田県	湯沢市				○	会派又は会派に属さない議員	5	①前払い	④1年(請求の翌月15日)	有	特別職報酬等審議会	4	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	全ての支出	可	②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	・収支報告書、領収書、添付書類等の形式審査	
秋田県	鹿角市		○				5	①前払い	④1年(年度当初)	有	鹿角市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出にかかる領収書原本 ・研修費用における資料や報告書等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、セミナー等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	条例・規則・運用マニュアルにより適正に執行されているか確認	
秋田県	由利本荘市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(視察(出張)の内容資料)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(監査委員)	定期監査時の求めに応じて収支報告書等を検査	
秋田県	大仙市		○				15	①前払い	④1年(時期は請求による)	有	大仙市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	支出を証明する書類(領収書、振込依頼書、その他これらに類する書類)	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	④議会事務局	・活動報告書提出時に領収書も併せて提出させ、議会事務局で支出項目をチェックし、対象の可否を確認している。	
秋田県	にかほ市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	④1年(交付要件を満たすこととなった月の20日)	有	にかほ市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究報告書 ・研修会等の開催通知など ・広報紙等の成果品など	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	③各会派(経理責任者、代表) ④議会事務局 ⑤議長	収支報告書及び添付書類を確認後、提出(③)収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言の実施(④)必要に応じて提出された収支報告書について確認、検査を行う(⑤)	
秋田県	仙北市		○				10	①前払い	④1年(5月)	無		5	③政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書に加え添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	③政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	無		可	③政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	④議会事務局	議長へ提出前の段階で、政務活動費として誤解を招く恐れがないかを検査	活動報告書等について、義務という明確な申し合わせではないが、事務局から提出を依頼しており、提出している議員分については閲覧可能である。
計	11団体	2団体	6団体	0団体	3団体			① 11件 ② 0件 ③ 0件 ④ 10件 ⑤ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 0件 ④ 10件 ⑤ 0件	6団体		① 5件 ② 2件 ③ 2件 ④ 7件	11団体		① 0件 ② 2件 ③ 2件 ④ 8件	11団体	① 8件 ② 5件 ③ 5件 ④ 5件	10団体	① 1件 ② 2件 ③ 2件 ④ 7件	11団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 10件 ⑤ 3件					

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
山形県	山形市		○			100	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	パブリックコメントの実施	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て(一部、地下鉄など領収書等を受領できない場合を除く)	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	取扱要領に則した支出かどうか、また、領収書等の添付書類に不正がないかを確認している。	
山形県	米沢市		○			23	①前払い	③半年(4,10月)	有	米沢市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(米沢市議会政務活動費報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施。	
山形県	鶴岡市			○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(・県外での政務活動(要請・陳情活動)の場合は、事前に「政務活動費調査・研修(要請・陳情活動)計画書」を提出し、事後に「政務活動費調査・研修(要請・陳情活動)報告書」を提出 ・自家用車で政務活動をした場合は、「車賃内訳書」を提出)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施。	
山形県	酒田市			○		25	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(旅費規程により支出されるものを除く)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 (②は実績なし)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	検査の定義が不明だが、議会事務局で確認し助言している。	
山形県	新庄市		○			15	①前払い	④1年(5月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施。	
山形県	寒河江市		○			12.5	①前払い	③半年(4,10月)	有	市特別職報酬等審議会(当初)	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに順ずる書類(支払証明書等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派(各会派の経理責任者) ④議会事務局 ⑤その他(政務活動費の交付に関する条例担当課である財政課)	収支報告所及び領収書等の添付書類を検査し、不適切な支出について、修正依頼及び助言等を実施	
山形県	上山市			○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出内訳書及び領収書その他支出を証する書面の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
山形県	村山市		○			10	①前払い	④1年(4月)	有	市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(市監査委員)	・会派の代表者が、支出に係る領収書を添付した収支活動報告書や、研修視察報告書を、議長に提出する前に確認(④) ・翌年度の決算審査時に監査(⑤)	
山形県	長井市		○			10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法			
																								①	②
山形県	天童市				○	会派又は会派に属さない議員(議長)	13	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③会派(会派会長、会派経理担当者) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導。	
山形県	東根市				○	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	領収書 会計帳簿等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	・活動報告書等の添付については明記されていませんが、収支報告書へ記載する政務活動の成果として、提出を求めています。
山形県	尾花沢市				○	会派又は会派に属さない議員	5	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や不備なものについて指導等を実施	議員一人当たりの交付月額は、平成28年7月1日から10千円になっている。
山形県	南陽市	○					10	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の検査	
山形県	朝日町				○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	⑤その他(議長および副議長)	収支報告書等を議長に提出後、議長および副議長による二重確認を実施	議会広報紙に全議員の使途を掲載。
山形県	大江町				○		5	①前払い	③半年(4,10月)	無	4	③町条例で定める閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	全ての支出にかかる領収書 (経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③町条例で定める閲覧請求手続きにより閲覧可	無		否		有	⑤その他(議長が議長の中から指名した者を委員とした審査会を設けて審査)	収支報告書及び添付書類を検査し適正な支出がおこなわれているかを審査する	
山形県	川西町				○		10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山形県	白鷹町				○		5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査	議会広報紙に全議員の使途を掲載。
山形県	飯豊町				○		10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書 (経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	18団体	4団体	8団体	1団体	5団体			① 18件 ② 0件 ③ 0件 ④ 6件 ⑤ 0件	① 0件 ② 2件 ③ 10件 ④ 6件 ⑤ 0件	4団体		① 2件 ② 1件 ③ 3件 ④ 17件	18団体		18 ① 1件 ② 1件 ③ 3件 ④ 17件	12団体	① 11件 ② 5件 ③ 10件 ④ 6件	12団体	① 2件 ② 1件 ③ 2件 ④ 11件	18団体	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 16件 ⑤ 4件				

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
福島県	福島市	○				100	①前払い	③半年(4月15日、10月15日)	無	6	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	全て	概算払いである旅費以外は基本的に添付	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書提出の際、会派の経理責任者が現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を検査している(③) ・収支報告書、現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を事務局において検査している(④)	
福島県	会津若松市	○			会派は所属議員が1人の場合も含む。	35	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市の要綱で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	全て	会計帳簿、領収書その他収支内容を明らかにする書類	可	③市の要綱で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請・陳情活動報告書)	可	③市の要綱で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	③会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・支出にあたっては条例・規則に沿った運用に期するとともに会計帳簿、領収書を整える。(③) ・収支報告書及び添付書類を確認する。(④)	
福島県	郡山市	○				100	①前払い	③半年(4,10月)	有	郡山市政務活動費審議会	5	②議会図書室に常備 ③市の条例、規則で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可。 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出1件ごとに作成し、支出内訳を記載し領収書を貼付支出の内容に応じて「契約書(写)」「明細書」「調査等報告書」等の書類を添付	可	②議会図書室に常備 ③市の条例、規則で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可。 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議報告書、陳情活動報告書)	可	②議会図書室に常備 ③市の条例、規則で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可。 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長)	・収支報告書及び添付書類の不備等について点検、助言等実施(④⑤)
福島県	いわき市	○				110	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	7	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出1件ごとに作成し、支出内訳を記載し領収書を貼付支出の内容に応じて「契約書(写)」「明細書」「調査等報告書」等の書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	各会派から提出された領収書等について、政務活動費として認められるかをマニュアルに沿って確認を行う。また、初めて購入等するような場合については、事前に事務局へ相談してもらい、用途の確認を行った後に支出するようにしている。
福島県	白河市	○				20	①前払い	④1年(4月末)	有	特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市総務部総務課)	・収支報告及び添付書類を検査し、書類の不備等について指導、助言等を実施。
福島県	須賀川市	○				30	①前払い	③半年(4,10月)	有	須賀川市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局に常備	有	全て	政務活動事業実績書、領収書等の証拠書類	可	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局に常備	有	④議会事務局	書類審査
福島県	喜多方市	○			会派は所属議員が1人の場合も含む。	20	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又は、その写しを添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、助言等実施
福島県	相馬市	○				10	①前払い	④1年(毎年4月25日)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言等を実施(④)

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
福島県	二本松市	○				10	①前払い	④1年(4月)	有	二本松市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 領収書を徴することができない場合は、支出した本人が作成し、経理責任者が署名した支払証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
福島県	田村市			○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	南相馬市	○			会派は所属議員が1人の場合を含む。	15	①前払い	④1年(4月30日)	有	南相馬市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類の写し(交通費・宿泊費を除く)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を精査し、疑義のある内容について各会派に確認、指導、助言等を実施	左記、収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容③研修報告書は市内研修を含まない。
福島県	伊達市			○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備 ③市の要領に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書の原本を添付 領収書には、原則として品名を明記 やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による	可	②議会図書室に常備 ③市の要領に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書室に常備 ③市の要領に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等を検査し、指導・助言等実施	
福島県	本宮市			○		10	①前払い	④1年(4月末日まで)	無		5	①HPに掲載 ②③市議会政務活動費の交付に関する条例により閲覧可能、閲覧用は議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収証その他支出を証すべき書面	可	②③市議会政務活動費の交付に関する条例により閲覧可能、閲覧用は議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、書類の不備等について指導、助言等実施	
福島県	西郷村			○		20	①前払い	④1年(4月)	無		5	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を提出後、独自に定める「政務活動費マニュアル」に基づき、適正な支出がされているかの照合(④)	
福島県	浪江町		○			5	①前払い	④1年(4月～5月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収証その他支出を証すべき書面	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	15団体	9 団体	2 団体	4 団体	0 団体		① 15件 ② 0件 ③ 0件 ④ 7件 ⑤ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 8件 ④ 7件 ⑤ 0件	7 団体			① 4件 ② 4件 ③ 9件 ④ 10件	15 団体		① 1件 ② 4件 ③ 9件 ④ 10件	11 団体	① 8件 ② 6件 ③ 11件 ④ 6件	11 団体	① 1件 ② 3件 ③ 4件 ④ 7件	15 団体	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 15件 ⑤ 2件				
茨城県	水戸市	○				90	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ※①, ③ともに宿泊を伴う場合のみ	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(水戸市議会政務活動費支出等審査会)	収支報告書及び領収書等を議長に提出後、水戸市議会政務活動費支出等審査会による検査を実施	
茨城県	日立市	○				45	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ※海外視察は行っていない	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
茨城県	土浦市			○	会派又は議員	25	①前払い	④1年(4月)	有	土浦市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書及び明細書 ・領収を徴しがたい場合は、支出証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(総務委員会)	収支報告書及び領収書等を議長に提出後、総務委員会において検査を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
茨城県	古河市		○			25	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市の条例・施行規則に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局による検査を実施	平成28年度分の収支報告書からHPにて公開予定
茨城県	石岡市		○			13	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書(ただし、領収を徴しがたい場合は、支出証明書等の支出を証する証拠書類)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ※海外視察は行っていない。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の確認を実施	
茨城県	結城市			○		10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載※1 ③政務活動費の交付に関する条例に基づく閲覧請求により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全て。但し、交通費等は旅費計算書に代えることができる。	可	③政務活動費の交付に関する条例に基づく閲覧請求により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可※2	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(代表、経理責任者、会派員) ④議会事務局	③議長提出前に会派(代表、経理責任者、会派員)が収支報告書金額と領収書の突合、内容を精査する。 ④議長提出前に収支報告書金額と領収書の突合、内容を確認する。	※1 収支報告書のHP掲載とは、会派から提出された収支報告書の数字を転記し、全会派分を一覧表にしてHPに掲載。 ※2 視察報告書等は収支報告書への添付は義務付けられていないが、議長に必ず提出することになっている。また、情報公開条例に基づく閲覧請求等があった場合には、閲覧等可。
茨城県	龍ヶ崎市		○			4	①前払い	④1年(原則毎年4月21日)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	その収支を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、その適否を指導、助言等実施(④)	年額5万円
茨城県	下妻市		○			5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	会派の経理責任者より提出のあった収支報告書及び添付書類を議会事務局により確認	収支報告書の添付資料として、任意で研修報告書等の提出があれば、収支報告書の一部として公開が可能。
茨城県	常総市			○	会派(所属議員が1人の場合を含む)又は議員の選択制	10	①前払い	④1年(原則4月)	有	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出にかかる領収書 ・領収書の徴収が難しい場合は、案内文や資料の写し等により、負担金や参加費の金額が分かる文書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員事務局)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	
茨城県	常陸太田市			○	会派(所属議員が1人の場合を含む)	15	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 領収書を徴することが出来ないものについては、それに代わる証票	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	会派の経理責任者より提出のあった収支報告書及び添付書類を議会事務局により確認	
茨城県	高萩市		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
茨城県	北茨城市		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書、政務活動費支出書、視察調査(研究・研修会参加)報告書、書籍購入台帳、備品台帳	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
茨城県	笠間市		○			33	①前払い	④1年(4月)	無	5	④笠間市情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求による	無			可	④笠間市情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求による	無		可	④笠間市情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求による	有	④議会事務局	収支報告書および添付書類を検査し、助言等を行う。	収支報告書への領収書、活動報告書の添付は条例上の義務付けはないが、添付しているのが実情。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
茨城県	取手市				○	会派又は会派に属さない議員	8	①前払い	④1年(毎年4月末日)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における行程表 ・研修費における日時・概要等を記したものの ・広報費における会派広報紙、報告会の場合は案内等 ・広聴費における案内等 ・要請・陳情活動費における内容を記したものの ・会議費における概要を記したものの ・資料購入費における図書の表紙、購読紙 ・人件費における雇用内容を証明するもの ・事務所費における賃借契約書等 ・支払証明書(交通費等領収書の発行が困難な場合に、その経費を要した事項について記載し、会派代表者が署名捺印したもの)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書(海外視察自体認めていない)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員会)	議会事務局による領収書等との照合確認。 監査委員会による監査。
茨城県	牛久市				○	会派(所属議員が1人の場合を含む)	8	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	交通機関利用料等で領収書を徴することができないものを除く全ての支出について領収書の添付を義務付けている	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施
茨城県	つくば市	○				会派(所属議員が1人の場合を含む)	30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載(収支一覧のみ) ④収支報告書については、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て(交通費の一部を除く)	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(代表者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前に議会事務局で検査を実施
茨城県	ひたちなか市	○				会派(所属議員一人の場合も含む)	45	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等支出根拠を明らかにできる書類等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	会派の経理責任者から収支報告書、領収書を提出させ検査、突き合わせを行う。 活動報告書等の添付義務はないが、一部会派が任意で提出するため、提出があった分については閲覧等可としている。
茨城県	守谷市	○					10	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	3	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	領収書(写し)又は使途を証する書類	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(議会運営委員会)	・議長への提出前に事務局で事前検査 ・議長へ提出後、議会運営委員会で検査 政務活動費の条例上では一人会派を認めている。
茨城県	那珂市		○				10	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	否	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施
茨城県	筑西市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い(前払い後、収支報告書により精算)	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(調査研究費に係る調査結果報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	④⑤収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
茨城県	坂東市				○	会派(所属議員が一人の場合を含む)	10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	会派の会計責任者から収支報告書、領収書を提出させ検査し、不適正な支出について指導等を実施		
茨城県	かすみがうら市				○		13	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書またはこれに準ずる書類(政務活動費を使用して視察を実施した場合は視察報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の検査、確認を実施	
茨城県	つくばみらい市				○		10	①前払い	④1年(5月)	無	5	③市の条例・施行規則に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無			否		無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	平成19年度から交付を休止	
茨城県	東海村				○	会派(所属議員が1人の場合を含む)	20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の検査、確認を実施		
茨城県	河内町				○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	収支を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	報告書及び添付書類提出の際、全ての支出内容について聞き取り確認		
茨城県	境町				○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付領収書の検査・確認の実施		
茨城県	利根町				○		5	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他支出を証すべきもの書面の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	提出された全ての領収書その他支出を証すべきもの書面の写しで確認		
計	27団体	7 団体	9 団体	3 団体	10 団体			① 27件 ② 0件 ③ 0件 ④ 20件 ⑤ 0件					① 10件 ② 4件 ③ 7件 ④ 18件	25 団体		① 1件 ② 3件 ③ 5件 ④ 20件	15 団体	① 12件 ② 4件 ③ 11件 ④ 1件	17 団体	① 1件 ② 3件 ③ 2件 ④ 14件	27 団体	① 0件 ② 0件 ③ 4件 ④ 25件 ⑤ 7件			
栃木県	宇都宮市				○		100	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・研究研修費及び調査活動費において、研修会等への参加や、先進地調査等を行った際の「政務活動実績報告書」	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書等と領収書の突合	
栃木県	足利市				○		60	①前払い	②四半期(1月、4月、7月、10月末日)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広報・広聴・市政報告・会議開催記録報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査・確認し、不適正な支出について指導、助言等実施	
栃木県	栃木市				○		30	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研究研修費及び調査旅費に係る旅費計算票及び支払証明書、視察研修・研修会等報告書 ・市政報告会、研究会に係る開催記録兼報告書 ・人件費に係る勤務実績表	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	支出内容目的、金額の精査、領収書との突合	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法			
																								検査主体名	検査方法
栃木県	佐野市		○				25	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧可	無(添付が望ましい)		添付があれば可	③市政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施	
栃木県	鹿沼市		○				25	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②事務局等に常備	有	全て	全て	可	②事務局等に常備	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
栃木県	小山市		○				67	①前払い	④1年(5月初旬頃)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		無		公式な検査ではなく、事務局において「政務活動費マニュアル」との整合性を照査している。	
栃木県	真岡市				○	会派、但し会派に所属しない議員は、1議員をもって1会派とみなす	28	①前払い	④1年(6月末日)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書・領収書等の内容審査	
栃木県	矢板市				○	会派又は議員	20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・現金出納簿 ・備品台帳 ・視察研修、研修会報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
栃木県	那須塩原市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載②議会図書室に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を徴することができない場合には、領収書に代わる証拠類を収支報告書に添付する。	可	②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	会派の経理担当者から、議会事務局へ提出。支払額と領収書を突き合し、議長へ提出。	
栃木県	上三川町				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・備品台帳	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	領収書等の内容確認、検算	
栃木県	益子町				○		10	①前払い(概算払・精算戻入)	④1年(4~5月頃)	無	5	②議会図書室に常備 ③町の条例で定める閲覧請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会図書室に常備 ③町の条例で定める閲覧請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	・収支報告書提出時に使途基準との整合性、添付書類の確認、検算等(④) ・例月出納検査の際に、精算(戻入)の証憑とあわせて検査(⑤)	
栃木県	茂木町				○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	無		否		有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行う	
栃木県	市貝町		○				5	①前払い	④1年(6月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	無		否		無			
栃木県	芳賀町				○		10	①前払い	④1年(5月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	すべての支出にかかる領収書等	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
栃木県	壬生町			○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町の定める閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書押印のない領収書については、支払証明書を添付	可	③町の定める閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③町の定める閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	領収書の内容等確認		
栃木県	野木町			○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	政務活動費交付条例との整合確認		
計	16団体	4 団体	3 団体	5 団体	4 団体		① 16件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 5件 ④ 10件 ⑤ 0件	0 団体		① 2件 ② 7件 ③ 6件 ④ 5件	16 団体		① 0件 ② 5件 ③ 6件 ④ 7件	8 団体	① 6件 ② 2件 ③ 6件 ④ 1件	8 団体	① 0件 ② 4件 ③ 3件 ④ 3件	14 団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 13件 ⑤ 1件					
群馬県	前橋市	○				100	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②執行機関の情報公開コーナーに常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(銀行振込の場合は、請求書及び振込済領収書、ATMご利用控など添付)	可	②執行機関の情報公開コーナーに常備	有	①②③行政視察(研修)報告書 ④その他(研修会等実施報告書(会派主催研修))	可	②執行機関の情報公開コーナーに常備	有	③会派 ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に領収書等整理票及び領収書等の証拠書類を会派の経理責任者に提出させ、確認後精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言を実施(④)		
群馬県	高崎市			○	会派又は議員の選択制	83	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能(平成27年度報告書から1階の市民情報センターにて公開請求によらず常時閲覧可能)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(会計帳簿等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能(平成27年度報告書から1階の市民情報センターにて公開請求によらず常時閲覧可能)	有	①③研修・視察報告書 ④要請・陳情活動報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能(平成27年度報告書から1階の市民情報センターにて公開請求によらず常時閲覧可能)	有	③会派の経理責任者 ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切と思われる支出について確認等を実施		
群馬県	桐生市			○	会派または無会派議員の選択制	32	①前払い	③半年(4,10月)	有	桐生市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	全て	やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は支払証明書により、領収書に代えることができるが、それ以外は全て領収書の添付を義務付けている。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	無	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	③会派の経理責任者 ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切と思われる支出について確認等を実施	収支報告書への活動報告書の添付義務はないが、視察等の活動報告書は別途提出あり		
群馬県	伊勢崎市	○				35	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	領収書及び金融機関の振込金受取書等(旅費については、市旅費規程による旅費計算書による。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(会派の経理責任者)	交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに収支報告書及び領収書等の証拠書類を議長に提出するため会派の経理責任者に当該書類を提出させ、検査確認を行っている。		
群馬県	太田市			○	会派(所属議員が1人の場合を含む)	36	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに記載	有	全て	領収書 会計帳簿 交通費等の支出については、その支出に係る出張届の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により、閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	会派、議会事務局とも太田市議会政務活動費の交付に関する条例及び本市議会で作成した政務活動費の手引きの政務活動費で支出する要領及び留意事項を基に検査を行っている。	
群馬県	沼田市			○		10	①前払い	④1年(請求後速やかに交付)	無	10	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に関する領収書 ・会計帳簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容や書類の不備が無いよう確認(④)		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法				
																					内容		活動報告書の公開方法	
群馬県	館林市	○				13	①前払い	④1年(4月)	無		④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(調査資料、広報誌、議会活動報告書等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派の経理責任者	会派の経理責任者は、支出に係る明細を会計帳簿に記録し、領収書等を収支報告書提出時まで保管	
群馬県	渋川市	○				15	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の日付や金額等の検査をしている。	不適切な支出がないよう政務活動費の使用について事前に指導、助言等を実施している。
群馬県	藤岡市	○				13	①前払い	④1年(交付決定後)	有	藤岡市議員報酬等審議会	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・行政視察や議員研修に出席した場合は、報告書や会計報告書・支払証明書を添付。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	年度末に議会事務局職員が収支報告書及び領収書や添付書類を精査し、不適切な支出について指導・助言している。	政務活動費は議員一人当たり12,500円/月となっている。
群馬県	富岡市	○				8	①前払い	③半年(4,10月)	無		①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができない場合は、それに代わる証券類を添付する)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	議員1人当たりの交付年額10万円
群馬県	安中市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無		④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者)	議長に提出する前に会派の所属議員から経理責任者に収支報告書及び領収書を提出させ確認する	
群馬県	みどり市	○				10	①前払い	④1年(年度の初め)	無		①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局 ⑤その他(財政課)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	
群馬県	下仁田町				○	会派又は議員の選択制	①前払い	④1年(交付決定後)	無		③町の定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③町の定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
群馬県	大泉町	○				13	①前払い	④1年(請求後30日以内)	有	大泉町特別職報酬等審議会	①HPに掲載(概要) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 ※その他(議会広報への掲載・公告式条例に定める町揭示場への掲示)	有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・支払証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④会議報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	14団体	6 団体	3 団体	1 団体	4 団体		① 14件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 6件 ④ 8件 ⑤ 0件	5 団体		① 8件 ② 1件 ③ 1件 ④ 8件	14 団体		① 0件 ② 1件 ③ 1件 ④ 12件	14 団体	① 0件 ② 3件 ③ 10件 ④ 6件	12 団体	① 2件 ② 1件 ③ 0件 ④ 10件	14 団体	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 12件 ⑤ 2件				
埼玉県	さいたま市				○	会派又は会派及び議員	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書等の写し	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	否		有	①第三者(公認会計士) ④議会事務局	2~3か月ごとに領収書等を提出してもらい、議会事務局によるチェックの後、公認会計士が全件調査を実施している。	
埼玉県	川越市	○				70	①前払い	③半年(4,10月)	無		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 但し、費用弁償については公共交通機関利用の交通費(航空賃を除く)・宿泊料(宿泊指定を除く)・日当の領収書の添付は不要	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等実施	一人会派を含む

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
埼玉県	熊谷市			○			30	①前払い	④1年(4月)	無	10	①HPに掲載(会派分概要のみ) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(個人分及び会派詳細について)	有	全て	「領収書を添付しなければならない」が、添付できない場合は、写しやその支出を証明できる書類等を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派代表者等)	所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算を行い、差額を返金する(③)	交付月額については、千円未満端数切捨てにて回答
埼玉県	川口市			○			180	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ※JR、私鉄、バス等時刻表で金額が明示されており、領収書等を徴することが困難な場合を除く	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	行田市	○					10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局(議会事務局職員)	収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施(④)	
埼玉県	秩父市	○					15	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ⑤その他(秩父市監査委員)	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・監査委員の指定する年度の関係書類を提出し監査を実施。(⑤)	
埼玉県	所沢市			○			70	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載(平成25年度分以降) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(平成24年度分以前)	有	全て	原則全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容) 領収書を徴し得ないものにあつては支払証明書(様式による)を求める	可	③所沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づく政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(平成25年度分以降) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(平成24年度分以前)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③所沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づく政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(平成25年度分以降) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(平成24年度分以前)	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等実施	
埼玉県	飯能市			○			15	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	飯能市議会政務活動費の交付に関する規則により、領収書その他の支出を証する書面の写しを添付しなければならないとしている。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(議会報告会、広報紙作成等の内容等)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長からの依頼を受けて、議会の任意の組織である政務活動費審査会(各会派1名と無所属議員で構成)にて審査する。)	議会事務局にて収支報告書、添付書類、広報紙面の確認を行う。また政務活動費審査会においても同様に審査を行い、指摘事項、疑義が生じた事項については、当該議員に知らせるとともに議長に報告し、全議員に周知し必要に応じて協議して是正していく。また飯能市議会政務活動費運用指針に反映させる。	
埼玉県	加須市	○					12	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	②議会図書館、事務局等に常備	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、助言等を実施	一人会派を含む
埼玉県	本庄市			○			16	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察報告書、視察行程表、交通費等明細書、図書名がわかる背表紙等の写し、広報誌及び報告書を作成した場合の作成した広報誌等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支計算書及び領収書等、添付した書類を検査し、適正な支出について交付決定する。	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者等からの意見聴取の有無については、庁内組織である補助金等適正化委員会にはかっている。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
埼玉県	東松山市	○					①前払い(会派に前払い後、年度末に会派が精算する) ③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類 ・調査研究費における視察結果報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施 ・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
埼玉県	春日部市	○					①前払い ④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	支出に関しては、事務局が確認している。 ・視察報告書は、収支報告書への添付を義務付けられていないが、HPに掲載、議会図書館・事務局等に常備。	・交付対象は会派のみだが、所属議員が一人の場合を含む。 ・視察報告書は、収支報告書への添付を義務付けられていないが、HPに掲載、議会図書館・事務局等に常備。
埼玉県	狭山市			○	会派又は会派に属さない議員		①前払い ③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・領収書を徴しがない場合は明細書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・書類を検査し、疑義があれば確認(④)	添付されたものについては閲覧が可能。
埼玉県	羽生市			○			①前払い ③半年(4,10月)	無		3	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(例外として領収書の出ないもの・・・旅行会社を通さない場合の電車賃等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	鴻巣市	○					①前払い ④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	領収書の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可※	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不適切と思われる支出について助言等実施(④)	※収支報告書への添付はないが、視察報告書を議長に提出し、本会議で報告している。報告書は閲覧可能。
埼玉県	深谷市	○					①前払い ④1年(4月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧	有	全て	領収書等の証拠書類の写しを添付	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧	有	①国内視察報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類について、支出内容や金額等について確認している。	
埼玉県	上尾市	○					①前払い ④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付する。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	②議会図書館に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
埼玉県	草加市			○			90(※)	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書、受領書または振込受領書その他これらに準ずる書類、支出書、交通費計算書、旅費計算書、先進地調査計画書、先進地調査報告書、調査委託届、事務所設置届、事務職員雇用届、交通費等計算書、通信料計算書、タクシー・レンタカー使用理由書、他の団体等の開催する研究会及び研修会の開催要項の写し等資料、研修費により作成した印刷物、広報費により作成した印刷物、広聴費により作成した印刷物、調査委託を行なった場合には、契約書の写し及び成果品、申出書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(先進地調査計画書、先進地調査報告書(※2)、会議等記録、要請・陳情活動実施記録、開催通知や要領等、研修会の内容がわかる資料)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(会派及び議員)	会派分については、政務活動費マニュアルに基づき、各会派の責任で、各会派の経理責任者が収支報告書、領収書等の書類の検査を行っている。 議員個人分については、政務活動費マニュアルに基づき、自己の責任で、収支報告書、領収書等の提出書類の検査を行っている。	※1会派に対する政務活動費は、月額9万円以内で会派ごとに定めた額に所属議員数を乗じた額を交付しており、会派に属する議員には、月額9万円から会派分の額を差し引いた額、無所属議員には月額9万円を交付 ※2外国における先進地調査は充当できない。
埼玉県	越谷市			○		議員1人当たり40 会派所属議員1人当たり40 計80(無所属議員40)	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく公開請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	策定している「政務活動費運用の手引き」に基づき、適正な支出であるか確認をしている。			
埼玉県	蕨市			○		33	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②市条例に定める閲覧請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(経理責任者)	会派において収支報告書、領収書等の提出書類を検査のうえ議長へ提出	・交付の対象は、一人会派を含む ・海外視察は行っていない	
埼玉県	戸田市			○		40	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	提出された政務活動費に係る報告書や領収書等について、内容を確認する。不備があった場合、各会派の担当者へ連絡し、訂正させている。なお、政務活動費による支出が認められないと判断された場合も、各会派の担当者へ連絡し、対応している。		
埼玉県	入間市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②市政情報コーナーに写しを常備	有	全て	政務活動費を支出したときは領収書を添付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を添付することができなときは、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。	可	②市政情報コーナーに写しを常備	有	①国内視察報告書	可	②市政情報コーナーに写しを常備	有	③会派(会派代表、経理責任者) ④議会事務局(議長)	・会派内議員が支払後に領収書を会派の経理責任者に提出し、確認後、収支報告書作成時に会派代表が確認(③) ・収支報告書及び添付書類を議長に提出する前に事務局担当職員が検査し、不適正な支出について助言等実施(④)		
埼玉県	朝霞市			○		20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書が出ない支出については、支払証明書による提出を求めている。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施		
埼玉県	志木市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	領収書の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を議長に提出後、HP掲載前に議会事務局による検査を実施		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否 領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否 活動報告書の公開方法	検査主体名		検査方法				
埼玉県	和光市		○			20	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備 ③市議会で定める事務取扱要綱で定める請求手続きにより閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書その他これに準ずる書類	可	②議会図書室に常備	有	③研修報告書	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
埼玉県	新座市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書が出ない支出については、会派代表者の支払証明書による提出を求めている。)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局(議会事務局)	各党・会派から提出された収支報告書、領収書等の精査後に精算	交付の対象は、1人会派を含む。
埼玉県	桶川市			○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	④1年(4月末日)	無	5	①HPに掲載 ②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書の写し	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(政務活動費担当職員等)	・収支報告書及び領収書、並びに添付書類を会派の経理責任者(無会派議員は本人)に提出して頂き、検査・確認し不適正な支出について助言等実施(④)	
埼玉県	久喜市		○			30	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局等に常備	有	全て	・当該政務活動費に係るすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し(領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面)を添付しなければならない。 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	②議会図書室、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②議会図書室、事務局等に常備	有	①第三者(税理士) ③会派(会派の会計担当者) ④議会事務局(担当者) ⑤その他(市の監査委員)	監査する書類 収支報告書、領収書、報告書等の添付書類 ・各会派ごとに税理士による監査を行う。監査当日は、各会計担当者及び事務局職員が出席する。 (①)外部監査、市の監査委員による監査の前に各会派の会計担当者からなる会議で相互の書類の中身を確認する。(③) ・会計担当者会議の前に担当者が書類を確認する。(④) ・市の監査委員による監査を行う。(⑤)	
埼玉県	北本市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	政務活動費使途基準運用指針に基づく	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(庶務担当)	①添付資料の確認 ②領収証の日付・宛名・単価・数量等の確認 ③視察・研修にかかる行程表の交通費及び宿泊費等の確認	
埼玉県	八潮市		○			17	①前払い	④1年(4月30日)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可能 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	全て	政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可能 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認する。	
埼玉県	富士見市		○			20	①前払い	④1年(4月末日までに交付)	無	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載	有	①国内視察報告 ②海外視察報告 ③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
埼玉県	三郷市	○					20	①前払い	⑤その他(前期5か月分、後期7か月分を4月と9月に交付)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書(交通費で領収書を徴しづらい電車、バス等を利用した場合は、利用区間の料金が明示された経路表等を添付する。)	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	③各会派の代表及び経理責任者が確認 ④収支報告書提出時に議会事務局による検査も実施	
埼玉県	蓮田市		○				20	①前払い	④1年(4月末日)	無	5	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局(議会事務局職員)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、助言等を実施	活動報告書等は、収支報告書への添付を義務付けていないが、提出されたものについては受領しているため閲覧等が可能である。
埼玉県	坂戸市	○					20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の原本	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(議会事務局職員)	「坂戸市議会政務活動費の交付に関する条例」、「坂戸市議会政務活動費の交付に関する規則」及び「坂戸市議会政務活動費に関する細目」に照らし、適正な支出であるかの確認を行っている。	
埼玉県	幸手市		○				10	①前払い	④1年(4月末日)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	原則全ての支出に係る領収書(ただし、視察、研修に係る交通費で、鉄道運賃等の領収書が発行されないものを除く。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会派広報紙等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(形式審査)	・各議員から提出のあった収支報告書の計数の確認後、残金がある場合は返金(④) ・領収書等添付資料の確認、使途基準に合致しているか確認(④)	
埼玉県	鶴ヶ島市	○					10	①前払い	④1年(申請月の翌月の20日(通常は5月))	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	②議会図書室に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(議会事務局職員)	収支報告書及び添付書類を検査し、誤記や記載漏れの確認、使途の分類に関する助言、鶴ヶ島市議会政務活動費の使途基準等に関する要領(申合せ)により、先進地調査を行ったときの先進地調査成果報告書による議長への報告を義務付けている。	・「交付の対象」欄の会派は、所属議員が1人の場合を含む。 ・活動報告書等について、収支報告書への添付の義務付けはないが、使途基準等に関する要領(申合せ)により、先進地調査を行ったときの先進地調査成果報告書による議長への報告を義務付けている。
埼玉県	日高市	○					10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②事務局等に常備 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧のみ可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・切符代等領収書が発行されない交通費については、経路及び金額のわかる資料	可	②事務局等に常備 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧のみ可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	吉川市	○					20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	領収書またはこれに準ずる書類	否		有	④その他(研究会・研修会の記録、公聴活動の記録、資料作成の記録、消耗品・切手等管理台帳、図書台帳、調査研究活動記録、備品台帳)	否		有	③会派(政務活動費内部監査委員会(6名))	・収支報告書及び領収書を議長に提出後、内部監査委員による監査を実施。 ・6月定例会に報告後、HPに掲載している。	「交付の対象」の会派は所属議員が1人の場合を含む。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
埼玉県	ふじみ野市	○				10	①前払い(概算払い後、精算)	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、運賃等領収書の添付が困難なものについては、別様式により報告する。研修・視察に関しては任意の様式による報告書を提出する。	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載(平成28年度分から掲載予定) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(各会派担当者)	収支報告書及び添付書類を検査し、確認する。	政務活動費のみ一人会派を認めている。
埼玉県	白岡市	○				10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	原則全て	電車賃・講師謝礼・その他領収書を徴するのが困難な場合を除く	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導等を実施(④)	
埼玉県	伊奈町	○				7	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局(議会事務局)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等(④)	
埼玉県	三芳町		○			5	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	⑤その他(議会運営委員会)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導助言等実施(⑤)	
埼玉県	滑川町			○		3	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書と領収書類の金額や内容について確認	視察および研修の内容がわかる書類を提出している。
埼玉県	嵐山町			○		3	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察研修計画書及び視察研修結果報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に情美	有	③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
埼玉県	小川町	○				5	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	①HPに掲載	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等実施。	
埼玉県	川島町			○		3	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修費における研修資料、日程表等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局(担当)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
埼玉県	鳩山町		○			3	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	議員が行う町の事務及び地方財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)、議員が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費、議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費(会場費、機材借上げ費、交通費、資料印刷費等)、議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)、議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)、議員が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報誌、報告書等印刷費、送料、交通費等)、議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
埼玉県	美里町		○			6	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等を実施	
埼玉県	神川町		○			6	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等を実施	
埼玉県	上里町		○			6	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	杉戸町			○		10	①前払い(概算払い後、精算)	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	③会派(会派代表者)	会派の経理責任者は収支報告書を作成し、会派代表者へ提出する。会派代表者はその内容を審査し、適正であると認めるときは当該収支報告書を議長に提出する。
埼玉県	松伏町	○				10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者、会派会長に提出させ、確認後、精算払い。(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等を実施(④)
計	52団体	27団体	13団体	9団体	3団体		① 52件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 2件 ③ 20件 ④ 29件 ⑤ 1件	4団体		① 32件 ② 13件 ③ 9件 ④ 30件	52団体		51団体	① 6件 ② 12件 ③ 9件 ④ 37件	33団体	① 25件 ② 11件 ③ 21件 ④ 7件	34団体	① 8件 ② 10件 ③ 4件 ④ 24件	52団体	① 2件 ② 0件 ③ 11件 ④ 45件 ⑤ 5件		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
千葉県	千葉市				○	「会派」または「会派及び議員」の選択制	300	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 1 調査研究費 (1) 視察 活動記録票 (2) 調査委託 活動記録票・調査結果報告書等の成果品 2 研修費 (1) 研修会の開催 活動記録票・作成資料等の成果品 (2) 研修会の参加 活動記録票・開催案内文等 3 広報費 (1) 広報紙・ホームページの作成等 広報紙等の成果品、ホームページの新規作成、更新内容がわかるもの (2) 市政に関する報告会の開催 活動記録票・作成資料の成果品 4 広聴費 (1) アンケートを実施した場合 活動記録票・作成したアンケート用紙の成果品 (2) 広聴会、住民相談会の開催した場合 活動記録票・作成資料の成果品 5 要請・陳情活動費 (1) 活動記録票 6 会議費 (1) 会議等の開催 活動記録票・作成資料等の成果品 (2) 会議等の参加 活動記録票・開催案内文等(日程、参加費が分かるもの) (3) 姉妹友好都市交流 活動記録票・内容が分かるもの(招待状等、行程・参加者・参加費等) 7 資料作成費<予算要望書の作成> (1) 予算要望書 8 資料購入費<新聞購読料> (1) 自宅で購読する新聞1紙目(自己負担分)の領収書 9 人件費 (1) 職員雇用台帳 10 事務・事務所費<事務所の賃借> (1) 事務所台帳	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無	備考欄参照	否	活動報告書については、収支報告書への添付を義務付けていないため、通常公開していないが、閲覧の請求があった場合には、議員への取り次ぎをしている。	有	④議会事務局 ⑤その他(市長部局)	・四半期ごとに収支報告書及び添付書類・支出内容について確認し、助言を行う。(④) ・議長から市長に提出された収支報告書等を検査し、支出内容について確認を行う。(⑤)	「収支報告書への活動報告書等の添付」について、千葉市では収支報告書には概要版にあたる活動記録票を添付し、活動報告書は各議員が保管している。 ※活動記録票の義務付け内容 ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(市政に関する報告会の開催、アンケート実施、広聴会実施、住民相談会実施、要請・陳述活動、会議等の開催・参加、姉妹都市交流) また、活動報告書の閲覧請求があった場合には、活動報告書の閲覧について議員に取り次ぎをしている。
千葉県	銚子市	○					20	①前払い	③半年(4, 10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・バス代等領収書の発行が困難な場合は、支出証明書による。 ・視察等出張した場合は、出張概要報告書を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書④その他(陳情活動等報告書) ※	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書、領収書及び添付書類等を検査	※海外視察については、申し合わせにより実施していない
千葉県	市川市				○	交渉会派又は議員の選択制	80	①前払い	③半年(4, 10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他支出を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不備や使途基準に合致しないものについて、確認、指導、助言等実施	
千葉県	船橋市				○	会派又は議員の選択制	80	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無	5	①HPに掲載 ③市の要領で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面)	可	③市の要領で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類について、検算や使途基準に合致しているかを確認し、必要に応じて助言をしている(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法						
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
千葉県	木更津市	○					20	①前払い(概算払い)	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	④木更津市議会情報公開条例による情報開示	有	全て	可	④木更津市議会情報公開条例による情報開示	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④木更津市議会情報公開条例による情報開示	有	④議会事務局	会派の経理責任者から提出される収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導等実施。運用に当たり市議会内で疑義がある場合、議会運営協議会に諮る。(4)			
千葉県	館山市	○					8	①前払い	④1年(5月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	可	・領収書 ・支出票兼旅費内訳表	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(4)	
千葉県	松戸市			○			50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	可	出張旅費の交通費、日当以外の費用について領収書の添付を義務付けている。	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(各議員)	議会事務局が収支報告書、領収書等添付書類について内容の確認を行った後、議員が相互に閲覧を実施し、政務活動費の適正な運用を図るため設置された「経理責任者等会議」にて収支報告書の妥当性について協議を行っている。	※海外視察については、現在自粛中である。
千葉県	野田市	○					23	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	可	全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができないときは、支払証明書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(議会報告会報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	茂原市				○	会派又は会派に属さない議員	14	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	旅費等以外は全て添付旅費については運賃等計算書を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(4)	
千葉県	成田市	○					60	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	支出に当たっては、各項目の領収書を全て徴することとする。	可	③市で定める政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	③市で定める政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	佐倉市			○			40	①前払い	④1年(6月)	有	佐倉市特別職報酬等審議会条例(*市長が政務活動費の額に係る条例を議会に提出しようとするとき)	5	①HPに掲載	有	全て	可	・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由(1)により領収書を徴することができないときは、会派代表者発行の支払証明書 ・備品購入の際は、備品管理カード ・備品を廃棄する際は、備品移動届	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類に不備がないか等を確認	(1)申し合わせにより、やむを得ない理由は、公共交通機関を利用した場合が対象となっており、領収書の紛失等は認めていない。
千葉県	東金市	○					18	①前払い	③半年(5,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
千葉県	旭市	○					10	①前払い	④1年(4月末日)	無		5	③市で定める政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	・全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	③市で定める政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法		
千葉県	習志野市	○					30	①前払い(残額返還)	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局にて閲覧可。 情報公開コーナーにて閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通費等、支出金額の確認がとれる場合には、会派代表者の証明による「支払証明書」を領収書の代わりに添付。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	会派の経理責任者から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、添付書類等の不備や、不適切な支出がないか等について確認している。 ・活動報告書等の添付の義務付けについて、海外視察に係る経費は政務活動費として認めていない。	
千葉県	柏市			○			80 (無所属50)	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②行政資料室に写しを常備し、手続きなしで閲覧できる。原本は事務局にて閲覧に供している。	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支出を証する書類 ・各視察等でかかった経費をまとめた旅費計算明細書	可	②行政資料室に写しを常備し、手続きなしで閲覧できる。原本は事務局にて閲覧に供している。	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(実績なし) ③研修報告書(研修内容がわかるレジュメ、ちらし等)	可	②行政資料室に写しを常備し、手続きなしで閲覧できる。原本は事務局にて閲覧に供している。	有	④議会事務局	収支報告書、領収書等を議長に提出後、議会事務局で検査を実施する。	会派所属議員は、会派分と個人分を合わせて月8万円。会派と個人の割合は各会派で決定して申請する。
千葉県	勝浦市	○					10	①前払い	④1年(5月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長)	領収書等添付書類の審査	
千葉県	市原市	○					100	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②事務局に常備 ③市の政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(領収書に加えて、広報費は、契約書・納品書等、備品、消耗品等の購入は、購入品目・個数が記載された納品書等)	可	②事務局に常備 ③市の政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②事務局に常備 ③市の政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(議長)	会派からの収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ、精査、確認し、不適正な支出について指導、助言、却下後精算	
千葉県	流山市				○	会派又は会派に属さない議員	40	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに記載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	会計帳簿、全ての支出に係る領収書、各視察等でかかった経費をまとめた「旅費等支出内訳書」、交通費の裏付けとなる経路案内等	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ※海外視察は認めていない。	可	①HPに記載②議会図書館、事務局等に常備	有	③各会派(経理責任者、会派代表) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出や添付書類等の不備について助言等実施	
千葉県	八千代市	○					40	①前払い	③半年(4,10月)	有	八千代市特別職職員議員報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書。 路線バスの領収書などは会派出張旅費内訳を添付。全て、支出の明細がわかる書類を添付してもらう。やむを得ない理由により添付できない場合は会派代表者発行の支払証明書を添付。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
千葉県	我孫子市			○			25	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧請求可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧請求可	有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	鴨川市	○					10	①前払い	④1年(5月末まで。ただし、年度途中で組織された会派については、届出のあった日から30日以内)	無		5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	形式審査		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
千葉県	鎌ヶ谷市	○					20	①前払い	④1年(年度の最初の月)	有	鎌ヶ谷市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・電車・バス等を利用した場合で領収書を徴することが一般的でないときは不要とする。但し、支出明細書に利用路線、区間等を明記する。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	活動報告書等は、収支報告書への添付を義務付けていないが、議長への提出を義務付けている。 「添付の義務付けの内容」 ①国内視察報告書 ③研修報告書(根拠) 鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要領	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて聞き取りなどを実施している(④)	
千葉県	君津市	○					20	①前払い	④1年(4月)	有	君津市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書やレシートが発行されない場合は、支出(証明・説明)書により、支出金額について自ら証明	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	四半期ごとに収支報告書及び添付書類、支出内容について、検算や使途基準に合致しているかを確認し、必要に応じて助言している(④)	
千葉県	富津市				○	会派又は議員	30	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	申し合わせ事項に領収書提出義務付けあり議会ホームページに掲載
千葉県	浦安市				○	会派または議員	30	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	全ての支出に関する領収書、又は支払証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	領収書等を議長に提出させ、事務局で確認後、精算払い(④)	
千葉県	四街道市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例の基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書が発行されない場合「クレジットカード」は支払先と金額と品名が入っている納品書等を添付。また、通信費及び燃料代については支払証明書を作成し添付)	可	④情報公開条例の基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例の基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類に不備がないか等を確認し、必要に応じて聞き取りなどを実施	
千葉県	袖ヶ浦市	○					20	①前払い	④1年(4月)	有	袖ヶ浦市特別職報酬等審議会	10	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・路線バス等領収書を徴することができない場合は、会派代表者が証明した支払証明書。 ・振込については、振込受取書及び契約書又は支出内容のわかる請求書等を添付。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(実績なし) ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派代表者、経理責任者) ④議会事務局	・収支報告書及び領収書を会派から提出させ、事務局で確認後、精算払い。 ・視察や研修等の概算払いは、会派から収支計画書を提出させ、事務局及び議長が確認後概算払い。精算は上記と同じ。 ・不適切な支出や、内容について疑義が生じた場合は会派代表者、経理責任者、事務局で協議後指導・助言。	
千葉県	八街市	○					20	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④陳情活動等報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長) ④議会事務局	会派の経理責任者に収支報告書及び領収書等を提出させ、確認後、精算払い(③)不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
千葉県	印西市	○					30	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例の基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収証又はそれに代わる書類	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法				
																領収書等の公開方法	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法							
千葉県	白井市		○				30	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	白井市議政務活動費の取り扱いに関する基準により、各項目に使用した経費のすべて	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	形式審査	
千葉県	富里市		○				20	①前払い	④1年(5月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査	H28年6月に内規を改正。 H28年度以降の収支報告書はHP上で公開する。 また、視察、研修会、その他の活動報告書も添付を義務付けている。
千葉県	南房総市			○			10	①前払い	④1年(6月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・すべての支出に係る領収書(コピー可) ・(経費の性質上、領収書が徴収できない場合は、別途書類に内容記載)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導し、精算を行う。	
千葉県	匝瑳市		○				13	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	香取市			○			10	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書を徴することができない場合は、支払証明書をもって代えることができる)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	山武市		○				15	①前払い	④1年(4月)	有	山武市特別職の報酬等審議会	5	①HPに掲載(収支状況一覧表のみ) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・会派の経理責任者から収支報告書及び領収書等を提出いただき、確認後精算し収支報告書及び領収書を議長に報告後、HPに収支状況一覧表を掲載	
千葉県	いすみ市			○	会派又は議員の選択制		4	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書への活動報告書の添付の義務付けは無いが、運用指針で活動報告書を添付するよう申し合わせていることから閲覧を可としている。
千葉県	大網白里市			○			4	①前払い	④1年(5月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書、領収書その他の証拠書類の確認	政務活動費交付時期の5月は、あくまで例年の予定。
千葉県	芝山町		○				6	②精算払い	④1年(年度末)	有	芝山町特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出にかかる領収書及び会計帳簿	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	各会派からの精算払い申請時に収支報告書、領収書を提出させ、内容を確認後に精算払い(④)	
千葉県	横芝光町			○	会派又は議員の選択制		20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な証拠書類	否		有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書、領収書及び添付書類等を検査	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
千葉県	一宮町			○		1	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
千葉県	睦沢町			○		3	①前払い	④1年(5月)	無	5	③町の規則で定める収支報告書の閲覧手続きにより閲覧可	無			可	③町の規則で定める収支報告書の閲覧手続きにより閲覧可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等添付書類を確認する。	領収書等の添付については、規定は無いが、添付している	
千葉県	長生村			○		3	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書を領収書等で確認する		
千葉県	白子町			○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無			否		無		否	有	④議会事務局	形式審査	領収書：提出があったものについては議会事務局で保管し、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 領収書の提出があった場合のみ、収支報告書と領収書の金額を確認している。	
千葉県	長柄町			○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
千葉県	長南町			○		4	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無			否		無		否	有	④議会事務局	政務活動費使途基準に基づき適正に支出されているか議会事務局で検査する。	収支報告書への領収書の添付は、規定上義務付けはないが運用上、全額領収書を添付している。	
千葉県	大多喜町			○		4	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収証その他の支出を証すべき書面	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	政務活動費使途基準に基づき適正に支出されているか議会事務局で検査する。		
千葉県	御宿町			○		4	①前払い	④1年(4月・当該年度に属する月数分)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書、領収書その他の支出を証すべき書類について必要に応じ調査		
計	47団体	18 団体	9 団体	11 団体	9 団体		① 46件 ② 1件 ③ 0件	① 0件 ② 3件 ③ 8件 ④ 36件 ⑤ 0件	11 団体		① 20件 ② 12件 ③ 12件 ④ 27件	44 団体		① 1件 ② 6件 ③ 11件 ④ 33件	27 団体	① 28件 ② 11件 ③ 19件 ④ 8件	29 団体	① 2件 ② 6件 ③ 4件 ④ 24件	47 団体	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 47件 ⑤ 4件				
東京都	千代田区	○				150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(千代田区議会情報公開条例)	有	全て	全ての支出に係る領収書の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(千代田区議会情報公開条例)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(千代田区議会情報公開条例)	有	②第三者機関(千代田区議会政務活動費交付額等審査会) ③会派(経理責任者) ④議会事務局	・所属議員から会派の経理責任者へ領収書等を提出し、検査を受ける。(③) ・会派の経理責任者から議会事務局へ収支報告書及び領収書等を提出し、検査した後、議長へ提出する。(④) ・議長に提出後、全ての収支報告書等を検査するものではないが、使途基準に適合しているか等、確認し意見する。(②)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
東京都	中央区			○			130	①前払い	③半年(4,10月)	有	中央区特別職報酬等審議会	5	①HPに総括表を掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての収支にかかる領収書の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書と領収書の金額を確認	
東京都	港区	○					150	①前払い	①毎月	有	港区特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に関する領収書 ・調査委託については、委託先、委託内容、委託期間、経費等を明確にした報告書 ・視察については、調査項目、視察地、資料等の報告書 ・会派で臨時職員等を雇用した場合は、期間、業務内容、雇用条件等を記載した報告書等 ・図書目録、備品目録等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	領収書等の確認	今年度から港区議会政務活動費審査会を設置し、事務局がチェックした領収書のうち、その用途及び証拠書類に疑義があるものについて、第三者から意見を述べてもらい、第三者と議員との間で意見交換する。
東京都	新宿区	○					150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書原本等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派経理責任者が会派所属議員から提出された領収書等を確認・検査(③) ・議会事務局において収支報告書等を確認・検査し、必要に応じて助言等を実施(④)	※「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について、規則等での義務付けはないが、事務処理上義務付けている。
東京都	文京区			○			140	①前払い	①毎月	無		5	①HPに掲載(収支報告書総括表) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出にかかる領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ※宿泊を伴う場合は、報告書の提出が必須。日帰りで東京都外へ視察等へ行く場合は、視察したことを証する書類を添付。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派 ④議会事務局	・四半期ごとに収支状況報告書及び支払を証明する書類を議会事務局に提出し、提出書類を確認した後、改めて各会派内で支出内容の精査をしている。	
東京都	台東区	○					125	①前払い	③半年(4,10月)	有	※額の変更にあたっては、学識経験者等の意見を求めるものと条例に規定している。(具体的名称はなし)	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出にかかる領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	領収書や収支報告書について、形式的なチェックをしている。	
東京都	墨田区	○					140	①前払い	③半年(4,10月)	有	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	5	①HPに掲載、②議会図書館に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書に加え、添付すべき書類がある場合(原本の添付)	可	②議会図書館に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	提出された領収書や収支報告書等について、誤記載や不明瞭な点がないか形式的なチェックをしている。	
東京都	江東区	○					200	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	江東区特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載(各会派の収支報告書をまとめたもの) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・視察・調査に係る報告書又はそれに類する報告書、資料等 ・契約書 ・成果物 ・研修内容及び実績が確認できる書類 ・案内状等 ・利用明細書 ・雇用台帳(写)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広報、会議、要請・陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派の経理責任者が確認 ④は形式的な確認を行っている。		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
東京都	品川区				○ 会派または議員	190	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	品川区特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載(年度) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(四半期)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察報告書兼計算書 ・研修報告書兼計算書 ・タクシー利用報告書 ・ガソリン代支出報告書 ・印刷物 ・SUICA等の現金チャージ式のカード利用の際は使用区間・運賃等の記録履歴	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派に属さない場合は議員個人) ④議会事務局	・経理責任者または議員は、適正支出を点検し、添付書類を確認する(③) ・収支報告書及び領収書等添付書類の内容等を点検・確認する(④)	
東京都	目黒区				○ 会派又は議員の選択制	140	①前払い	③半年(4,10月)	有	目黒区議会会派等政務活動費審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・事務所費については契約書の写しその他事務所として使用していることを証する資料 ・1回の支出が政務活動費2か月相当分を超える場合、報告書 ・調査研究費及び研修費については、1回の支出が3万円以上の場合、報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	前後期毎に、提出された収支報告書等と領収書を照合し、条項や申し合わせ事項との整合性等を確認している。 当該期間の最後の月の翌月末までに収支報告を議長宛て提出することになっており、提出前に事前点検として1回、提出後の議長調査前に1回と計2回、それぞれ複数名で点検を行っている。	
東京都	大田区	○				230	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類は、政務活動費出金伝票に貼付し、内容等は記載して会計帳簿へ添付しなければならない。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察レポート ②海外視察報告書 ③研修レポート(①及び③は、関東1都6県以外に赴く場合又は宿泊料を伴う場合で交通費を政務活動費で支出するものに限る)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①第三者(弁護士、公認会計士) ④議会事務局	・四半期毎に精算報告書及び領収書を会派から提出させ、事務局において確認し、議長に提出 ・疑義があるものを抽出し、第三者機関に意見聴取。	
東京都	世田谷区				○ 会派又は議員の選択制	240	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	世田谷区特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	無※1	全て(公表義務)	・全ての支出に係る領収書(公表義務)	可	①HPに掲載	無		否		有※2	④議会事務局	提出された収支報告書等について、誤記載等につき、形式的なチェックをしている。 提出義務のない領収書については、HP公開の手続きを行う際に、領収書の有無など形式的なチェックを行う。	※1 領収書について、添付の義務はないが、区議会HP内で公表する義務が条例により定められている。 ※2 ただし、議長の調査権により、必要に応じて調査を行うものとしている。
東京都	渋谷区	○			会派は、議員一人で構成される場合を含む。	200	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	渋谷区議会政務調査費あり方検討会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書原本 ・JR、私鉄を利用した時の支出確認書 ・領収書が発行されない場合のATM利用明細書等 ・給料手当に関して勤務実績や補助業務内容が確認できるもの	可	②情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無※		否		有	④議会事務局	提出された領収書や収支報告書等について、誤記載や不明瞭な点がないか形式的なチェックをしている。	※ 会派に関係書類として視察調査報告書等の作成・保存を義務付けている。公開の可否は会派対応による。
東京都	中野区	○				150	①前払い	②四半期(4,7,11,1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	提出された領収書や収支報告書等について、誤記載や不明瞭な点がないか形式的なチェックをしている	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
東京都	杉並区			○		160	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	杉並区特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(杉並区議会情報公開条例)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ※宿泊を伴うか、又は、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合	可	②議会事務局に常備	有	②第三者機関(杉並区議会政務活動費専門委員会) ③会派(会派交付の経理担当者) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類の内容の点検等の調査を実施し、意見聴取(②) ・収支報告書及び添付書類の確認(③) ・収支報告書及び添付書類のチェック、必要に応じて助言等実施(④)	
東京都	豊島区			○		150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	豊島区特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、誤記載や不明確な内容について、確認及び修正依頼をしているほか、不適切な支出について、指導等を実施している。	政務調査費ではなく政務活動費と呼称している。
東京都	北区			○		150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	東京都北区特別職報酬等審議会	5	※1 ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	※2 有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	※2 有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②第三者機関(適正運用調査会) ③会派 ④議会事務局	・議長の求めに応じて課題等について意見や助言等を行う(②) ・所属議員の収支報告書及び領収書を当該会派の経理責任者が確認後、事務局へ提出(③) ・提出された収支報告書等の書類が、政務活動費の規定に適合しているかどうかを確認(④)	※1 年度終了後に提出を義務付けている「年度収支報告書」のみを公表 公開方法は事務局に常備している ※2 四半期終了後に提出を義務付けている「四半期収支状況報告書」のみに添付義務
東京都	荒川区			○		80	①前払い	③半年(4,10月)	有	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会	3	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	計数の確認 必要書類の確認 使途基準に合致しているかどうかの確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法						
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
東京都	板橋区				○	会派又は議員	180	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	東京都板橋区政務活動費審議会	5	①HPに掲載 ②区議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書 ・調査研究費 視察報告書(宿泊を伴う場合、レンタカー借上げ時)、調査委託の契約書 ・研修費 プログラム等(内容のわかるもの) ・広報費 成果物(3万円以上)、業務委託の契約書 ・資料作成費 成果物(3万円以上) ・資料購入費 週刊誌の場合、政務活動に関する記事のコピー ・人件費 雇用契約書、委託契約書 ・事務所費 賃貸借契約書、備品台帳(5万円以上の備品購入時) ・事務費 通信料の明細、備品台帳(5万円以上の備品購入時)、切手・はがき購入(101枚以上一括購入)の受払簿、委託契約の契約書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書※ ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	※宿泊を伴う場合、レンタカー借上げ時のみ
東京都	練馬区	○					210	①前払い	①毎月	無		3	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書および、添付すべき書類がある場合の関係書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について確認等実施。	
東京都	足立区				○	会派又は議員の選択制	160	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	足立区特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	提出された領収書や収支報告書等について、誤記載や不明瞭な点がないか形式的なチェックをしている	・政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保管 ・宿泊を伴う政務活動を行った場合、政務活動記録票により記録し、上記会計帳簿とともに保管	
東京都	葛飾区				○		180	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	区議会政務調査費に関する懇談会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・視察報告書 ・政務活動費支払計算書 ・研修内容が確認できる資料 ・印刷物現物 ・雇用契約書 ・雇用補助職員等出勤記録簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類等を確認し、不適切と思われる支出について、指導・助言等を行う。	
東京都	江戸川区				○	会派または会派に属さない議員	200	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	江戸川区政務活動費審議会	5	①HPに掲載	有	全て	領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④区議会事務局	会派から提出された収支報告書と領収書を事務局職員が確認している。	
計	23団体	13団体	0団体	4団体	6団体			① 23件 ② 0件 ③ 0件	① 3件 ② 15件 ③ 5件 ④ 0件 ⑤ 0件	18団体			① 14件 ② 5件 ③ 0件 ④ 16件	21団体		23団体	① 1件 ② 2件 ③ 1件 ④ 20件	19団体	① 19件 ② 19件 ③ 12件 ④ 3件	20団体	① 0件 ② 2件 ③ 1件 ④ 18件	22団体	① 1件 ② 3件 ③ 8件 ④ 23件 ⑤ 1件			

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法		
																							活動報告書の公開方法	
東京都	八王子市	○					60	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全支出項目	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・当該会派所属議員の中から経理責任者を定めており、会計帳簿を備え、領収書等を徴する。検査方法については、会派独自での検査方法のため、議会事務局では把握していない(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、領収書との突合、使途の適正等の確認を実施(④)	
東京都	立川市			○			50	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	原則すべての領収書(領収書が出ない公共交通機関利用を除く)	可	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	支出目的、支出内容等の確認・検算等	議会図書館で公開している活動報告書は「視察報告書」「研修報告書」のみ
東京都	武蔵野市			○			40	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書又は支出を証明する書類の写し	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	
東京都	三鷹市	○					27	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②情報公開総合窓口常備	有	全て	全ての領収書(公共交通機関利用については旅費報告書への記載で可とする)	可	①HPに掲載 ②情報公開総合窓口常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②情報公開総合窓口常備	有	③各会派 ④議会事務局	各会派の代表者及び経理責任者において確認後、事務局に提出する。事務局は、三鷹市議会政務活動費に関する取扱い要領に照らして提出書類の形式審査を行う。	政務活動費で海外視察をした実績はない。
東京都	青梅市			○			30	①前払い ③半年(4,10月)	有	5	青梅市特別職報酬等審議会	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類の原本	可	③市議会で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		可	③市議会で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けは無いが、会計帳簿及び領収書等の証拠書類の写しを保管することとしている
東京都	府中市	○					45	①前払い ④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書を徴収できない支出の場合や、やむを得ない事由により領収書を紛失した場合は「支払証明書」を作成し添付すること。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	昭島市			○			20	①前払い ④1年(4月)	無	5	②事務局内において閲覧可	有	全て	原則すべての領収書(領収書が出ない公共交通機関利用を除く)	可	②事務局内において閲覧可	有	④その他 ・政務活動費収支報告書 ・政務活動費支出明細書 ・政務活動費支出項目別明細書 ・調査研究の成果(行政視察結果報告書)	可	②事務局内において閲覧可	有	③各会派	・収支報告書及び領収書、並びに添付書類について各会派または議員が確認後、事務局へ提出する。	
東京都	調布市	○					25	①前払い ③半年(4,10月)	有	5	特別職報酬等審議会	有	全て	全支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	事務局で確認後、議長による決裁	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
東京都	町田市	○				60	①前払い ③半年(4,10月)	有	町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会	5	①HPに掲載(会派別収支報告一覧表) ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ④その他(調査研究委託報告書、会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付する、資料作成委託報告書、広報費で、報告書等の印刷代、郵送料(切手、はがき代等)、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③各会派(会派の経理責任者、会派代表者) ④議会事務局	提出前(③)不明 提出後(④)形式審査	
東京都	小金井市	○				30	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(政務活動視察報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘、助言等実施	
東京都	小平市	○				30	①前払い ③半年(4月末、10月末)	無		5	①HPに掲載(H25年度以降) ②議会図書館、事務局等に常備(H25年度以降) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(H24年度以前)	有	全て	可	①HPに掲載(H25年度以降) ②議会図書館、事務局等に常備(H25年度以降) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(H24年度以前)	無		否		有	③会派(経理責任者) ④議会事務局	・所属議員から会派の経理責任者へ領収書等を提出し、検査を受ける。(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	研修報告書及び視察報告書については提出の義務はないが、会派で保存することとなり、公開請求があった場合は会派で対応することとしている。
東京都	日野市	○				45	①前払い ③半年(4,10月)	有	日野市特別職報酬等審議会	3	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	提出後、議会事務局が確認し、疑問点がある場合、会派経理担当者へ聞き取りを行う(④)	
東京都	東村山市	○				13	①前払い ④1年(5月)	有	東村山市特別職報酬等審議会会長等から成る意見聴取	5	①HPに掲載 ②情報コーナー、議会事務局に常備	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・使途基準に基づき検査	
東京都	国分寺市	○				20	①前払い ④1年(5月)	有	国分寺市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	国立市	○				10	①前払い ④1年(年度の最初の月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	③会派 ④議会事務局	③会派の経理責任者が収支報告書、収支明細書を作成、これらと領収書又はこれに準ずる書類を議長に提出 ④上記書類を確認後、市長に提出	収支報告書の公開方法について、平成28(2016)年内にインターネット上で公開予定

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
東京都	福生市	○				20	①前払い	④1年(5月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書がない公共交通機関利用を除く。また、振込手数料など領収書が出ない場合は、その金額が記載された明細書、通帳の写しなど)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については、指導、助言等実施。		
東京都	狛江市	○				25	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	領収書等の添付書類を検査し、必要に応じて助言等を行う。	活動報告書等については、収支報告書を提出していただく際には添付を義務付けておりませんが、宿泊を伴う視察報告書は随時提出していただいているため、収支報告書とは別に文書を収受しております。そのため、④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可となるものです。	
東京都	東大和市	○				11	①前払い(概算払い)	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書(ただし、領収書が不完全な場合は、会派代表者による支払証明書に代えることが可)、振込み金受領証	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	支出目的・支出内容等の確認、検算等	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けは無いが、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	
東京都	清瀬市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等(原本又はそれを証する書類)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	収支報告書及び領収書並びに添付書類について各会派または議員が確認後、事務局へ提出する	活動報告書等は、収支報告書への添付を義務付けていないが、任意で添付されたものについては、情報公開条例による閲覧等が可能である。	
東京都	東久留米市	○				8	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請・陳情活動資料、発行配布物の現物)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後精算払い ③ ・収支報告書及び領収書等を議長に提出前、議会事務局による検査を実施(④)	左記「議員1人当たりの交付月額」を会派に対して支給する。	
東京都	武蔵村山市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	経費の支出を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(調査委託報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類における支出目的・支出内容等の確認・検算を行い、不適正な支出について指導、助言等実施		
東京都	多摩市	○				26	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載(会派別支出状況一覧) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書の発行が困難な場合は、使途明細を記載した支払証明書を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ※海外視察は自粛	可	①HPに掲載(会派研究研修調査視察状況一覧) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・全ての領収書の内容確認、積上確認 ・領収書でない公共交通機関旅費については、事業者HPで運賃確認		
東京都	稲城市	○				25	①前払い	④1年(5月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書等の原本の添付	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会派出張実施申込書、会派出張実施届出書)	可	①HPに掲載(会派出張終了報告書のみ掲載) ②議会図書館、事務局等に常備	無			
東京都	羽村市	○				15	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HP掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書(入手困難な場合は、支出証明書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察 ②海外視察 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	支出目的・支出内容等の確認、検算等	政務調査費⇒政務活動費

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法			
																領収書等の公開方法	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法						
東京都	あきる野市	○					20	①前払い	④1年(4月)	無		①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等許可	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書がない公共交通機関利用を除く。また、振込手数料など領収書が出ない場合は、その金額が記載された明細書、通帳の写しなど)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等許可	有	③研修報告 ④その他(調査研究報告)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等許可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(2)	
東京都	西東京市	○					20	①前払い	④1年(4月)	無		①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・公共交通など領収書の発行が困難な場合は、使途明細を記載した支払証明書を添付。 ・振込手数料など、経費の性質上、領収書がない場合は、その金額が記載された明細書などを添付。	可	②議会図書室に常備	有	①視察報告書 ③研修報告書(宿泊を伴うもの)	可	②議会図書室に常備	有	③各会派(会派の経理責任者)	収支報告書及び領収書を会派の経理担当者へ提出させ、確認後精算。	
東京都	瑞穂町		○				8	①前払い	④1年(4月)	無		④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	交付金額は年間10万円
東京都	日の出町	○					4	①前払い	④1年(5月)	無		③閲覧請求手続きにより閲覧可能	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可能	有	④その他(調査研究活動報告書)	可	③閲覧請求手続きにより閲覧可能	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	交付金額は年間5万円
東京都	檜原村			○			3	①前払い	④1年(6月)	無		③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	奥多摩町	○					5	①前払い	④1年(5月)	無		③町の条例施行規則で定めにより閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書 調査研究費における活動内容の報告書	可	②議会事務局に常備	有	①視察報告書	可	②議会事務局に常備	有	③各会派の経理責任者等	議長は政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努める	
東京都	大島町		○				7	①前払い	④1年(4月)	無		④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を「大島町議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(4)	
計	31団体	23団体	6団体	2団体	0団体			① 31件 ② 0件 ③ 0件 ④ 22件 ⑤ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 9件 ④ 22件 ⑤ 0件	8団体		① 17件 ② 12件 ③ 5件 ④ 12件	31団体		① 3件 ② 12件 ③ 4件 ④ 16件	31団体	① 3件 ② 12件 ③ 14件 ④ 9件	24団体	① 18件 ② 9件 ③ 14件 ④ 9件	28団体	① 3件 ② 12件 ③ 4件 ④ 12件	30団体	① 0件 ② 0件 ③ 13件 ④ 27件 ⑤ 3件		
神奈川県	横浜市			○	会派又は議員の選択制		550	①前払い	①毎月	無		③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・政務活動費支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写しを添付	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	③会派(経理責任者) ④議会事務局 ⑤その他(議員)	・交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書等を整理し、これらの書類を保存しなければならない(3、5) 収支報告書及び領収書等の写しについて、記載事項の不備がないか等の確認を行っている(4)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																					活動報告書の公開方法					
神奈川県	川崎市				○	「会派」又は「会派及び当該会派所属議員」の選択制	450	①前払い	①毎月	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・政務活動記録票、支出伝票、支出伝票一覧表、領収書など	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③会派(経理責任者、代表者) ④議会事務局	・収支報告書の添付書類については、会派の経理責任者が確認し、収支報告書は、会派の代表者が確認して提出(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出等について指導、助言(④)	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けについて ・当該支出に関する支出伝票の備考欄の記載だけでは、その支出内容等が明確にならない場合は、別途政務活動記録票の作成を義務づけている。 ・海外視察については、運用上、視察自体を認めていない。	
神奈川県	相模原市				○	会派又は会派に属さない議員	100	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書等の証拠書類 その他議長が定める書類 (例)※詳細は「政務活動費マニュアル」に掲載 ・研究研修費：研究会等を開催した場合や研究会等に参加した場合には、研究研修・調査報告書を作成し、支出書に添付すること。 ・調査旅費：視察を行った場合には、研究研修・調査報告書を作成し、支出書に添付すること。 ・資料作成費：調査委託を行った場合には、支出書に契約書の写し及び成果品を添付すること。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派(代表者、経理責任者) ④議会事務局	・会派において、「相模原市議政務活動費マニュアル」を基準として確認の上、支出書に代表者及び経理責任者の押印をする。(③) ・議会局において、「相模原市議政務活動費マニュアル」を基準とし、支出書や添付資料に不備等がないか、形式的審査を行う。(④)		
神奈川県	横須賀市				○	原則議員だが会派全員の合意があれば会派	139	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②市政情報コーナーで公開	有	全て	・全ての支出に係る領収書(支出内容の明細なども)	可	①HPに掲載 ②市政情報コーナーで公開	無		可	①HPに掲載	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	・視察報告書等の提出は、視察の都度義務付けており、収支報告書への活動報告書等の添付は義務付けていない。	
神奈川県	平塚市				○		50	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類等に漏れ等の不備がないか、確認を行っている。(④)		
神奈川県	鎌倉市				○		50	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・領収書等の写の添付	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書等添付資料を議長に提出後、議会事務局による検査を実施(④)	
神奈川県	藤沢市				○		80	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・原本を添付(紛失した場合は支払確認書を記載)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局 ⑤その他(監査事務局)	藤沢市議政務活動費交付条例、施行規則に基づき、確認を行う。(④、⑤)	交付条例施行規則において、収支報告書への活動報告書の添付の義務付けはされていないが、会派における政務活動費経理責任者は、領収書等以外の証拠書類も整備し、5年間保管するものとしているため、開示請求がされた場合、各会派が任意で応じているものである。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否 領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否 活動報告書の公開方法	検査主体名		検査方法
神奈川県	小田原市		○			65	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に対して領収書を添付 可 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ・議会事務局職員が書類を確認(④)	
神奈川県	茅ヶ崎市		○			40	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書。(ただし交通費は添付なし。) ・また、行政視察等の場合は政務活動報告書、会場借上費の場合は内容のわかる報告書、印刷製本費の場合は成果物など、支出を明らかにする書類の添付を求めている。 可 ②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局 ・収支報告書及び添付資料を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
神奈川県	逗子市			○	議員又は会派	20	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HP掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 ※市議会広報にも掲載	有	全て	・領収書又はこれに準じる書類 可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(行政視察及び研修会に関する資料等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ・収支報告書及び添付書類の内容確認(④)	
神奈川県	秦野市			○	会派又は会派に属さない議員	35	①前払い ③半年(4,10月)	有	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・交通費・宿泊費の支出については、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年秦野市条例第29号)の規定により算出した計算書をもって、車賃については、政務活動に使用する自家用自動車運転報告書をもって領収書に代えることができる(海外行政視察を除く)。 ・研究・研修会参加及び行政視察、並びに要請・陳情活動実施の際は、届出書及び報告書を提出する。 ・口座振替等などにより、領収書が発行されないアプリケーション等の購入に当たっては、購入を証明できる預金通帳等の写しを提出する。 可 ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	無		可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局 ・3か月に1度、議会事務局で収支状況を確認(④)	国内視察報告書、海外視察報告書、研修報告書は条例での添付義務付けはないが、「政務活動費の手引き(市議会議員同士の任意ルール)」で提出を義務付けている。
神奈川県	厚木市			○	会派又は会派に属さない議員	60	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・原則、全ての支出にかかる領収書(ただし、公共交通機関等の運賃や紛失等で領収書がない場合は、経理責任者が押印した支払証明書でも可) ・また、経費の性質上、領収書に加えて政務活動費の手引きに基づき、証拠書類の添付を求めている。 (行政視察等の場合は政務活動視察報告書など、広報紙、報告書印刷費の場合は成果物など、研修会出席者負担金の場合は、開催通知など支出を明らかにする書類) 可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	各会派等の科目別の実績額一覧をHPに掲載している。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					有	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
神奈川県	大和市				○	会派又は会派に属さない議員	35	①前払い	③半年(4,10月)	有	参考人招致	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・研修・視察等の旅費のうち定額のもの(電車、バス等)を除く全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広聴活動)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・領収書・添付書類等を確認し支払。 (「会派で独自管理」の場合は③「事務局管理の会派」の場合④) ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、HP掲載前に確認(④)	
神奈川県	伊勢原市				○		20	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・原則全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ※国内視察報告書に基づく視察報告書のみ掲載。 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長部局)	・各会派代表者が収支報告書を議長へ提出する前に議会事務局が内容を確認(④) ・収支報告書を議長に提出後、写しを市長へ送付し、必要があれば市長が執行状況等の調査を実施(⑤)	
神奈川県	海老名市				○		18	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
神奈川県	座間市				○	会派又は会派に属さない議員	17	①前払い(概算払い)	③半年(4,9月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・議会活動広報紙、報告書等の作成費用における成果物の添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③会派(経理責任者、会長等) ④議会事務局	・支払時、会派で収支伝票を作成し、会計及び会派代表が確認(③) ・収支報告書に収支伝票、領収書、関係資料(会派作成物等)を添付し議長へ提出。(議長提出時に事務局にて確認(④))		
神奈川県	南足柄市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	④1年(5月)	有	南足柄市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派代表者、経理担当者) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(③、④)	・交付方法について、前払いをし、残余がある場合は遅滞なく返還手続きをすることになっている。 ・視察は国内のみである。
神奈川県	綾瀬市				○		12.5	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 ※市議会報にも掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等(交通費等、領収書を徴することが難しいものは、計算書を添付) ・支出の事実を証する書類の写し(調査委託、市政報告に係る成果物等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	・会派には1人会派も含む ・収支報告書への活動報告書の添付義務はないが、視察等の活動報告書は別途提出あり

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否			検査主体名	検査方法		
																領収書等の閲覧可否	領収書等の公開方法		活動報告書の公開可否	活動報告書の公開方法					
神奈川県	葉山町			○			20	①前払い	⑤その他(通常:1年(4月)、改選年:その他(4・5月))	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・収支内訳書 ・全ての支出に係る領収書 ・その他議長が必要と認める書類(研修会等の開催通知、広報紙等の成果物、報告会等の内容など支出内容がわかる書類等を添付すること。なお、交通費等、領収書を徴することができないものは、支払証明書を添付すること。)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、手引きに則り助言等(④)	収支報告書及び添付書類の閲覧に際しては、閲覧者に、住所・氏名・閲覧を希望する対象年度等を記入いただいている。
神奈川県	寒川町			○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全て添付(ただし、公共交通機関及び宿泊費(定額)は添付の必要なし)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(政務活動記録簿を記載し提出)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
神奈川県	大磯町			○	会派又は議員の選択制		10	①前払い(概算払い)	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会図書室、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書室、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出でないかを確認。確認後、精算を行う。収支報告書及び添付書類を議長へ提出する。(④)	
神奈川県	二宮町			○			8	①前払い(概算払い)	④1年(5月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に関わる領収書 ・出席した会議資料等	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類の検査(④)	平成26年度分より、収支金額の総額をHPへ掲載。
神奈川県	中井町			○			10	①前払い	④1年(5月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面	可	②議会図書館、事務局等に常備	無※		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書の内容、金額の確認(④)	収支報告書への活動報告書の添付義務はないが、視察等の活動報告書は別途提出あり
神奈川県	松田町			○			5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無※		可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書について、内容の突合や記入漏れがないかなど精査している。(④)	・活動報告書(視察研修報告書)については別途提出あり ・HPには概要を掲載
神奈川県	箱根町			○			10	①前払い	⑤その他(通常:1年(4月)、改選年:半年(4・10月))	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書類が適正であるか、研修等報告書等により確認を行う。(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法			
																領収書等の閲覧可否	領収書等の公開方法		活動報告書の公開可否	活動報告書の公開方法					
神奈川県	愛川町				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い	⑤その他(通常:1年(会派又は議員の請求時期によるが、概ね4月)改選年:7ヶ月分・5ヶ月分(それぞれ概ね4月・11月))	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合にはその具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(事業報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書等の記入誤りや数字の確認、添付書類の照合等を行っている。(④)	
計	26団体	5 団体	2 団体	7 団体	12 団体			① 26件 ② 0件 ③ 0件	① 2件 ② 1件 ③ 11件 ④ 9件 ⑤ 3件	5 団体		① 12件 ② 12件 ③ 4件 ④ 11件	26 団体		26 団体	① 5件 ② 13件 ③ 4件 ④ 12件	18 団体	① 13件 ② 8件 ③ 13件 ④ 5件	23 団体	① 7件 ② 11件 ③ 3件 ④ 11件	26 団体	① 0件 ② 0件 ③ 6件 ④ 26件 ⑤ 3件			
新潟県	新潟市				○	会派又は会派及び議員の選択制	150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	②議会図書室、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察(出張報告書) ・実施報告書 ・事務所台帳 ・リース契約書などその他必要に応じて費用内訳のわかるもの	可	②議会図書室、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書室、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③各会派(会派代表者、会派の経理責任者) ④議会事務局	・会派分については、所属議員が収支報告書及び領収書を議長に提出する前に会派代表者、会派の経理責任者が確認(③) ※議員分については、議員個人の責任で議長に提出 ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前後で1回ずつ、議会事務局による検査を実施(④)	左記「議員1人当たりの交付月額」について、会派に属さない議員は120千円/月
新潟県	長岡市				○		60	①前払い(概算払い)	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費にあつては、旅行命令書及び復命書 ・広報紙等の印刷にあつては、当該印刷した広報紙等1部	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④陳情活動等報告書 ※①から④までのいずれも「復命書」として取り扱っているもの	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派代表者及び会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの精算申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、経理責任者及び会派代表者が確認後、精算払 ・旅費にあつては、旅行前に当該旅行命令書につき会派代表者及び会派の経理責任者の決裁を受け、前払(旅行後に復命書を代表者に提出)	会派に所属しない議員は、所属議員が1人である会派を結成しているとなして交付
新潟県	三条市				○		30	①前払い	④1年(4月)	有	三条市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・電話料、講師謝礼金等やむを得ない理由により領収書を徴収できない場合は、会派の代表者の支払い証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無※	可※	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・会派の経理責任者から収支報告書及び領収書が提出されるため、確認後、残額の返納処理を行う(④) ※収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無について、義務付けてはいるが、国内視察報告書についてはその都度提出することを定めている。また、活動報告書の公開方法については情報公開条例に基づく開示請求による。	
新潟県	柏崎市				○		40	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②市庁舎1階ロビーにある閲覧コーナーに常備	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・所属議員からの精算申請時に収支報告書及び領収書を会派の代表者に提出。その後、議会事務局で確認する(③、④)

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名		検査方法			
																領収書等の公開方法	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法							
新潟県	新発田市		○				20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・資料購入費における資料購入目的記入用紙 ・政務活動の共同実施における政務活動合同実施届出書	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④その他 ・出張(調査研究・研修)報告書 ・実績報告書	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	⑤その他(議員の中から選出された2名の監査員)	・議長に収支報告書を提出する前に、年2回(中間・最終)の監査を実施。	左記「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無:添付の義務付け内容」の「実績報告書」については、合同実施活動の場合で、実績報告を要するとみなされた政務活動の場合は添付をする。	
新潟県	小千谷市		○				8	①前払い	④1年(5月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	②議会図書室、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び証拠書類を確認して、指導・助言を実施。	収支報告書等の検査は無であるが、必要に応じて議会事務局で助言を実施。	
新潟県	加茂市				○	1人も会派とみなし交付する。	5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
新潟県	十日町市		○				13	①前払い	④1年(4~8月までの期間内)	無	5	②事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を議長に提出する前に議会事務局による検査を実施		
新潟県	見附市		○				10	①前払い	④1年(4月)	有	見附市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	領収書と収支報告書の確認	
新潟県	村上市				○		5	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	⑤その他(議会運営委員会及び総務文教常任委員会の各正副委員長により構成される審査会)	・収支報告書及び領収書を議長に提出後、収支報告書の写しを市長に提出する前に、左記の審査会による検査を実施		
新潟県	燕市		○				12	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		可※	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無			※左記「活動報告書の閲覧の可否」について、活動報告書等の添付の義務付けはないが、提出されていれば「③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」	
新潟県	糸魚川市				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	④1年(※時期記入)	有	糸魚川市特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類として、領収書が得難い場合に限り、会派代表者が証明する支払証明書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	行政視察を目的とした旅行を行った場合は、収支報告書の提出を待たず、旅行の終了後速やかに行政視察報告書の提出を義務付けており、議会図書室での閲覧を可能としている。
新潟県	妙高市		○				15	①前払い	④1年(4月)	有	妙高市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・支出に係る領収書、支払を証する資料	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(市の監査委員)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施(④、⑤)	
新潟県	五泉市		○				13	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開の開示請求による	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開の開示請求による	無		否		有	④議会事務局	領収書と収支報告書の確認	所属議員1人の会派についても交付対象とする。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
新潟県	上越市			○		50	①前払い ③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②市政情報コーナーに常備	有	全て	可	②市政情報コーナーに常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④管内活動報告書	可	②市政情報コーナーに常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類の検査を行う。		
新潟県	阿賀野市				○	会派又は議員の選択制	15	①前払い ③半年(4,10月)	有	阿賀野市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(議員(議会改革推進特別委員))	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(⑤)	
新潟県	佐渡市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い ④1年(申請あった日の属する月の翌月の末日までに交付)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧請求手続により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧請求手続により閲覧可	有	③会派(会派の経理責任者等) ④議会事務局	・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者がチェックの上、議長に提出の前に議会事務局に提出(③) ・収支報告書及び領収書を議会事務局でチェックの後議長に提出(④)	
新潟県	魚沼市				○		8	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	視察・事業等報告書(①国内視察報告書、②海外視察報告書、③研修報告書、④その他(会議、陳情活動等報告書)に該当するもの)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
新潟県	南魚沼市				○	会派又は会派に属さない議員	12	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	②事務局に常備 ③南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可	有	全て	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(作成した資料、会派広報紙等)	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
新潟県	胎内市				○		10	①前払い ④1年(4月)	有	胎内市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	否		有	①研修報告書	否		有	⑤その他(政務活動費監査委員)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
新潟県	聖籠町				○		10	①前払い(概算払い) ③半年(4,10月)	無		5	②議会事務局に常備	有	全て	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出前に事務局による検査を実施	
新潟県	弥彦村				○		5	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出前に議会事務局で検査を実施(④)	
新潟県	田上町				○		5	①前払い(概算払い) ④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
新潟県	阿賀町			○			5	①前払い	④1年(6月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・新聞は2紙目からの充当のため、1紙目の領集書も添付 ・広報誌等の作成費の場合は成果品を1部	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内・③研修・④その他とも事前計画書と報告書(海外は充当を認めていない)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書、及び領収書等添付書類の確認。指導は適宜。	
新潟県	出雲崎町			○			5	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・その他支出を証すべき書面	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
新潟県	湯沢町			○			5	②精算払い	③半年(10月、翌年度4月)	無	5	②事務局にて保管	有	全て	全ての支出にかかる領収書の原本の添付を義務付け	可	②事務局にて閲覧可能	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書を含む原則全て	可	②事務局にて閲覧	有	④議会事務局	精算払い申請時に収支報告書及び領収書の原本を当該議員本人より提出させ、確認後、精算払い(③)	
新潟県	津南町			○			5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③町条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出前に議会事務局で検査を実施(④)	
新潟県	刈羽村				○	会派又は議員	10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収証その他支出を証すべき書面	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(実施計画書、視察等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
新潟県	関川村			○			2.5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・すべての支出に係る領収書、その他支出を証すべき書面	可	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
計	29団体	7団体	6団体	9団体	7団体			① 28件 ② 1件 ③ 0件 ④ 15件 ⑤ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 13件 ④ 15件 ⑤ 0件	8団体		① 10件 ② 11件 ③ 11件 ④ 9件	29団体		① 0件 ② 11件 ③ 9件 ④ 11件	23団体	① 21件 ② 14件 ③ 15件 ④ 12件	22団体	① 2件 ② 13件 ③ 6件 ④ 7件	28団体	① 0件 ② 0件 ③ 4件 ④ 24件 ⑤ 5件				
富山県	富山市			○			150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(実績報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	運用指針に基づき、会派で検査後、会派から議長へ提出。その後議会事務局で確認(形式審査)及び助言。 (1)3人から9人まで 15万円 (2)10人から19人まで 30万円 (3)20人以上 45万円	
富山県	高岡市			○			75	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	④半年(半期の最初の月(半期の途中に結成した会派にあっては、結成の日以後における最初の基準日の属する月))	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(調査報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(市長)	③収支報告書及び添付書類を確認 ④収支報告書等の内容について、必要に応じて調査・指示を行う。 ⑤収支報告書等の内容について、必要に応じて会派からの説明を求める。	
富山県	魚津市			○		会派(所属議員が1人の場合を含む)	30	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収証又はこれに準ずる書類 ・調査研究、研修、要請・陳情活動費にあつては、研修会資料や報告書等	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派所属議員からの経理責任者へ領収書等を提出の際、金額、使途について確認する。(③) ・会派から収支報告書、領収書等を提出の際、金額、使途について確認する。(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
富山県	氷見市	○					38	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広報、陳情活動等報告書) ※海外視察は行っていない	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	活動ごとに用途基準の運用方針に基づき助言している。	
富山県	滑川市			○			30	③その他(半期ごとに前払い後、会派及び議員に精算払い)	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施
富山県	黒部市	○					30	①前払い ③半年(4,10月)	有	黒部市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書	可	②議会図書室、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書室、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派所属議員からの経理責任者へ収支報告書、領収書等を提出の際、金額、用途について確認する。(③) ・経理責任者から事務局へ収支報告書、領収書等を提出の際、金額、用途について確認する。(④)	
富山県	砺波市	○					27.5	①前払い ③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(写し) ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書※海外視察は認めていない	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	③会派所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書及び写しを会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ④収支報告書及び領収書を議長へ提出する前に事務局が精査	
富山県	小矢部市	○					20	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載(交付額、支出額・支出費目のみ) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(報告書写し・領収書等添付書類など)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察や陳情等に関する報告書、研修会等の案内や資料等、広報紙等の写しなど	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
富山県	南砺市	○					27.5	①前払い ②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載(交付額、支出額、支出費目のみ) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・写しを添付 ・領収書を徴することができない場合は支払い証明書を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(議会事務局長及び総務係長)	・収支報告書及び添付書類を検査し、「政務活動費の交付に関する条例」に規定した経費が無いか確認し、不適切な支出があった場合は指導、助言等を行う(④)	
富山県	射水市	○					50	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の原本を添付	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議員からの収支報告書提出時に書類確認	
富山県	上市町			○	会派または議員の選択制		10	①前払い ③半年(4,10月)	無		5	①HPへ掲載 ③個別の閲覧請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③閲覧については町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより可 ④写しの交付については情報公開条例に基づく開示請求により可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③閲覧については町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより可 ④写しの交付については情報公開条例に基づく開示請求により可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、支払状況を確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法			
																								①	②
富山県	立山町	○					10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③政務活動費の交付に関する条例に定める閲覧等請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②事務局に常備 ③政務活動費の交付に関する条例に定める閲覧等請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局に常備 ③政務活動費の交付に関する条例に定める閲覧等請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長) ④議会事務局	・収支報告書及び領収書を検査	
富山県	入善町	○				10	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派(経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後精算払い(③) ・収支報告書提出時に確認(④)		
富山県	朝日町	○				10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出に係る全ての領収書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査。不適正な支出について指導・助言等実施。		
計	14団体	10団体	2団体	1団体	1団体		① 11件 ② 0件 ③ 3件	① 0件 ② 2件 ③ 10件 ④ 2件 ⑤ 0件	3団体		① 7件 ② 3件 ③ 7件 ④ 11件	14団体	① 0件 ② 2件 ③ 7件 ④ 13件	12団体	① 10件 ② 8件 ③ 10件 ④ 9件	12団体	① 0件 ② 2件 ③ 5件 ④ 11件	14団体	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 14件 ⑤ 1件						
石川県	金沢市	○				160	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	・会計帳簿 ・全ての支出に係る領収書(自動券売機によるものなど徴収不能な支出は除く。) ・職員雇用台帳 ・備品台帳 ・政務活動事務所届	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①第三者(個人(公認会計士・弁護士)) ④議会事務局	会計帳簿、領収書等を照合し、条例、規則、運用の手引きに沿って執行されているかを確認	平成27年度の交付額改定(月額2万円減額)の際は、第三者等からの意見聴取を行っていない。	
石川県	七尾市			○	会派又は議員の選択制	30	①前払い	③半年(改選年以外は原則半年、改選年は4月～10月、11月～3月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出したもの全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	収支報告書と領収書を、会派の経理責任者と議会事務局が確認する。(会派の経理責任者の確認は、会派に所属している議員のみ実施)		
石川県	小松市	○				70	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	提出された収支報告書等につき、計算等の誤りがないか、議会作成の支出マニュアルに沿っているか確認。		
石川県	輪島市	○				20	①前払い	④1年(5月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
石川県	珠洲市	○				20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市の条例に定める政務活動費の閲覧請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
石川県	加賀市		○			80	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・自動券売機で購入した切符等は領収書の徴収が不能であるため、電車運賃(新幹線・特急は除く)は行程表に金額を記載の上、添付不要とする。	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請陳情活動報告書)	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	議長に提出された収支報告書等について、計算等の処理ミスがないか、また、議会で策定している支出マニュアルに沿っていない支出がないかを確認。	
石川県	羽咋市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	原則、全ての支出に係る領収書(調査研究費において視察等を行った場合、視察行程表及び視察報告書を添付)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
石川県	かほく市		○			20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	原則、全ての支出に係る領収書(調査研究費等での旅費については、行程表を作成し金額を掲載する)	可	②事務局に常備	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査	・HPでは、収支報告書の記載金額の一覧を掲載している
石川県	白山市		○			60	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、「政務活動費運用の手引き」に沿って支出されているか確認	提出する義務はないが、必要に応じても提示できるように各議員及び会派経理責任者が5年間保存することとしている。
石川県	能美市		○			50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	会計帳簿、領収書等を照合し、条例、規則、運用の手引きに沿って執行されているかを確認(④)	
石川県	野々市市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派 ④議会事務局	領収書等の確認。対象外経費の確認を行っている。	「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」に関して、義務付けはしていない。申し合わせにより行政視察を行った場合は、視察報告書を作成している。
計	11団体	0 団体	8 団体	2 団体	1 団体		① 11件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 3件 ③ 7件 ④ 1件 ⑤ 0件	1 団体		① 2件 ② 3件 ③ 3件 ④ 7件	11 団体		① 0件 ② 3件 ③ 1件 ④ 8件	11 団体	① 7件 ② 6件 ③ 5件 ④ 5件	7 団体	① 0件 ② 1件 ③ 1件 ④ 6件	7 団体	① 0件 ② 1件 ③ 2件 ④ 11件 ⑤ 0件	11 団体	① 1件 ② 0件 ③ 2件 ④ 11件 ⑤ 0件		
福井県	福井市			○		150	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	②市役所庁舎内に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、経費の性質上、領収書の添付が困難な場合には、その経費を要したことが分かる書類を添付)	可	②市役所庁舎内に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②市役所庁舎内に常備	有	④議会事務局	政務活動費運営マニュアルに基づき、提出のあった書類の点検を行っている。	
福井県	敦賀市	○				40	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、要請陳情活動費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料、広報費で作成された広報紙及び、事務所費における賃貸契約書写しの添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		内容	交付方法				交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名		検査方法		
																								検査主体名	検査方法
福井県	小浜市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	全て	すべて	可	①HPに掲載 ②事務局等に常備	無		否	有	④議会事務局	議長へ提出前に小浜市議会政務活動費の交付に関する条例、規則および運用に関する要綱(ガイドライン)にそって支出されているか確認する。			
福井県	大野市		○			40	①前払い	④1年(4月)	有	大野市特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書(領収書を徴することができない場合は、それに代わる証書類の添付)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ※海外は、事例なし。陳情・要望活動は政務活動と認めていない。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
福井県	勝山市		○			30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類の原本又は写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	④収支報告書提出を受け、議会事務局職員が検査を実施。 ⑤定期監査時に監査委員の監査を受けている。その際に領収書等の証拠書類を確認している。	活動報告書等について収支報告書への添付義務付けはないが、収支報告書提出時に活動報告書をあわせて提出していただき、議会事務局で確認している。	
福井県	鯖江市		○			50	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容) ・(旅費・宿泊費・日当については条例に定める額のため領収書は不要)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(会計担当課)	・年度最後に、精算をするとき、収支報告書および添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言を実施し、返還をさせることもある。	
福井県	越前市		○			60	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・事業実績書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	「政務活動費の手引き」に基づき、書類等の点検を行っている。(7,10,1,4月)	活動結果報告書に関し、①国内視察報告書、②海外視察報告書、③研修報告書、④その他(会議、陳情活動報告書等)の作成、議長への報告を義務付けている。	
福井県	坂井市		○			50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	無		否	有	④議会事務局	会派の経理責任者から収支報告書及び領収書を四半期ごとに提出してもらい、記入漏れや添付漏れ及び不適切な支出がないかを確認している。	運用マニュアルにより収支報告書に活動報告書を添付している。	
福井県	高浜町		○			8.5	①前払い	④1年(4月)	無		5	③町が規定する閲覧請求手続きによる	有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類	可	③議会事務局の窓口で閲覧	無		可※	③町独自に定める活動費の閲覧等請求手続き等により閲覧等可	有	⑤その他(議長)	必要に応じ調査	※活動報告書等も受領。閲覧の場合は報告書と併せて資料も開示 閲覧は町民に限定
計	9団体	4団体	4団体	1団体	0団体		① 9件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 3件 ③ 2件 ④ 4件 ⑤ 0件	1団体		① 2件 ② 2件 ③ 5件 ④ 2件	9団体		9団体	① 1件 ② 2件 ③ 5件 ④ 2件	4団体	① 4件 ② 3件 ③ 4件 ④ 2件	4団体	① 0件 ② 1件 ③ 3件 ④ 1件	9団体	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 8件 ⑤ 3件				

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
山梨県	甲府市	○				40	①前払い	④1年(年度における最初の月に、当該年度に属する月数分を交付する)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・旅費を除く全ての支出に係る領収書 ・上記に加え、調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修報告書、広報費における広報原稿、広聴費、要請・陳情活動費、会議費における各種報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(各会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの領収書等を取りまとめ、支出一覧及び収支報告書を作成(③) ・会派から提出された収支報告書及び領収書を全て検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
山梨県	富士吉田市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	領収書 その他の証拠書類の写し 事業実績報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
山梨県	山梨市	○				15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合は、その具体的な添付書類の内容	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(経理担当者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
山梨県	韮崎市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	収支報告書の支出金額に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	③会派(会派会長、会派経理責任者等) ④議会事務局 ⑤その他(議長)	・会派経理責任者の収支報告を会長が確認(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	
山梨県	南アルプス市	○				15	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	⑤その他(議長)	会派の代表者が規定に基づく書類を議長に提出する。	
山梨県	北杜市			○		10	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書(旅費を除く)写し	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
山梨県	甲斐市				○	10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局等に常備	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②事務局等に常備	有	③研修報告書	可	②事務局等に常備	有	③会派(各会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの領収書等を取りまとめ、支出一覧及び収支報告書を作成(③) ・会派から提出された収支報告書及び領収書を全て検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
山梨県	笛吹市				○	10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④個別の閲覧請求	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	④個別の閲覧請求	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等)	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認。 ・収支報告書及び領収書を議長に提出。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
山梨県	甲州市				○ 会派または議員	10	①前払い ③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(経理責任者) ④議会事務局 ⑤その他(議長)	・所属議員からの領収書等を取りまとめ、収支報告書を作成(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	・政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無について、開催状況はなし
山梨県	中央市				○	10	①前払い ③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	③市条例及び規則で定める政務活動費収支報告書の閲覧請求手続きにより閲覧請求できる	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③市条例及び規則で定める政務活動費収支報告書の閲覧請求手続きにより閲覧請求できる	無		否		有	④議会事務局	収支報告書と収支決算書及び各領収書を照合し、収支決算書の各支出項目について、条例・規則や申し合せによる運用基準に準じているか検査する。領収書のただし書きと額面のついて、明らかに不適切なものが無いか精査している。	収支報告書に「調査研究その他活動の成果」記載欄あり。
山梨県	富士川町				○	8	①前払い ④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書に加えて添付すべき書類	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書等の証拠書類を議長に提出後、検査を実施(④)	
山梨県	昭和町				○	5	②精算払い ⑤その他(そのつど)	無		5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づき公開	有	③研修報告書	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局	議長及び事務局により内容確認、検査	
山梨県	富士河口湖町				○	2	②精算払い ③半年(4,10月)	無		3	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・すべての支出に係る領収書	否		無		否		有	④議会事務局	・基本的には、議員個人や会派に委ねているが、事後に議会事務局も使い道を確認している。	
計	13団体	4 団体	3 団体	4 団体	2 団体		① 11件 ② 2件 ③ 0件 ④ 3件 ⑤ 1件	5 団体			① 6件 ② 3件 ③ 4件 ④ 6件	13 団体			① 0件 ② 4件 ③ 4件 ④ 7件	11 団体	① 7件 ② 5件 ③ 10件 ④ 6件	11 団体	① 3件 ② 5件 ③ 3件 ④ 5件	13 団体	① 0件 ② 0件 ③ 6件 ④ 11件 ⑤ 3件			
長野県	長野市				○	85	①前払い ③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	6	①HPに公開 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・案内文や資料の写し ・行政視察報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前に議会事務局による点検を実施(④) ・定期監査の際に収支報告書及び領収書書類一式の監査を実施(不定期)(⑤)	
長野県	松本市				○	21	①前払い ④1年(4月)	有	松本市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又は支出を証する書類	可	①HPに掲載 ③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長部局)	収支報告書及び添付書類が議長に提出された後、使途基準に照らし適正かどうか等を確認し、助言等を実施(④、⑤)	・議員1人当たり年額25万円 ・海外行政視察は支給の対象外

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
長野県	上田市	○					20	①前払い	④1年(年度当初)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載(概要) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・その他支出を証する書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(旅費の支出を伴う活動の実施に伴う報告書)	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	・会派内で領収書を確認(③) ・議長に提出する前に収支報告書、領収書及び添付書類を用途基準に照らし合わせ適正かどうかを確認し、助言等を実施(④) ・定期監査の際に収支報告書、領収書及び添付書類一式の監査を実施(⑤)	・市町村合併直後の平成18年8月に特別職報酬等審議会へ諮問し意見を聴取している。 ・現在、海外視察の実施は凍結しているため、「添付の義務付けの内容」には不記載としている。
長野県	岡谷市	○					9	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	会派が実施する視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(経理責任者) ④議会事務局(事務局職員)	・会派内の領収書の確認(③) ・収支報告書、領収書及び添付書類の検査、指導、助言(④)	
長野県	飯田市	○					12	①前払い	④1年(6月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	会計簿、支出伝票(領収書添付)、政務調査研究報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(政務調査研究報告書)	可	①HPに掲載	有	⑤その他(市長)	・議長から報告書の写しの提出を受け、会派のその年度における政務活動費の用途が法の趣旨及び条例で規定した、政務活動費を充てる経費として適当であるか審査し、当該年度における政務活動費の用途として適当と認める額を決定する。決定後、精算⑤	
長野県	諏訪市			○	グループ(会派)及びグループに属さない議員		10	①前払い	③半年(4/20,10/20)	無		10	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局(事務取扱者等)	・所属議員から領収書等が会派経理責任者に提出され、確認後、精算払い。(③) ・会派から収支報告書及び領収書が議長に提出される前に、確認の依頼を受け、内容確認。(④)	活動報告書等の添付は義務付けしておりませんが、添付して提出される場合があります。その場合、「収支報告書その他領収書等関係書類」といった開示請求があれば、閲覧可としています。
長野県	須坂市			○	会派又は会派に属さない議員		13	①前払い	④1年(4~5月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他支出を証する書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(各会派経理責任者) ④議会事務局	収支報告書および領収書等の提出時に、各会派の経理責任者に用途について確認 ※「検査」までには至っていない	
長野県	小諸市			○			12	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	支出内容が、政務活動費使途基準に沿っているか確認	
長野県	伊那市	○					10	①前払い	④1年(請求のあった日から30日以内)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書 その他支出を証する書類	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	提出された収支報告書と領収書等添付書類の確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法				
																								検査主体名	検査方法	
長野県	中野市		○				8	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費の用途について、内規を定め基準を設けている	
長野県	大田市		○				3	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・活動内容が確認できる書類(研修案内、陳情書、会報等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書等提出時に、議会事務局で領収書と証拠書類を照合し確認。(その後、議長決裁)		
長野県	飯山市		○				10	①前払い	⑤その他(前期9か月分、後期3か月分をそれぞれ4月と12月に交付)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等	有	全て	全ての支出に係る領収書又は支出を証する書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等	有	④その他(政務活動調査研究実施報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を提出時に点検し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
長野県	茅野市		○				10	①前払い	③半年(4,10月)	有	委員会条例による参考人を招聘。市内各種団体代表者5名	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	収支報告書等提出後、余剰分を返金。
長野県	佐久市		○				10	①前払い	④1年(5末日)	有	佐久市特別職報酬等審議会	10	①事務局内HP掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書添付が不可能な場合は支払証明書を添付 ・研修会等参加、要望・陳情等を行った場合、調査結果報告書を添付	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等	有	④議会事務局	「佐久市議会政務活動費の交付に関する条例」をもとに、支出内訳書と領収書を精査しチェックしている	
長野県	千曲市			○	会派または会派に属さない議員		10	①前払い	④1年(4月25日)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	金額にかかわらず全て添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・交付を受けた会派の経費責任者に、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに収支報告書及び領収書等を提出させ、確認後、精算(③) ・会派の責任者により提出された収支報告書及び領収書等を議会事務局が検査(④)	左記収支報告書等の検査方法について、検査が実施された後、議長へ提出し、市長へ送付。
長野県	東御市		○				10	①前払い	④1年(4月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	金額にかかわらず全て添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長野県	安曇野市			○	会派及び会派に属さない議員		7.5	①前払い	④1年(4月25日)	有	安曇野市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市の規程で定める政務活動費の閲覧手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	(ただし鉄道賃等は不可)	政務活動費に係る領収書等	可	③市の規程で定める政務活動費の閲覧手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④陳情活動等報告書	可	③市の規程で定める政務活動費の閲覧手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派代表者等) ④議会事務局	③領収書等を会派経理責任者に提出し、確認後、精算 ④収支報告書及び添付書類等を確認し、不適正と思われる支出について助言等を実施	
長野県	軽井沢町		○				8.3	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支について指導・助言を実施		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					内容		領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
長野県	御代田町		○			6	①前払い	④1年(年度当初5月)	無		5	④御代田町公文書公開条例に基づく開示請求により閲覧の可否	有	全て	全ての収支に係る領収書	否		無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支について指導・助言を実施			
長野県	立科町				○	会派又は議員	6.5	①前払い	④1年(4月)	無	3	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	否		無	否	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	「立科町議会議政務活動費の交付に関する条例」により、支出内訳書と領収書を精査し、チェックしている			
長野県	長和町		○			5	①前払い	④1年(請求のあった日から30日以内)	無		5	②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会事務局に常備	無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支について指導・助言を実施			
長野県	下諏訪町		○			8.5	①前払い	③半年(4,10月)	無		10	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収証その他支出を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査・検算し、不適正な支出がないか確認			
長野県	松川町		○			7	①前払い	④1年(4月)	有	松川町特別職等報酬審議会	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	領収書その他を証する書類	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	⑤その他(議長)	・政務活動報告書及び領収書等の記載を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施(⑤)	
長野県	坂城町		○			5	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	③個別の閲覧請求	無			否		無	否	有	④議会事務局	議会事務局において、提出書類の検査を実施	領収書の添付は条例上義務付けられていないが、申し合わせにより任意で提出されている。		
計	24団体	9 団体	8 団体	2 団体	5 団体		① 24件 ② 0件 ③ 0件 ④ 17件 ⑤ 1件	① 0件 ② 1件 ③ 5件 ④ 17件 ⑤ 1件	7 団体		① 13件 ② 6件 ③ 8件 ④ 10件	23 団体		① 2件 ② 3件 ③ 7件 ④ 14件	21 団体	① 10件 ② 5件 ③ 10件 ④ 8件	14 団体	① 5件 ② 3件 ③ 5件 ④ 8件	15 団体	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 22件 ⑤ 7件	24 団体				
岐阜県	岐阜市				○	会派又は議員の選択制	150	①前払い	②四半期(4月、7月、10月、1月)	無	5	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 ・レント ・銀行等の振込金受取書 ・郵便振替払込、請求書兼受領書 ・支払証明書又は領収書を徴し難かった支出の明細書	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	岐阜市議会議政務活動費の交付に関する条例及び規則等に基づきチェックを行っている。	
岐阜県	高山市				○	会派及び会派に属さない議員	17	②精算払い	⑤その他(会派及び会派に属さない議員が立て替え払いした後、毎月月末までに交付申請し、市長が受理後に交付決定。その後、市長に対し交付請求し支払される)	無	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	交付申請書及び領収書を会派の経理責任者及び会派に属さない議員から提出、事務局において内容・金額・領収書(原本)等確認	「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」において、高山市議会基本条例逐条解説において記載している

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																				内容	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法		
岐阜県	多治見市	○				4月のみ21.2、その他の月は20.8	①前払い(会派に前払いし、不用額は年度末に返還)	④1年(4月30日)	有	多治見市特別職報酬等審議会	5	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収証書 ・領収証書を徴することができないときは、会派の経理責任者の支払証明書をもちて領収証書に代えることができる	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	会派の経理責任者は、収入及び支出の報告書を作成し、関係書類を添えて提出し事務局で確認後、議長に提出する	収支報告書・領収書・活動報告書の公開については、②常備場所については市役所1階情報公開コーナーにコピーを設置し、何人も閲覧可としている 報告書添付の義務付け内容②海外視察報告については、海外視察を認めていないためない
岐阜県	関市	○				10	①前払い	④1年(5月31日までに)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書(海外視察は政務活動費から支出できない) ③研修報告書 ④その他(備品購入届出書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施(④)	
岐阜県	中津川市	○				10	①前払い(会派に前払い後、年度末に精算)	④1年(6月末日)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載	有	①国内視察報告書	可	①HPに掲載	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・会派の経理責任者が、収支報告書及び領収書を議会事務局経由で議長に提出後、精算	交付の対象について、1人会派を含む
岐阜県	瑞浪市	○				8	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	議長提出前に、報告書と添付書類の内容に齟齬がないか検査し、疑義があれば確認する		
岐阜県	羽島市	○				7	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出があれば指導、助言等実施	・左記「議員1人当たりの交付月額」は年額80,000円である。 ・視察報告書は別途提出している。	
岐阜県	美濃加茂市	○				10	①前払い	③半年(4月末・10月末)	無		7	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収証書等支出を明らかにする書類の写し ・経理簿等収支の状況を明らかにする書類 ・その他議長が必要と認める書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・会派からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認する。	
岐阜県	土岐市	○				13	①前払い	④1年(4月)	有	土岐市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局(全職員)	収支報告書と証拠書類の照合	
岐阜県	各務原市			○	会派及び会派に属さない議員	30	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 *添付書類(印刷物)	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②申し出があれば、議会事務局にて閲覧	有	③会派(会派の経理責任者、会派会長) ④議会事務局	・上期、下期の2回支払伝票及び領収書等を確認し、不適切な場合は指導、助言等を実施(④)	【活動報告書の公開方法について】 政務活動費の閲覧申請があったうえで、活動報告書の閲覧希望があれば閲覧可 市の条例や情報公開条例に活動報告書の閲覧に関する記載はないため、③④は選択できない
岐阜県	可児市			○	会派及び会派に属さない議員	20	①前払い	④1年(4月)	有	可児市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派会長) ④議会事務局	・会派会長による検査後提出(③) ・収支報告書及び領収書を議会事務局が内容確認、検算を実施(④)	海外視察については、現在行っていない
岐阜県	飛騨市	○				10	②精算払い	②四半期(6,9,12,3月)	無		5	②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	・申請時に添付書類の内容や添付漏れがないか確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法			
																							内容	
岐阜県	本巣市			○		20	①前払い	⑤その他(4, 8, 12月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ④その他(陳情活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	会派又は議員個人から提出された収支報告書に基づき、領収書等の添付、金額等の誤り、漏れ等の不備がないかの点検をしている。	
岐阜県	郡上市			○		10	①前払い	④1年(5月31日までに)	有	5	①HPに掲載 ③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書等	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	平成28年度より政務活動費の交付を開始したため、公開等の実績なし
岐阜県	白川村			○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無			可	②議会事務局に常備	無		否		有	④議会事務局	議長提出前に検査を行い、疑問点があれば確認	
計	15団体	8 団体	2 団体	1 団体	4 団体		① 13件 ② 2件 ③ 0件	① 0件 ② 2件 ③ 2件 ④ 9件 ⑤ 2件	8 団体		① 9件 ② 3件 ③ 3件 ④ 6件	14 団体		① 2件 ② 3件 ③ 4件 ④ 8件	15 団体	① 12件 ② 5件 ③ 9件 ④ 8件	12 団体	① 3件 ② 3件 ③ 2件 ④ 6件	15 団体	① 0件 ② 0件 ③ 3件 ④ 15件 ⑤ 0件				
静岡県	静岡市			○		250	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	有	10	①HPに掲載(会派別一覧表のみ) ②市政情報コーナーに常備	有	全て	・全ての支出に係る金銭の支払いに関する証拠書類	可	②市政情報コーナーに常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請・陳情活動報告書)	可	②市政情報コーナーに常備	有	③会派 ④議会事務局	・各会派の検査方法による(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し不適切な支出や書類の不備などについて指導、助言を実施(④)	
静岡県	浜松市			○		150	①前払い	③半年(4, 12月)	有	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張届及び行程表、出張報告書、旅行会社の見積書(海外出張の場合)、委託契約書、成果物、雇用通知書、社会保険料納入告知額・領収済通知書、市内及び近接地の旅費申請書兼旅費支払証明書、タクシー使用料一覧表、駐車場使用料一覧表	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請・陳情活動報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・各会派の検査方法による(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	※活動報告書の閲覧は、海外視察報告書のみ可
静岡県	沼津市			○		40	①前払い	③半年(5, 10月)	有	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派の代表者、会派責任者) ④議会事務局	・所属議員から会派への申請時に、会派において領収書等内容を精査する。 ・会派から提出される、収支報告書・領収書ほか添付書類を、議会事務局担当者が確認し、局内で供覧	
静岡県	三島市			○		15	①前払い	④1年(4月)	有	5	①HPに掲載 ②市政情報公開コーナーに常備	有	全て	・旅費条例の規定に基づく旅費以外の全ての領収書 ・旅費に係る領収書は、規定に基づく算出書類を添付	可	②市政情報公開コーナーに常備	有	①国内視察報告書 ※海外視察は行っていない。 ④政務活動報告書	可	①HPに掲載 ②市政情報公開コーナーに常備	有	③各会派 ④議会事務局	・所属議員は、会派長・経理責任者の許可を経て支出し、経理責任者に領収書の原本を提出する。 (③) ・各会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類を事務局で確認する。 (④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
静岡県	富士宮市	○				25	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HP及び議会広報誌に掲載 ④個別の閲覧請求	有	全て	領収書等(支出を証明する書類として領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を添付)なお、会派の調査研究活動に係る交通費、宿泊費等は市の旅費規程を準用。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査	
静岡県	島田市		○			17	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等(情報公開コーナー)に常備	有	全て	対象経費の全ての領収書	可	②議会図書館、事務局等(情報公開コーナー)に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等(情報公開コーナー)に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	・旅費に係る領収書については、市の旅費規程に基づく旅費算出書類を添付。 ・収支報告書(一覧)は、議会だよりにも掲載。
静岡県	富士市	○				38	①前払い	④1年(4月)	無	10	②議会事務局に常備	有	全て	旅費規程に基づく旅費以外の全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	②議会図書室に常備	有	③各会派 ④議会事務局	・各会派の検査方法による(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については、指摘している。(④)	当市では、年額45万円を一括交付している。
静岡県	磐田市	○				25	①前払い	③半年(4,10月)	有	10	①HP及び議会広報誌に掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書(但し出張の場合は旅費計算書)	可	②議会図書室に常備	無	備考欄参照	否		有	④議会事務局	・収支報告書、出納簿及び添付書類を検査、不適切な支出・書類の作成方法について指導、助言等実施(④)	収支報告書の提出時とは別にその都度 ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書を提出
静岡県	焼津市	○			1人会派も認めている	25	①前払い	④1年(5月)	有	5	①HPに掲載(収支一覧表を議会広報紙に掲載。議会広報紙をHPに掲載。) ②議会図書館、事務局等常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ※海外視察は行っていない。	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局が確認。	
静岡県	掛川市	○			1人会派も認めている	25	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張の場合は、旅費計算書、報告書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(取扱指針で定めた書面)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派代表者) ④議会事務局 ⑤その他(監査委員事務局、行政課)	・収支報告書及び領収書を各会派代表者に提出させ、確認後、精算	
静岡県	藤枝市		○			25	①前払い	④1年(4月)	有	10	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(活動内容の報告書・研修会資料等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③)	
静岡県	御殿場市	○			一人会派も認めている	17	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	無	(報告書は提出しているが、収支報告書への添付の義務付けはない。)	可	②議会事務局等に常備	有	③会派 ④議会事務局	・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、それを提出議員同席のうえ、議会事務局が確認をする。(③、④)	当市では一括交付で年20万円としているので、議員一人当たりの交付月額については、およその数値である。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
静岡県	袋井市				1人会派も認めている	25	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載(収支状況のみ。議会だよりにも同内容を掲載) ②平成26年度分から情報公開コーナーに常備	有	全て	②情報公開コーナーに常備(平成26年度分から) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 (平成25年度以前のもの)	有	③調査研究・研修報告書	可	②情報公開コーナーに常備(平成26年度分から) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 (平成25年度以前のもの)	有	③会派(各会派の経理責任者、会派長) ④議会事務局	(会派)会派の経理責任者は、所属議員からの領収書等を取りまとめ、会派長確認のもと、収支報告書を提出 (議会事務局)半年ごと支出状況を確認し、不適正な支出については指摘			
静岡県	裾野市				○	23	①前払い	③半年(5,11月)	有	特別職報酬等審議会	5	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又は支払証明	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①行政視察実施報告書 ③政務調査研究活動内容報告書	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派代表者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に、領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い (3) ・年度途中で中間審査を行う。収支報告書の確認を行う (4)
静岡県	湖西市				○	10	①前払い	④1年(5月)	無	5	①概要をHPに掲載 ②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・旅費内訳書 ・政務活動報告書 ・支出証明書(領収書を徴することが困難な場合)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④政務活動報告書	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や書類不備について指導、助言等実施(④議会事務局⑤議長)	
静岡県	伊豆市				○	15	①前払い	③半年(4,11月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書、支払伝票、調査研究等旅費明細書、調査研究等実施報告書、成果物等	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③調査研修等報告書 ④要請・陳情・会議・広報・広聴活動	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	支払伝票、領収書の金額と内容及びその他添付書類の内容を検査し、指導、助言等を実施。	
静岡県	菊川市	○			1人会派含む	8	①前払い	④1年(5月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査
静岡県	伊豆の国市				○	15	①前払い	④1年(5月)	無	5	①概要をHPに掲載 ④情報公開条例による閲覧請求	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③研修報告書	否		有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(③④)	
静岡県	函南町				○	10	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、経費の区分、内容、金額が適正な支出かについて指導、助言等実施(④)	
静岡県	清水町	○				13	①前払い	④1年(6月)	無	5	③町が独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	③町が独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書(旅費を伴うもの) ④その他旅費を伴う活動全て	可	③町が独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
静岡県	長泉町				○	13	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町が独自で定める閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③町が独自で定める閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③研修報告書	可	③町が独自で定める閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を審査	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法			
																領収書等の公開方法	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法	活動報告書の公開方法					
静岡県	小山町			○			13	①前払い	④1年(時期未定)	無	5	④町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可能	有	全て	全ての支出に係る領収書 会計帳簿	可	④町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可能	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④町で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧等可能	有	③会派 ④議会事務局	・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者(議員)に提出させ、収支報告書及び添付書類を検査し、確認後、精算払い。(会派に属さない議員も同様)	
静岡県	森町			○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出する前、事務局職員及び局長による検査を実施し、不適正な支出について指導、助言等を実施し、訂正・修正させる	
計	23団体	11 団体	2 団体	4 団体	0 団体			① 23件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 5件 ④ 17件 ⑤ 0件	9 団体			① 13件 ② 11件 ③ 4件 ④ 9件	23 団体		① 0件 ② 7件 ③ 5件 ④ 14件	20 団体	① 15件 ② 10件 ③ 17件 ④ 9件	20 団体	① 3件 ② 9件 ③ 5件 ④ 8件	23 団体	① 0件 ② 0件 ③ 11件 ④ 23件 ⑤ 1件			
愛知県	名古屋市			○			500	①前払い	①毎月	無	5	(閲覧について) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 (写しの交付について) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	可	(閲覧について) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 (写しの交付について) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	(閲覧について) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 (写しの交付について) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派の経理責任者等において収支報告書等の内容を確認後、支出。 ・名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第8条に定める議長の調査権により、市会事務局職員が、提出された収支報告書等に不備がないかを確認。	収支報告書への活動報告書等の添付を義務付けてはいるが、添付された場合には収支報告書とともに公開の対象としている。
愛知県	豊橋市			○			90	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②市役所内じょうほう広場にて閲覧、またその写しを交付する。写しの交付を受けようとする者は費用を負担する。	有	全て	・支出に係る領収書等の証拠書類の写し(やむを得ない理由により領収書等の証拠書類を徴することができない場合は会派の代表者が支出を証明する書類)	可	②市役所内じょうほう広場にて閲覧、またその写しを交付する。写しの交付を受けようとする者は費用を負担する。	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 (市役所内じょうほう広場にて閲覧、またその写しを交付する。写しの交付を受けようとする者は費用を負担する。)	有	③会派	・所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認する。	
愛知県	岡崎市				○	会派又は会派に属さない議員	50	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②市役所1階の市政情報コーナーで写しを閲覧可能	有	全て	・当該支出に係る領収書及び支払金額の根拠がわかる明細書等(交通通信費、旅費及び宿泊費を除く) ・交通通信費については会派の代表者の支出証明書(使用証明書)を添付する。また、旅費及び宿泊費については、調査研究(研修)明細書を添付する。	可	②市役所1階の市政情報コーナーで写しを閲覧可能	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、疑義が生じた場合は確認や助言を実施	平成28年11月1日以降の執行分については、領収書・活動報告書等をHPに掲載し、また、旅費規程に基づく旅費及び宿泊費を除き、全ての領収書の添付を義務付ける予定である。
愛知県	一宮市			○			50	①前払い	④1年(4月15日)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局、市資料コーナーに常備	有	全て	・収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の原本を併せて提出しなければならない。ただし、旅費については、「旅費計算書」を添付することで、これに代える。	可	②議会事務局に常備	無		否		有	④議会事務局	・支出金額については、領収書と会計帳簿とを照らし合わせ、支出内容については、政務活動として適正なものであることを精査している。 行政調査については、行政調査等報告書を作成し、議長からの請求があったときには、速やかに提示することとしている。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取		収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		内容	交付方法	交付時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
愛知県	瀬戸市		○			13	①前払い(前払いし、年度末に精算)	④1年(4月25日、ただし、年度の途中から議員の任期が始まる場合においては、議員となった日の属する翌月の25日に交付する。)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・旅費については行程表による。(航空運賃は除く) ・その他は全て添付。	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書と領収書、及び調査・研究等報告書と内容を照らし合わせ検査する。	活動報告について、海外視察があった場合は、国内の扱いに準じる。
愛知県	半田市		○			13	②精算払い	⑤その他(都度)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・領収書その他の支出を証する書類の写し	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 (議会図書室に常備)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 (議会図書室に常備)	有	⑤その他(議長から諮問を受けた政務活動費管理委員会において検査)	・政務活動実施前と実施後の2回の検査。	
愛知県	春日井市	○				30	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	②議会事務局に常備	有	全て	・旅費(航空賃以外)を除く支出に係る領収書 ・旅費の積算明細書 ・書籍等購入した場合は書籍の表紙コピー	可	②議会事務局に常備	無		可	②議会事務局に常備 (収支報告書とは別ファイルで保存)	有	③会派(各会派代表者) ④議会事務局	・経理責任者作成の収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施 (③) ・各会派作成の収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	調査・研修の活動報告書は、実施要領において提出を義務付けている。収支報告書とは別ファイルにて作成したものを議会事務局に常備し、閲覧請求があれば情報提供している。
愛知県	豊川市	○				23	①前払い	④1年(当該年度の5月31日までに交付)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・旅費及び宿泊費以外の全ての領収書 ・旅費については、請求書及び計算書、行程表を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出や書類等の不備について指導、助言等実施(④)	左記の旅費については、豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定に基づいた算定をしています。
愛知県	津島市	○				13	①前払い	③半年(各半期の最初の月)	無		5	④情報公開請求条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書又はこれに準ずる書類を添付)	可	④情報公開請求条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開請求条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・議長に提出前に収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施(④)	
愛知県	碧南市	○				17	①前払い(会派に前払い)	④1年(5月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合を除き全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	③会派(各会派の経理責任者) ④議会事務局	・会派所属議員から提出された、領収書等を各会派の経理責任者等において確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を確認し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
愛知県	刈谷市			○	会派及び会派に属しない議員	19	①前払い	④1年(5月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・旅費を除く全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(正副議長及び議会選出の監査委員)	収支報告書については、議長の調査権を行使し、議長提出時に議会事務局での検査を実施。また、提出後においても、副議長及び議会選出の監査委員同席により、監査を実施している。	視察等の活動報告書については添付を義務付けていないが、視察の所感を記録に残し、各会派等で保管することとしている。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法						
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
愛知県	豊田市				○	会派又は会派に属さない議員	44.16 (備考欄に記載)	①前払い	④1年(4月)	有	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	5	①HPに掲載 ②市政情報コーナーに常備	有	全て	・旅費規定に基づく旅費は行程表が証拠書類。領収書等の証拠書類を徴し難い場合には、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し	可	②市政情報コーナーに常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②市政情報コーナーに常備	有	④議会事務局	・収支報告書、領収書等の写しを会派の経理責任者から議長に提出後、閲覧に供する前に議会事務局による検査を実施	・政務活動費は、1人当たり530,000円/年を一括で交付 ・活動報告書等の添付の義務付けは申合せによる
愛知県	安城市				○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い	④1年(4月)	有	安城市政務調査費検討委員会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(各会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・所属議員から収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させる。また、残額については返戻処理を行う。(③) ・収支報告書及び添付書類を確認し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
愛知県	西尾市	○					15	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、旅費は代表者の支払証明書及び事務局が事前確認した旅費計算書。領収書が発行されない場合はそれに代わる証拠書類)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・会派から提出された関係書類、証拠調査書等が完備し、条例、規程等に則って適正に支出、報告されているか、事務局職員が確認	
愛知県	蒲都市	○					24 (備考欄参照)	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を徴することが困難な場合は会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。	可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・議員が会派を結成しないときは、当該議員を1の会派とみなし、交付の対象としている。 ・議員1人につき年額29万円を交付している。 ・研究会若しくは研修会への参加又は先進地調査研究のための旅費を活動費の経費として充てた場合はその結果を議長まで報告しなければならない。	
愛知県	犬山市				○	会派及び会派に属さない議員	13	①前払い	④1年(基準日に属する月(通常は4月、任期满了年は6月))	無		5	②議会事務局における閲覧	有	全て	・全ての支出に係る使途を示す書類を添付	可	①HPに掲載 ③議会事務局における閲覧	有	①国内視察報告書(視察成果報告書) ③研修報告書(研修成果報告書)	可	②議会事務局にて閲覧	有	③会派	・会派所属議員から提出された、領収書等を各会派の会計担当が確認後、精算払い(③)	
愛知県	常滑市	○					9	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	①宿泊料(実費支給の場合のみ) ②航空運賃 ③バス借上料(通行料金、駐車料金を含む。) ④タクシー料金 ⑤研究会、研修会への参加費、受講料金 ⑥会派が研究会等を開催するための会場費、講師謝金、講師食事代、講師土産、資料作成費	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局等	・使途基準との適合を確認	・政務活動費から支出した視察、研修については、その都度、報告書を提出している。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法		
																						内容	添付の義務付けの内容
愛知県	江南市	○				12	①前払い		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て (公共交通機関の利用を除いて1円以上の支出)	・全ての支出に係る領収書(但し公共交通機関の利用に係る部分については除く)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの請求に際し、会派の経理責任者が確認後、前払い又は精算払い(③) ・収支報告書の提出前に会派の経理責任者と議会事務局職員で報告書及び添付書類を検査(④)	
愛知県	小牧市	○				25	①前払い		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、やむを得ない理由により領収書を徴し難い場合には、各派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書が議長あてに提出された際に、議会事務局において、不適切な支出が含まれていないか等の確認・検査を行っている。	収支報告書への活動報告書の添付は義務付けしていないが、政務活動費の支出を伴う行政調査等を行った際には報告書を作成している。収支報告書は情報公開条例に基づく開示請求によらなければ公開しないが、詳細な収支状況は、毎月、市議会のホームページにおいて公表している。
愛知県	稲沢市				○	20	①前払い		5	①HPに掲載 (市HP内にある議会ページに掲載※金額内訳のみ) ②市役所内に「行政情報コーナー」にて閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書の発行ができないものについては、支払証明書にて)	可	②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく請求により閲覧可	有	①国内視察報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備(議会事務局に常備) (市役所内「行政情報コーナー」にて閲覧可)	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書と領収書等の関係書類を検査する。	
愛知県	新城市				○	13	①前払い		5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不備や不明確な支出について、助言等実施	
愛知県	東海市	○				18	①前払い		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	会派で精査し提出された収支報告書、領収書等を議会事務局にて再度精査。	視察等の活動報告書は収支報告書とは別に決裁・保存してあるため、収支報告書に添付義務がなくても開示請求があれば閲覧等ができるもの。
愛知県	大府市	○				15	①前払い		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長部局担当課)	・領収書記載金額等との整合、使用可能用途外の使用がないかの確認	海外視察については、凍結中
愛知県	知多市	○				17	①前払い		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書その他支出の証拠となる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	政務活動費から支出した視察、研修会については、その都度、報告書を提出している。	
愛知県	知立市	○				15	①前払い		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局に常備	有	全て	・全ての領収書又はこれに準ずる書類	可	②議会図書館、事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局に常備	有	④議会事務局	・議会事務局にて内容、添付書類について検査	
愛知県	尾張旭市				○	13	①前払い		5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し(領収書を紛失した場合等は、会派の代表者又は無党派議員の支払証明書、また、鉄道、バス、航空機、船舶を利用した場合は、領収書に代わるものとして経路及び費用を明らかにした明細書又は支払証明書によること)ができる ・収支報告明細書 ・実績報告書	可	①HPに掲載	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
愛知県	高浜市	○					15	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(但し実績なし) ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)(印刷物又は写し)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	金額の確認、対象経費かどうかの確認	交付方法について、形式的には①前払いですが、会派ごとの通帳を議会事務局で管理し、領収書等の提出、審査後、会派宛に支払うため、実質的には精算払いとなっています。
愛知県	岩倉市				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書の金額と領収書の金額を見比べて、金額が合っているか確認する。	
愛知県	豊明市	○					13	①前払い	④1年(4~5月)	無	5	①HPに掲載 ②市役所1階市民コーナーにて写しを閲覧可能 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	①HPに掲載 ②市役所1階市民コーナーにて写しを閲覧可能 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書(行政視察報告書) ③研修報告書(研修会・講演会等参加報告書) ④その他(会議、陳情活動等報告書)(領収書、会計帳簿の写し、旅費精算内訳書の写し)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・議員から視察届書等提出時に「旅費清算内訳書」を事前に事務局が確認。 ・行政視察等報告書・精算内訳書(領収書添付)等の提出 ・議員より提出された収支報告書・会計帳簿等を確認している。	
愛知県	日進市	○					13	①前払い	④1年(年度初め)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧請求等手続きにより閲覧可	有	全て	可	②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧請求等手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧請求等手続きにより閲覧可	有	④議会事務局(職員)	・各議員から提出される全提出書類の内容を確認した後議長に提出(④)	
愛知県	田原市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	④1年(5月末までに交付)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)(実施報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	③会派(会派の経理責任者) ④議会事務局(政務活動費担当職員)	・指針に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等の実施(③、④)	
愛知県	清須市				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	③半年(4月、10月ただし改選年は5月、10月)	無	5	①HPに掲載(概要として掲載) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不明確な支出について指導、助言等実施	返戻金が生じる場合は、速やかに行う。
愛知県	北名古屋市	○					30	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	内容及び収支報告書や領収書等の添付書類を検査	
愛知県	みよし市	○					10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館に常備	有	全て	可	②議会図書館に常備	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び領収書の写しを会派の経理責任者に提出させる	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																				内容	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法	
愛知県	長久手市		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 (行政視察・調査は国内に限る)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	東郷町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・社会習慣その他の事情により、領収書の取得が困難なときは、「支払証明書」を作成し提出	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	可	④議会事務局 ⑤その他(議長)	有	・事務局にて条例・規則・指針に沿って形式審査を実施の上、議長調査を実施。	政務活動費から支出した視察・研修等については、実施前に実施通知書を、実施後に所感を提出することとしている。	
愛知県	大口町		○			5	②精算払い	⑤その他(半年もしくは一年)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・領収書、支払証明書、政務活動費外活動報告書等	可	①HPに掲載	有	④その他(会議、陳情活動等報告書) (政務活動費外活動報告書)	可	①HPに掲載	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	・収支報告書及び領収書を議長に提出後、議長及び事務局による検査を実施	
愛知県	扶桑町			○		5	①前払い	④1年(年度当初)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・全ての支出にかかる領収書。ただし、領収書を徴することが困難な場合(講師謝礼金等)は、当該会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。また、旅費の定額の規定及び公共交通機関を利用する場合は、領収書を省略することができる。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	⑤その他(町長)	収支報告書の写しを町長に送付	
愛知県	蟹江町			○		5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(在来線等、安価な公共交通機関は除く。)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不明確な支出について指導、助言等実施	
愛知県	阿久比町		○			5	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書 ・資料作成費における作成資料	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を検査する。	
愛知県	東浦町		○			5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収証等を徴することが困難な時はこの限りでない。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書、領収書等を議長へ提出する前に、議会事務局職員により検査する。その際、支出に疑義や誤記があるもの等については、経理責任者等に確認するとともに、必要に応じて追加資料を求め、使途基準に合致しているか確認する。(④)	・活動報告書等の添付は義務付けていないが、添付されて提出されることもあるため、そういった場合は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等が可能
愛知県	幸田町			○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書等の証拠書類の写し(領収書等の証拠書類を徴し難い場合は、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察領収書 ②海外視察領収書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不明確な支出について指導、助言等実施	
計	42団体	19団体	9団体	5団体	9団体		① 39件 ② 2件 ③ 1件	① 1件 ② 0件 ③ 8件 ④ 31件 ⑤ 2件	4団体		① 25件 ② 23件 ③ 6件 ④ 18件	42団体		① 8件 ② 20件 ③ 8件 ④ 19件	42団体	① 28件 ② 12件 ③ 25件 ④ 13件	29団体	① 12件 ② 15件 ③ 3件 ④ 22件	38団体	① 0件 ② 0件 ③ 11件 ④ 38件 ⑤ 6件	42団体			

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否 領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否 活動報告書の公開方法	検査主体名		検査方法						
三重県	津市				○	会派又は会派に属さない議員	50	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書室及び情報公開室に常備	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②議会図書室及び情報公開室に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④陳情活動等報告書	可	②議会図書室及び情報公開室に常備	有	③会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施(④)	
三重県	四日市市				○	会派又は会派に属さない議員	70	①前払い(会派等に対し2期に分けて交付後、年度末に残額を精算)	⑤その他(前期:4月~12月、後期:1月~3月に分けて、月数分を交付)	無		5	①HPに掲載 ②市政情報センターに常備	有	全て	交通費(航空運賃以外)及び宿泊費を除くすべての支出に係る領収書	可	②市政情報センターに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(原本)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備(市政情報センターに写しを常備) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(原本)	有	⑤その他(議長)	会派から提出された収支報告書について必要に応じて調査を実施	
三重県	伊勢市	○					30	①前払い	④1年(4月)	無		10	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書または当該支出の事実を証する書類の写し	可	②議会図書館に常備(写し)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館に常備(写し)	有	④議会事務局	・会派の経理責任者から議長宛に提出された収支報告書、及び領収書等の添付書類を事務局にて検査、確認している。	
三重県	松阪市				○	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い	④1年分を年度当初に交付	無		5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	無		可	②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		旅費等(行程表により確認可能なものに限る。)を除く全ての支出に係る領収書、活用内容報告書、研究会資料などの添付を求めている。【事実上の義務付け】 活動報告書についても、政務活動費を活用しての視察調査、研修参加については総て報告書を議長宛に提出。【事実上の義務付け】	
三重県	桑名市				○		50	①前払い	⑤その他(前期(4月から12月分)・後期(1月から3月分)の2回に分けて交付)	無		5	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・会計帳簿、支払伝票、活動実績旅費明細書、調査研究・研修活動実績報告書及び雇用契約書 ・調査研究費における視察・調査資料の写し ・研修費における研修資料、開催案内等の写し ・会議費における会議資料、開催案内等の写し ・広報・広聴費における広報・広聴費支出成果等の写し ・資料作成費における作成資料の表紙の写し ・資料購入費における品名・単価などが記載された納品書等 ・購入図書・資料の表紙の写し ・人件費における賃金単価・勤務時間等記載書	可	②議会図書室、事務局等に常備 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書室、事務局等に常備 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
三重県	鈴鹿市	○					50	①前払い	④1年(4月)	無		5	①市議会HPへ掲載 ②総務課行政資料コーナーに常備	有	全て	・交通費(航空運賃以外)及び宿泊費を除く全ての支出に係る領収書 ・政務活動費に係る会計帳簿	可	②総務課行政資料コーナーに常備	無	可※	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(議長)	会派代表者から収支報告書の提出後、会計帳簿の内容と支払調書及び領収書等を突き合わせ確認している。なお、当該報告書は情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能である。		
三重県	名張市	○					30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備(H27年度分以降が対象) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(～H26年度が対象)	有	全て	領収書の写し等	可	②議会図書館、事務局等に常備(H27年度分以降が対象) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(～H26年度が対象)	無	否	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施				
三重県	尾鷲市			○			12.5	①前払い	④1年(4月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。	可	②議会図書館、事務局等に常備	無	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	議会事務局にて必要提出書類の確認のみ行っており、その内容までは検査していない。	活動報告書等の添付については、義務付けの規定はないが、視察報告書、研修報告書等の添付を自発的に行っている。	
三重県	亀山市	○					20	①前払い	④1年(毎年4月20日)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ※H27年度分～ ②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④公文書公開請求対応	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、事務局で確認後、議長に決裁し、HPに掲載	
三重県	鳥羽市			○			13	①前払い	④1年(年度当初)	無		5	①市議会HPに掲載 ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等(写し)可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	①市議会HPに掲載 ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等(写し)可	有	①②③視察研修報告書(国内外視察又は研修) ④実施報告書(会議、陳情活動等活動報告)	可	①市議会HPに掲載 ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等(写し)可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書等添付書類を議長に提出後、市議会HP掲載前に検査を行い、不適切な支出等について指導・助言を実施	
三重県	いなべ市	○					30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書の写し等	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無			
三重県	志摩市	○					10	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	②議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類(ただし、公共交通機関(飛行機を除く)を利用した際の交通費は実費充当のため領収書の添付は不要)	可	②議会事務局に常備	有	③調査研究活動実績報告書	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不明確な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
三重県	伊賀市		○			20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書 ・研修費における研修会報告書及び資料 ・広報費における印刷物 ・各項目における交通費の「伊賀市職員等の旅費に関する条例」に基づく計算書。航空機を利用した場合は、チケット領収証等航空運賃の記載のあるもの。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
三重県	東員町		○			10	①前払い(議員に請求(交付の先月)してもらい、口座へ振込)	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	②事務局に常備	有	全て	領収書の写し	可	②事務局に常備	有	③研修報告書 ④活動旅費明細書等	可	②事務局にて常備	有	④議会事務局	各議員から収支報告書等政務調査活動に係る書類一式を提出し、領収書、使途内容を確認した上で清算している。	
三重県	菰野町			○		30	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・活動内容の報告書 ・旅費等支出計算書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
三重県	朝日町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町の政務活動費の閲覧請求 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書、その他の支出を証すべき書面を添付	可	③町の政務活動費の閲覧請求 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	決算監査により収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導・助言等の実施	
三重県	川越町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、週所に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	否		無	否	否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
三重県	大台町		○			20	①前払い	④1年(5月)	有	大台町特別報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	領収書等の写し	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)
三重県	紀北町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・原則、領収書を徴する ・領収書を徴することができない場合には、内訳・金額等を「政務活動記録簿」等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を添付する。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、助言等実施	
計	19団体	6 団体	7 団体	3 団体	3 団体		① 19件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 5件 ④ 11件 ⑤ 2件	3 団体		① 9件 ② 11件 ③ 5件 ④ 8件	18 団体		① 2件 ② 13件 ③ 4件 ④ 9件	18 団体		① 11件 ② 7件 ③ 13件 ④ 5件	13 団体	① 2件 ② 10件 ③ 3件 ④ 9件	15 団体	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 15件 ⑤ 3件	17 団体		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																							活動報告書の公開方法			
滋賀県	大津市	○					70	①前払い	③半年(5,9月)	有	大津市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③大津市議会政務活動費交付規程に基づく閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての領収書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③大津市議会政務活動費交付規程に基づく閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③大津市議会政務活動費交付規程に基づく閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・上半期経過後に議会局による中間審査を行う。 ・収支報告書等の提出後に議会局による審査を行う。	
滋賀県	彦根市	○					20	①前払い	④1年(4月)	有	彦根市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	全ての領収書(領収書が発行されない場合は、支出の全額を明らかにする書類および領収書が発行されないことについての理由を記載した書面)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	③各会派 ④議会事務局	各会派の経理責任者が条例と手引きの用途基準に合致しているか確認する。(③)収支報告書および添付書類を検査し、条例と手引きの用途基準に合致しているかの形式審査を行う。(④)	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、研修および視察後20日以内に提出する義務はある。
滋賀県	長浜市			○			20	①前払い	③半年(4,10月)	有	長浜市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	領収書等証拠書類の原本	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載	有	③会派(会派の経理責任者、会派代表等) ④議会事務局	③収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者が検査し提出。 ④収支報告書及び領収書等添付書類を検査。	
滋賀県	近江八幡市	○					20	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③近江八幡市情報公開条例の施行に関する議会規則で定める閲覧等請求手続きにより閲覧可能	有	全て	領収書等証拠書類の写し	可	③市の規則で定める閲覧請求手続きにより閲覧可能	有	①国内視察報告 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③近江八幡市情報公開条例の施行に関する議会規則で定める閲覧等請求手続きにより閲覧可能	有	③会派(会派の経理責任者、会派代表者) ④議会事務局	③収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者及び会派代表者が検査し提出。 ④提出された収支報告書及び領収書等添付書類を議会事務局で検査し、議長へ提出。	
滋賀県	草津市	○					30	①前払い	④1年(年度当初)	有	草津市議員報酬および特別職給料審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館・事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書原本(交通費について、「JR時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関の運賃等の領収書については添付の必要なし)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	①HPに掲載 ②議会図書館・事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	透明性の確保という事で開示しているが、活動報告書はあくまで会派内で使用する書類であり、議長が収支報告書の内容を検査するに当たり証拠書類として提出を必要とする場合に提出するものとしていないため添付は義務付けていない。
滋賀県	守山市	○					21	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬審議会	5	①HPに掲載	有	全て	旅費以外の領収書(旅費は守山市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の準用して算出)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議長提出後に、事務局による検査	
滋賀県	栗東市			○	会派又は議員		20	①前払い	③半年(4,10月)	有	栗東市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	領収書等証拠書類の原本(領収書を徴し難い事情があった支出は備考欄にその旨記載)	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派の経理責任者、会派代表) ④議会事務局	・所属議員から領収書等証拠書類を添付した支払伝票を会派の経理責任者に提出させ、経理責任者が検査を実施(③) ・経理責任者から収支報告書等を議長に提出する前に議会事務局による検査を実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法				
																					①前払い		②半年(4,10月)	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可
滋賀県	甲賀市			○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	議長提出前に条例等に基づき検査を行っている。	左記「収支報告書の公開」については、収支一覧をHP及び市議会広報紙に掲載。別途「視察研修等報告書等活動報告」提出の義務付けあり。情報公開条例に基づき閲覧等可。	
滋賀県	野洲市			○		10	①前払い	④1年(4月)	有	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	旅費以外は原則全て	可	②議会図書室に常備	有	①国内視察 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書室に常備	有	③会派 ④議会事務局	会派経理責任者による使用基準に基づく確認及び収支報告書内容、添付書類の確認。(③)収支報告書及び添付書類の検査、条例及び政務活動費の手引きに基づき使用の検査。(④)	
滋賀県	湖南市			○	会派又は議員	16 (ただし、4月分は24)	①前払い	③半年(5,11月)	有	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書の写し	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を条例等に基づき検査し、不適正な支出の有無を確認する。	
滋賀県	高島市			○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(ただし、旅費に係る支出を除く。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書および添付書類を確認し、使用基準に合わない支出についての助言等を実施(④)	政務活動費使用の視察は、別に公文書として保存しているため。
滋賀県	東近江市			○		20	①前払い	③半年(5,11月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可能	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他政務活動費使用の活動報告はすべて	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員事務局)	収支報告書及び添付書類を監査、不正な支出について、指導、助言を実施	
滋賀県	米原市			○	会派又は議員	10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	収入および支出を明らかにする書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書および添付書類を検査し、使用基準にあわない支出について助言等を実施	
計	13団体	5 団体	0 団体	4 団体	4 団体		① 13件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 8件 ④ 5件 ⑤ 0件	10 団体		① 12件 ② 5件 ③ 4件 ④ 2件	13 団体	① 1件 ② 4件 ③ 4件 ④ 7件	9 団体	① 9件 ② 4件 ③ 9件 ④ 5件	12 団体	① 4件 ② 4件 ③ 4件 ④ 5件	13 団体	① 0件 ② 0件 ③ 5件 ④ 13件 ⑤ 1件					
京都府	京都市			○		540	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	無		否	有	④議会事務局	政務活動費を当てることのできる経費であるかどうか、各資料間等の整合、検算、必要書類の添付の有無の確認等を、複数人の事務局職員で実施		
京都府	福知山市			○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	④1年(4月)	無	永年	①HPに掲載 ②市役所閲覧コーナーで公開	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費にかかる研修会等資料 ・広報費にかかる印刷物等の成果物	可	②市役所閲覧コーナーで公開	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他政務活動費使用の活動報告はすべて	可	②市役所閲覧コーナーで公開	有	④議会事務局	各会派の代表者、経理責任者で確認後、書類を提出し、複数人の事務局職員で検査を実施	領収書等の一式書類は、市役所閲覧コーナーで公開。収支の概要等は、「議会だより」にも掲載
京都府	舞鶴市			○	会派又は会派に属さない議員	22	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有※	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	※条例・規則等ではなく運用指針で定めている。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
京都府	綾部市	○				16	①前払い(会派に前払い)	④1年(年度当初)	無	5	①HPに掲載(議会だよりに掲載) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認	
京都府	宇治市			○		50 (議員個人には2万円)	①前払い	③半年(4,10月)	有	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会図書室に常備	有	①国内視察報告書	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
京都府	宮津市	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室、情報公開コーナーに常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会図書室、情報公開コーナーに常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書室、情報公開コーナーに常備	有	④議会事務局	・議長提出前に収支報告書及び領収書を議会事務局で確認	海外視察は控えるよう申し合わせをしている。
京都府	亀岡市	○				15	①前払い	④1年(当該年分を年度当初に交付)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	事務局職員は提出された収支報告書について、執行内容や使途項目の仕分けの適否、記載事項の不備、計算誤り、提出すべき書類の提出漏れの有無等について、点検と確認を行う。また必要に応じて、会派の代表者(経理責任者)から提出書類等の説明を受ける。修正があれば経理責任者に修正を依頼し、修正後、議長まで決裁を仰ぐ。	
京都府	城陽市	○				12.5	①前払い	④1年(4月)	無	10	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕分けの適否、記載事項の不備、計算誤り、提出すべき書類の提出漏れの有無等について、点検と確認を行う。また必要に応じて、会派の代表者(経理責任者)から提出書類等の説明を受ける。	
京都府	向日市	○			所属議員が一人の場合も含む。	11	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	②情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ↓ ④議会事務局 ↓ ⑤その他(市議会議長)	会派で確認、内容の精査 ↓ 議会事務局にて支出目的の確認(聞き取り有り) ↓ 議長確認	
京都府	長岡京市			○	会派又は会派に所属しない議員	12.5	①前払い	④1年(4月)	有	5	①HPに掲載 ②議会図書館・情報公開コーナーに常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	②議会図書館・情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(公聴会報告書)	可	②議会図書館・情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②第三者機関(監査委員) ③会派 ④議会事務局	・会派所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出、確認後、不用額があれば返還(③) ・会派から、収支報告書及び領収書を提出、確認(④) ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、定期監査による検査を実施(②)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他			交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法				
					内容	領収書等の公開方法										活動報告書の公開方法										
京都府	八幡市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い	④1年(4月) ※一斉改選該当年のみ1ヶ月分と11ヶ月分に分ける(4,5月)	有	八幡市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開請求に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開請求に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開請求に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書の確認	左記「交付方法等、交付時期」について八幡市の任期満了日が4月29日であるため、一斉改選該当年のみ、4月に1ヶ月分(4月分)のみの交付を行い、改選後の5月に11ヶ月分(5月分～翌年3ヶ月分)を交付する
京都府	京田辺市				○	会派又は会派に所属しない議員	15	①前払い(年額交付)	④1年(年度当初における会派所属議員数に年額18万円を乗じて得た額を交付。無会派議員に対しては年度当初に在職する無会派議員に対して年額18万円を交付。)	無		5	①HP及び議会だよりで収支報告一覧掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・内規により会計帳簿(現金出納帳・仕訳帳)の写しの添付も義務付け	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他内規により、調査研究・研修への参加又は要請・陳情活動を行う場合は、研修報告書、調査研究報告書又は要請・陳情活動報告書の写しを添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	会派は、経理責任者を置き、経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成し収支報告書とともに提出。収支報告書等を検査し、疑義がある支出については口頭で確認	
京都府	京丹後市				○	会派または議員	15	②精算払い(完全後払い制)	③半年(10月、翌年度の4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(すべて)	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	事務局で会派毎に担当を設け、例規から作成されたチェックシートによって提出内容を審査。不備がある場合は照会する。	
京都府	南丹市				○		10	①前払い	④1年(5月末までに交付)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載	有	①調査研究や研修等に係る政務活動記録簿	可	③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	・各会派から出された収支報告書及び領収書等の写し等の記載を議会事務局が検査確認した後、議長が検査する。	
京都府	木津川市				○	会派又は無会派議員		①前払い	④1年(4月末頃に交付。ただし年度途中で交付申請・決定があった場合、適宜交付。)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備(自由に閲覧可)	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館に常備(自由に閲覧可)	有	①調査報告書 ②調査委託報告書 ③要請・陳情活動報告書 ④広報紙	可	②議会図書館に常備(自由に閲覧)	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(市長)	③各会派の代表者、経理責任者で確認後、書類を提出。 ④「政務活動費使用の運用指針」に基づき、支出経費の範囲で、支出報告書及び添付書類を検査し、不適正な処理については指導・助言を実施。 ⑤市長に提出された収支報告書の写しを送付。	
京都府	大山崎町	○					5	①前払い	④1年(5月)	無		5	①町HPに掲載 ④情報公開請求	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開請求	無		否		無			
京都府	久御山町				○	会派又は会派に属さない議員		①前払い	④1年(年度当初)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付領収書を確認し、支出内容の適否について助言等を行う。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法					
																							内容			
京都府	精華町				○	会派又は会派に属さない議員	会派に属する議員7 会派に属さない議員5	①前払い	④1年(5月)	無		5	①町HP及び議会だよりで収支報告一覧掲載 ②事務局に常備	有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面を添付	可	②事務局に常備	無		否		有	④議会事務局	本町作成の「政務活動費の手引き」の内容に基づき指導・助言を実施し、収支報告書及び添付の領収証等の記載内容を検査確認する。	
計	18団体	6 団体	0 団体	3 団体	9 団体			① 17件 ② 1件 ③ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 3件 ④ 14件 ⑤ 0件	3 団体		① 17件 ② 13件 ③ 1件 ④ 5件	18 団体		① 3件 ② 12件 ③ 0件 ④ 8件	13 団体	① 13件 ② 7件 ③ 10件 ④ 9件	14 団体	① 2件 ② 9件 ③ 2件 ④ 6件	17 団体	① 0件 ② 1件 ③ 3件 ④ 17件 ⑤ 3件					
大阪府	大阪市	○	○	○		(1)会派に交付の場合は570 (2)会派及び議会に交付の場合は会派に95、議員に475 (3)会派に属さない議員に交付の場合は475		①前払い	①毎月	有	大阪市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	無		否		有	②第三者機関(大阪府政務活動費専門委員) ③会派 ④議会事務局	各会派が検査した収支報告書等を議長に提出し、議会事務局による検査後、第三者(弁護士・公認会計士)による抽出検査を行っている。	平成21年4月1日から平成29年3月31日の間、交付額を10%減額する。
大阪府	堺市			○			300	①前払い	②四半期(4、7、10、1月の各月の10日)	無		5	②市役所市政情報センターに配架 ※1 備考欄参照	有	全て	会計帳簿及び政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類。 証拠書類については次のもの(雇用状況報告書、出勤簿、事務所使用状況報告書、市政報告チラシ等印刷物の現物、各種契約書等)	可	②市役所市政情報センターに配架 ※1 備考欄参照	有	④その他(事業実施報告書、出張報告書) ※2 備考欄参照	可	②市役所市政情報センターに配架 ※1 備考欄参照	有	①第三者(弁護士、大学教授) ④議会事務局	収支報告書等を、議会事務局が確認を行った後、第三者による検査を実施(四半期毎)。	※1 平成29年度より、収支報告書、領収書等の証拠書類について、ホームページでの公開を予定している。(平成28年度交付分から) ※2 出張報告書とは、国内外を問わず、航空機若しくは急行列車の利用又は宿泊を伴う出張を行った場合に作成し、提出することとなっているもの。 ※3 事業実施報告書とは、政務活動費を充当した主な事業、その内容等を報告する為のもので、収支報告書を提出する際、併せて提出することとなっているもの。
大阪府	岸和田市	○					50	①前払い	③半年(4、10月)	無		5	①HPに掲載 ②市役所情報公開コーナーに常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	規則により、支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない	可	④情報公開条例に基づき開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づき開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	収支報告書及び添付書類等を検査し、記載誤り及び不適正な支出について指摘、助言等を実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
大阪府	豊中市	○				70	①前払い	③半年(各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付)	有	豊中市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書を徴し得ないときは、会派の代表者発行の支払証書。 ・広報誌等に要する経費(印刷代、文書通信費等)を支出するときは、当該広報誌等。 ・旅費又は参加負担金を支出するときは、出張届及び出張報告書。 ・要請・陳情活動に要する経費を支出するときは、出張届のほか要請・陳情書等の写し。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派代表者・経理責任者) ④議会事務局	・各会派から収支報告書、会計帳簿、領収書等の証拠書類及び各種届出書の提出を受け、政務活動費を充当できない経費が含まれていないか確認。(4) ・各会派の検査方法については事務局では把握していない。	・「収支報告書の公開方法」の「①HPに掲載」については、会派別・項目別に一覧にしたものを公開。 ・「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無・内容」については、報告書は「視察」「研修」「陳情活動」などの内容別に分けておらず、「旅費又は参加負担金を支出するときは、出張届及び出張報告書を作成し、会派の代表者に提出しなければならない」としている。
大阪府	池田市	○				50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書のほか、調査研究費等における視察報告書や研修資料について添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
大阪府	吹田市	○				110	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書または支払った事実を確認できるもの支払伝票、会計帳簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	④議会事務局	上半期終了後に添付書類(支払伝票・領収書・会計帳簿)の閲覧、年度終了後に収支報告書及び添付書類を検査し(議会事務局)、書類の添付もれや不適切な支出等の確認、指摘を行う	(収支報告書への添付ではなく、)視察、研修等で出張に係る費用(旅費・参加費等)を支出する際には、すべてその都度、出張届及び出張報告書の提出を義務付けており、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能
大阪府	泉大津市	○				25	③その他(必要の都度、交付。議員は立替払いをしたのちに領収書等を添付し請求。請求が完了すれば、現金で支給する。)	⑤その他(交付を受けようとするとき)	無		5	①HPに掲載	有	原則全て。領収書等の受領が難しい場合は申し合わせにより支出	視察等の旅費における調査結果等報告書、自家用車を使用した場合の燃料費における会派代表者の証明書、広報広聴費における印刷物の写し、資料費における印刷物や情報収集委託料の成果の写し及び書籍表紙・金額等が表記されている部分の写し、通信費におけるはがきの内容の写し、人件費における雇用契約書又は雇用実態が証明できる書類	可	①HPに掲載	有	④その他(視察及び研究会、研修会等への参加並びに要請、陳情活動)	可	①HPに掲載	有	⑤その他(議会事務局及び正副議長)	議員から提出された交付請求書を事務局職員全員及び正副議長でチェックのちに交付の手続きを行う。	
大阪府	高槻市	○				70	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②事務局等に常備(法務課)	有	原則全て	会計帳簿、政務活動費支出書、領収証又は政務活動費支払証明書、研修会・会議実施報告書、出張報告書、切手・郵便はがき受払簿、出張実施簿、交通手段等利用明細書、備品設置届出書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	①国内視察報告書 ④その他(研修会・会議実施報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を四半期ごとに検査し、不適切な支出について、助言等を実施	
大阪府	貝塚市	○				30	①前払い	④1年(5月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・領収書 ・資料購入費における書籍の表紙のコピー	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、計算誤りや書類不備について確認を実施	
大阪府	守口市	○				30	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	守口市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書等の証拠書類を添付した支払伝票及び現金出納簿	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書等を検査し、使途基準細則に適合しない支出について、指摘等を実施。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否 領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否 活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法						
大阪府	枚方市		○			70	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 翌年1月の各1日)	無	5	①HPに掲載(収支報告書のみ) ②議会図書室に常備	有	全て	領収書等の証拠書類 会計帳簿 研修・視察報告書 旅費計算書	可	②議会図書室に常備	有	①視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書室に常備	有	④議会事務局	事務局職員全員での複数回チェック	
大阪府	茨木市			○		40	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	有	5	②情報ルームに常備	有	全て	(例)ガソリン代・高速料金・駐車場代等の交通費、電話代・携帯電話代・インターネット通信料等の通信費 ②見本を添付 (例)印刷・製本費 ③報告書、成果物等添付 (例)調査委託にかかる経費 ④事務所届を添付 (例)事務所にかかる光熱水費等 ※自宅以外を事務所とする場合は、賃借料を認めているので、賃貸契約書(写)の添付も必要 【領収書添付義務付けていないもの・・・⑤のとおり】 ⑤出張調書(行程等を記載したもの)及び報告書を添付 (例)研修会参加、行政視察等にかかる旅費 ※茨木市職員旅費条例を準用	可	②情報ルームに常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②情報ルームに常備	有	③各会派(会派の代表者)	会派分の政務活動費については、収支報告書等を議長へ提出する前に、会派経理責任者が作成した支払伝票等を、会派代表者が確認	茨木市特別職報酬等審議会は、解散し、現在は未設置 「交付月額議員1人当たり4万円」については、会派分と議員分に配分
大阪府	八尾市			○		70	①前払い	③半年(4, 10月)	有	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書が発行できるものについては全て	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④その他(調査研究・研修費 活動記録簿)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・市議会事務局が、必要添付書類や領収書等の外形的なチェックを行う。	平成19年9月に、領収書の全件添付することや、詳細かつ具体的な使途基準を策定するため、市政調査研究費検討会議を設置し、弁護士・公認会計士・大学教授といった専門家の意見報告も踏まえた上で、多角的・専門的に検討を行い、「より透明性の高い市政調査研究費制度に関する答申」をとりまとめ、これに基づき規定の改正を行った。八尾市議会の政務活動費の運用はこのときに改正した内容がベースになっている。
大阪府	泉佐野市			○		50	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書 会計帳簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	⑤その他(議長(議会事務局))	提出時に事務局が内容をチェックしている。	活動報告書等の添付について条例に定めはなく、政務活動費運用指針において、視察等の届出・報告を議長に提出するものと定めている。 様式(抜粋) ・出張調査(視察、研究・研修会参加)届出書 ・出張調査(視察、研修・研修会参加)報告書

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
大阪府	富田林市				○ 会派または会派に属さない議員	80	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	領収書・発行した広報誌の原本・視察届・出張報告書・旅費明細書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他「出張報告書」、「旅費明細書」	可	「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」	有	⑤その他(議長、監査委員)	10月末に出納簿、支払伝票等の原本・4月末に収支報告書、出納簿、支払伝票等の原本・5月に収支報告書、出納簿、支払伝票等の原本を監査委員に審査依頼
大阪府	寝屋川市				○ 会派又は議員	45	①前払い	③半年(4,10月)	無	4	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(公共交通機関で通常領収書が発行されないものは除く)、支払明細書 ・研究研修に係る経費における開催通知文、案内状、研究・調査委託に係る委託契約書、成果物等 ・調査に係る経費における日程表等 ・広報・広聴に係る経費における報告文書等の成果物、送付件数及び送付先が推定できる書類、委託契約書、報告会等の開催文書、HPの作成・更新内容の分かるもの、アンケート調査票及び集計結果等 ・人件費に係る経費における雇用契約書 ・事務所に係る経費における賃貸借契約書、リース契約書、備品購入報告書等 ・会議に係る経費における開催通知文、案内状等	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、計算誤りや書類の添付漏れ、不適正な支出等について指摘、助言等実施
大阪府	河内長野市				○ 会派及び会派に属さない議員	60	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書または当該支出の事実を証する書類 ・会計帳簿の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書・会計帳簿と領収書の突合 支出内容が政務活動に該当するかの確認
大阪府	松原市	○				85	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	運賃、宿泊料等を除き全て	・全ての支出に係る領収書(運賃、宿泊料等は旅費規定に定める額とし、領収書の添付は要しない。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派経理責任者 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査(③) ・計算の誤りや、書類の不備を検査(④)
大阪府	大東市	○				80	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	5	大東市特別職報酬等審議会	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・書籍については表紙の写し、研修参加の場合は研修内容がわかる資料、人件費については雇用契約書、広報紙については現物などを領収書の他に添付書類として求めている。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	③会派 ④議会事務局	・会派内で構成議員、会計責任者、会派代表者の決裁を行い、不適切な支出については指導、助言等を実施(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出については指導、助言等を実施(④)

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名		検査方法		
																		活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法					
大阪府	和泉市		○			70	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書を徴し得ないものは支払証明書を添付) ・研修会案内文 ・要請・陳情活動の内容が分かる書類 ・各種会議・意見交換会の案内文・資料	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	政務活動費の交付に関する条例等に基づき、対象の可否を判断し、領収証と収支報告書の整合等を精査		
大阪府	箕面市		○			45	①前払い	③半年(上半期(4月～8月)5ヶ月分を4月末までに下半期(9月から翌3月)7ヶ月分を9月末までに交付)	有	10	①市議会HPに掲載 ②行政資料コーナーに常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費明細書 ・出張報告書 ・市政報告書等の発行物	可	②行政資料コーナーに常備	有	①国内視察報告書(出張報告書) ②海外視察報告書(出張報告書) ③研修報告書(出張報告書) ④その他(市政報告書等の発行物)	可	②行政資料コーナーに常備	有	③会派 ④議会事務局	・会派の経理責任者が領収書等により内容を確認。(③) ・事務局職員により、例規・内規に準じた支出であるか、添付書類、金額の不備を確認(④)	
大阪府	柏原市			○	会派又は会派に属さない議員	40	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	収入及び支出の報告書を作成し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えて提出	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	議会事務局職員全員及び議長において収支報告書及び会計帳簿並びに添付書類、領収書を検査、不適切な支出がないかチェックをおこなっている。	
大阪府	羽曳野市		○		一人会派も含む。	60	①前払い	①毎月	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	【必ず提出】 ・会計帳簿 ・領収書 (領収書発行が不可能な場合は支払証明書) 【活動実績に応じて提出】 ・調査研究費等における活動記録簿、行政視察計画書、行政視察報告書 ・人件費における雇用契約書、政務活動業務勤務実績表 ・事務所費における事務所届	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書	可	②事務局に常備	有	③会派(代表者、経理責任者) ④議会事務局 ⑤その他(正副議長)	③提出前に各会派で検査。 ④仮提出期間を設け事前審査の上、本提出。一会派につき複数の職員が検査。確認すべき点は会派へ聞き取り調査を行い、必要に応じて補正等を求める。 ⑤事務局による検査後、正副議長が、全会派分を検査。聞き取り、補正等は④と同様。	
大阪府	門真市		○			55	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②情報コーナーに常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修会資料、発行広報紙等証拠書類 ・会計帳簿	可	②情報コーナーに常備	有	④その他(調査活動(視察)、研修、議会報告会等については、全て同一様式の活動記録簿の添付を義務付けている)	可	②情報コーナーに常備	有	④議会事務局	議会事務局職員4名体制で1議員分につき2名で2重チェックしている。	
大阪府	摂津市		○			30	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・政務活動費に係る収入及び支出の報告書、領収書等の証拠書類を添付した支出伝票及び現金出納簿	可	②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③会派(経理責任者) ④議会事務局 ⑤その他(議長)	③会派の経理責任者が領収書等により内容を確認し事務局に提出。 ④収支報告書及び添付書類を検査し、書類の添付もれや不適正な支出がないか確認。 ⑤事務局で検査をした後、議長が確認し、必要に応じ調査等を行う。		
大阪府	高石市		○			36	①前払い	④1年(4月)	有	5	①HPに掲載	有	全て	・会計帳簿等(領収書) ・研修会資料、報告書 ・発行した広報紙	可	④公文書公開請求による	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動報告書)	可	④公文書公開請求による	有	④議会事務局	複数の事務局職員で全ての提出書類を確認をしている	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法						
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
大阪府	藤井寺市				○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出にかかる領収書(発行できるもの全て) ・領収書が添付できない場合は理由書を提出	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	領収書又はこれに準ずる書類を添付した収支報告書を会派の経理責任者が議長に提出後、議会事務局にて確認	
大阪府	東大阪市	○					150	①前払い	①毎月	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	【必ず添付】 ・全ての領収書 ・会計帳簿 ・活動報告書 【必要に応じて添付】 ・活動記録簿(研究研修費、調査費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費) ・雇用契約書 ・事務所届 ・訂正届	可	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④研究研修、調査、広聴、要請・陳情活動、会議の報告	可	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	②第三者機関(東大阪市政務活動費調査等協議会) ④議会事務局【主体】	・議長へ提出後、議会事務局の検査を経たのち、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施 (2) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施(4)	東大阪市においては「活動報告書」は年間の活動の大きな内容を報告する書類。「活動記録簿」は報告書が必要な経費(研究研修費、調査費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費)について内容報告用書類。
大阪府	泉南市				○		50 ※H25.7.1～H28.10.27までの間40%減額中	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求	有	④議会事務局	事務局職員により複数回チェックを行う。不適切な支出や添付漏れ等については指導、助言等を実施する。	
大阪府	四條畷市				○		40	①前払い	③半年(4,10月)	有	四條畷市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載(収支報告書) ②市の情報公開コーナーに常備(収支報告書・領収書の写し)	有	全て	・領収書 ・旅費明細書 ・調査研究活動等報告書 ・市政報告書の写し ・購入した書籍の表紙の写し ・契約書の写し	可	②市の情報公開コーナーに常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ※これまで②の事例はなし	可	②市の情報公開コーナーに常備	有	④議会事務局	担当者による第1次チェック後、課長による第2次チェック、最終、議長までの回覧時に局長において第3次チェックを行っている。	
大阪府	交野市				○		50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	事務局職員による2重チェックを行う。不適切な支出や添付漏れ等については指導、助言等を実施する。	
大阪府	大阪狭山市				○		35	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	すべての支出に係る領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可能	有	④議会事務局 ⑤その他(議長、市長部局総務部)	・収支報告書及び領収書等の添付書類を議会事務局で検査。 ・その後、議長を経由して市長あて送付する。その際、市長部局の総務部において同様の方法で検査。	
大阪府	阪南市				○		20	①前払い(上半期、下半期ごと)前払い	③半年(4,10月)	無		5	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	政務活動費の交付に関する規則により、収支報告書の提出に際し、会計帳簿及び領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議員からの政務活動費の使途として認められるかどうかの相談に応じている。	
大阪府	豊能町				○		15	①前払い	④1年(新年度当初)	無		3	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書原本に加え、政務活動に関連する書類(例:広報広聴費における領布用作成資料等の成果物)も添付を義務付ける	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	提出書類の不備(記載ミス・添付漏れ等)をチェックするとともに、その収支報告内容が政務活動費交付の趣旨に照らして適正であるかどうかを検査する	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
大阪府	能勢町				○ 会派又は議員	10	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通費にあっては金額がわかる資料 ・口座引落としてあつては通帳の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
大阪府	忠岡町				○ 会派又は議員	5	①前払い(使用时申請後、年額6万円前払い。年度末までに精算)	⑤その他(使用时その都度)	無	5	①HPに掲載(平成28年度分)	有	全て	鉄道切符(クーポンは除く)以外は、領収書の原本を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書 ・視察時の行程表 ・研修時のパンフレット及び資料	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	精算時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局において領収書により、収支報告書の整合性を確認する	
大阪府	熊取町	○				20	①前払い	③半年(4,10月)	無	10	①HPに掲載 ②事務局常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局常備	有	①国内視察報告 ②研修報告	可	①HPに掲載 ②事務局常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導助言等実施	
大阪府	田尻町				○ 会派又は議員	10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・各種会議の案内文・資料等	可	②事務局等に常備	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類の内容について、条例に規定する対象経費に該当するかどうかを検査し、必要に応じ、指導等を行う。		
大阪府	岬町				○	10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、公共交通機関等で領収書が添付しがたいものについては除く)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③会派の代表者 ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の代表者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書と領収書の突合(④)		
大阪府	太子町	○				10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無			可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	⑤その他(議長)	議長、事務局で金額等の確認を実施。 ・収支報告書は議長あて提出され書類を確認して、町長あて写しを提出。	・領収書の添付は申し合わせにより実施。 ・活動報告は広報(議会だより)に掲載している。	
大阪府	河南町	○				15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無			可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	⑤その他(議長)	・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じ調査等を行う		
大阪府	千早赤阪村	○				15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書のコピー	否		無		否	有	③会派	収支報告書及び領収書を議長に提出		
計	42団体	19 団体	11 団体	6 団体	8 団体		① 41件 ② 0件 ③ 1件	① 3件 ② 17件 ③ 12件 ④ 8件 ⑤ 2件	11 団体		① 26件 ② 20件 ③ 3件 ④ 21件	40 団体		① 2件 ② 15件 ③ 3件 ④ 27件	41 団体	① 2件 ② 8件 ③ 17件 ④ 17件	28 団体	① 20件 ② 8件 ③ 17件 ④ 17件	29 団体	① 3件 ② 12件 ③ 2件 ④ 17件	42 団体	① 1件 ② 2件 ③ 11件 ④ 35件 ⑤ 9件		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
兵庫県	神戸市	○				380	③その他(会派に対しては前払い、会派内では後払い)	①毎月	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、会派広聴事務所借り上げ料、会派広聴事務所光熱水費、公共交通機関運賃、自動車燃料費、人件費については支払証書) ・経理要綱に定める届出書類等 ・調査委託に係る契約書(平成27年10月26日以降分から)、調査報告書の写し ・会派広報・広聴印刷物(平成27年10月26日以降分から) ・請求書・納品書の写し(平成28年度支給分から)	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書、 ②海外視察報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載(海外視察報告書のみ) ②議会図書館に常備(海外視察報告書のみ) ③市で定める政務活動費の閲覧	有	①第三者(税理士3名) ④議会事務局	収支報告書及び領収書等の議長提出書類を議会事務局において検査(④)したうえで、閲覧・HP掲載前に第三者(税理士)による検査を実施(②)	所属議員数が5人以上の会派が会派専属政務調査員を配置している場合、会派に対し政務調査員1人あたり月額340千円の加算がある。
兵庫県	姫路市	○				85	①前払い	②四半期(基準日の属する月(4月、7月、10月、1月)の10日に交付)	無	5	①HPに掲載	有	全て	支払先から領収証書等を徴し、政務活動費支出書に添付の上、整理するものとする。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(代表者、経理責任者)	政務活動費運用マニュアル等に基づき確認する	
兵庫県	尼崎市	○				100	①前払い	③半年(4,10月)	無	3	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張調査費における事前届出書及び報告書(旅費については職員の旅費(条例)の額に相当する額を支出) ・委託費、備品費、会派等職員雇用経費における事前届出書など	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派代表者及び経理責任者)	会派の経理責任者が収支報告書及び領収書を議長に提出する際、支出決定者である会派の代表者の確認を受けている。(③)	※本市では海外視察は実施しておりません。 ※「国内視察報告書」及び「研修報告書」は収支報告書の添付書類ではないが、「出張調査報告書」として議長への提出を義務づけている。
兵庫県	明石市	○				80	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ③H27年5月以降から政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可能 ④情報公開条例により閲覧可能	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・月別明細書 ・備品台帳等	可	③H27年5月以降から政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可能 ④情報公開条例により閲覧可能	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請・陳情活動報告書、会議報告書)	可	③H27年5月以降から政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可能 ④情報公開条例により閲覧可能	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導。助言等実施	H27年5月以降分から、収支報告書・領収書等の閲覧制度開始。
兵庫県	西宮市			○		120	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	①HPに掲載 ②情報公開課に常備	有	全て	・すべての支出にかかる領収書 ・経費の性質上、領収書に添付すべき書類(活動記録簿、携帯・固定電話料金明細等)	可	①HPに掲載 ②情報公開課に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議報告書) (なお報告書の様式名称は活動記録簿)	可	①HPに掲載 ②情報公開課に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書等の証拠書類を議長に提出後、確認作業を実施(④) ・確認後、残余の額は出納閉鎖までに戻入	海外視察旅費への政務活動費充当は認めていない。
兵庫県	洲本市	○				12.5	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	政務活動費収支報告書、政務活動費支出書等の記載内容(日付、金額等)の確認と併せ、領収書の添付を検査する。	洲本市議会の申し合わせである確認事項集において、議員が、政務活動費により出張し、調査した結果を報告書(活動報告書)として作成し、議長に提出することを定めている。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
兵庫県	芦屋市			○			70	①前払い	②四半期(4月、7月、10月、1月の各20日)	無	5	③芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第2項により閲覧可	有	全て	・金銭出納簿 ・全ての支出に係る領収書 ・領収書が取得できない場合は政務活動費支出証明書を作成し、添付する ・政務活動費で作成した広報紙 ・視察報告書(実施届の提出のあったもの) ・要請・陳情報告書	可	③芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第2項により閲覧可	有	①視察報告書(実施届提出のあったもの) ④その他(要請・陳情報告書、政務活動費で作成した広報紙)	可	③芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第2項により閲覧可	有	④議会事務局	・金銭出納簿と領収書類等が一致しているか(記載内容や添付書類に不備がないか)等を確認する。	
兵庫県	伊丹市			○			60	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通費等で領収書の添付が困難な支出については別途様式で提出	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議長に提出された後、事務局による検査を実施。事務局は、複数名の職員による確認を行い、全議員へのヒアリングを実施している。	
兵庫県	相生市				○	会派又は会派に属さない議員	12	①前払い	④1年(4月15日)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・各支出に係る領収書 ・領収書を徴することができないときは、支出証明書その他の書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	会派等の経理責任者が確認の上、提出した収支報告書等を議会事務局職員がチェックする。	
兵庫県	豊岡市			○			10	③その他(会派に前払い、後会派で精算)	④1年(年度初めに1回)	無	5	④市の条例で定める公文書公開による	有	全て	・全ての支出に関する領収書 ・(経費の性質上、領収証に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④市の条例で定める公文書公開による	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④市の条例で定める公文書公開による	有	③各会派(会派の経理責任者、会派幹事長等) ④議会事務局(会派から提出のあったものを決裁) ⑤その他(決算監査、例月監査等で監査事務局に提出の上、監査委員による監査で説明)	③各会派で会派の経理責任者、会派幹事長等で点検 ④議会事務局で会派から提出のあったものを決裁 ⑤決算監査、例月監査等で監査事務局に提出の上、監査委員による監査で説明	
兵庫県	加古川市			○			70	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	10	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査	
兵庫県	赤穂市			○			22	①前払い	④1年(毎年度4/25)	無	5	①HPに記載 ②議会事務局に常備 ③政務活動費の交付に関する条例に規定する手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し(領収書等を徴することが困難な時は、支払いを判断できる資料を添付) ・領収書の写しに加えて添付すべき書類(行程表、旅費計算書、視察内容のわかる資料等)	可	②議会事務局に常備 ③政務活動費の交付に関する条例に規定する手続きにより写しの閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに記載 ③閲覧等可	有	④議会事務局	提出前に議会事務局による検査	
兵庫県	西脇市			○			4	①前払い	④1年(毎年4月末払)	無	5	①HPに掲載	有	全て	関係証拠書類の写しを添付	可	③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載	有	⑤その他(議長及び財政担当課)	所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者等に提出させ、確認後、精算	議員1人当たりの交付額は年額44,500円

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他			交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否			検査主体名	検査方法				
					内容													活動報告書の公開方法								
兵庫県	宝塚市				○	交付額の範囲内で、会派、議員、またはその両方を選択可能	80	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(平成24年度以前分) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(平成25年度分から手続きは必要なく、市民資料閲覧コーナーで閲覧に供している)	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容) ・ただし、旅費については、職員の旅費の取り扱いを準用し、切符代等、領収書不要の部分もあり	可	②市民資料閲覧コーナーで閲覧に供している(平成25年度分から)	有	①国内視察報告書 ③研修報告書④要請・陳情活動報告書、会場費支出結果報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可(平成24年度以前分) ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可(平成25年度分から手続きは必要なく、市民資料閲覧コーナーで閲覧に供している)	有	④議会事務局	提出された書類が条例、規則、マニュアルに照らして適正かどうか、議会事務局職員がチェックしている。	海外調査旅費については、政務活動費からの支出を認めていない。
兵庫県	三木市	○					10	①前払い	④1年(4月)	有	三木市・吉川町合併協議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・【研修費】開催案内等、会議内容が確認できる資料類 ・【広報費】チラシ等印刷物の見本 ・【要請・陳情活動費】要望書等の写し、相手方の名刺、行程表など	否		有	①③視察研修を実施した会派は、議長に対して視察研修実施報告書を提出する	否		有	④議会事務局	議会事務局が、収支報告書、領収書等の内容確認及び検算を行う。	
兵庫県	高砂市				○	会派及び無所属議員	25	③その他(会派に前払い。四半期ごとに支出書(領収書添付)を議長に提出。議長決裁後、会派経理責任者より精算払いする。)	③半年(4, 10月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・書籍表紙の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無※		可	④情報公開条例に基づく開示請求による閲覧等可	有	③各会派(会派代表者、経理責任者)及び無所属議員 ④議会事務局	・所属議員から提出された支出書、領収書等を会派代表者、経理責任者で確認後事務局へ提出(③) ・経理責任者等から提出された収支報告書等を確認後、議長へ説明し決裁(④)	収支報告書への活動報告書の添付は現在のところ義務付けしていません。ただし、視察・研修等に行く場合、その都度所定の様式にて議長に届出および報告を義務付けています。
兵庫県	川西市	○					60	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無		5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	・原則すべての支出に添付義務(旅費については、旅費内訳表を添付)	可	②議会事務局で常備	無	④その他(手引きにより管外調査報告書、実績報告書を提出する規定は設けている。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により公開	有	③会派 ④議会事務局	③会派に対して交付しているため、会派内において、会派代表者及び経理担当者がチェックする。 ④会派から提出されたものを事務局職員がチェックする。	
兵庫県	小野市	○					20	①前払い	④1年(5月)	無		5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	・領収書整理用紙に領収書を貼り、内容の詳細と目的を記載	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(市監査委員)	・収支報告書及び添付書類を検査し、確認後、未使用分を戻入(④) ・決算審査時に監査委員が収支報告書及び添付書類を検査し、確認(⑤)	
兵庫県	三田市				○	会派又は議員の選択制	60	①前払い	③半年(4月、10月の各20日)	有	三田市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会事務局に常備	有	①視察等精算書、視察報告書 ③研修報告書	可	②議会事務局に常備	有	③各会派(会派の経理責任者) ④事務局	用途基準に基づき領収書等の確認	
兵庫県	加西市	○					8	①前払い	④1年(5月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会事務局、市役所総合案内横カウンターに常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ②議会事務局、市役所総合案内横カウンターに常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会事務局、市役所総合案内横カウンターに常備	有	④議会事務局	必要書類の添付有無の確認、領収書等と添付書類である収支差引簿等との日付及び金額の確認、合計金額等の計算の確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
兵庫県	篠山市			○			20	①前払い	③半年(4月末、10月末)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出納簿	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じ指導、助言等実施(④)	
兵庫県	養父市			○			5	①前払い	④1年(年度の初めに支給) ※年度途中に議員になった場合は、議員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)から月割計算により算定。	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ※会派の視察等で一括支出されたものは、対象となる人数で案分し、領収書の種類ごとに案分の根拠を明記。	可	②議会図書館、事務局等に常備	無	否	有	④議会事務局	・提出された収支報告書と領収書を照合し、議会事務局職員が内容、金額等を確認する。			
兵庫県	丹波市			○			10	③その他(会派に概算払いを行い、年度末までの支出を精算する)	③半期(5月、11月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支払った全ての経費については、領収書を徴して、収支報告書に領収書の写しを添付する。ただし、口座振込で経費を支出する場合は振込金受取書を、領収書又は振込金受取書を徴し得ない経費を支出する場合にあっては、支出決定者の支払証明書をもって領収書に代えることができる。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	丹波市議会政務活動費の交付に関する条例及び規則に基づき、支出内容や添付書類の確認を行っている。	条例において活動報告書の添付規定はないが、収支報告書の添付資料として提出を求めている。
兵庫県	南あわじ市			○			13	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書、研修等に関する報告書を義務付けている ・領収書等がないときは、支出証明書の欄に所定の事項を記入し、会派代表者の署名押印したものを添付	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	④議会事務局	政務活動費の手引き等に基づく確認、必要書類の添付有無の確認	
兵庫県	朝来市			○			10	①前払い	③半年(4月、10月の末日)	無		5	①HPに掲載 ②議会広報に掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等)	・収支報告書の提出時に領収書等を会派の経理責任者が提出し、会派の代表が検査を行っている。	
兵庫県	淡路市			○			12.5	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
兵庫県	宍粟市				○	会派又は会派に属さない議員	15	③その他(前払い。活動費総額から支出総額を差し引いた残余は返還)	④1年(年度最初の月に12ヶ月分を交付)	無		①HPに掲載 ②事務局に常備 ③宍粟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に定める閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費の一部で定額のもの(鉄道賃、宿泊料)、領収書の取得が困難な交通費については、領収書にかえて旅費計算書の添付が必要 ・成果に関する活動報告書、金銭出納簿、支出書その他調査報告、研修報告 ・成果物がある場合は、一部添付 ・資料購入一覧表 ・通帳の写し	可	②事務局に常備 ③宍粟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に定める閲覧請求手続きにより閲覧可	有	①国内視察報告書(海外は支出対象外) ③研修報告書 ④その他(報告会等実施報告書)	可	②事務局に常備 ③宍粟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に定める閲覧請求手続きにより閲覧可	有	③会派 ④議会事務局	・支出の決定は会派代表者が決定し、経理責任者が収入及び支出の書類を作成する。報告書類は、会派代表者より議長へ提出する。(③) ・収支報告書及び添付書類等を確認し、不適切な支出について指導、助言等実施。(④)	収支報告書への領収書添付のうち、鉄道賃、宿泊料については、市議員の旅費に関する条例の規定を準用し、定額となるため提出を義務付けしていない。
兵庫県	たつの市				○	会派及び会派に属しない議員の職にある者	20	①前払い	③半年(4月25日、10月25日)	無		②事務局に常備	有	全て	領収証書等の証拠書類の原本を添付	可	②事務局に常備	無		可	④たつの市情報公開条例による	有	④議会事務局	会派の経理責任者から提出があった後、議会事務局職員が自身を確認し、議長まで決裁をあげる。	※政務活動費の支出に伴う先進地等への調査又は要請・陳述活動等の実施にあたっては、活動終了後に結果報告書を提出することとしているが、収支報告書の添付書類とはなっていない。(たつの市議会政務活動費の取扱いに関する要綱)ただし、結果報告書も公文書であるため、市情報公開条例に基づき閲覧することは可能である。
兵庫県	猪名川町				○		20	①前払い	③半年(5,10月)	有	特別職等報酬審議会	④情報公開条例に基づく公開請求	有	全て	全ての支出に係る額(但し、バス、電車運賃等領収書が発行されない場合は除く)	可	④情報公開条例に基づく公開請求	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく公開請求	有	⑤その他(議長)	必要に応じて調査を行う等使途の明確化に努める	
兵庫県	稲美町				○		10	①前払い	③半年(5,10月)	無		③稲美町の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	否		無		否		有	④議会事務局	必要書類の添付有無	
兵庫県	播磨町	○					10	①前払い	③半年(4月末、10月末)	無		③個別の閲覧請求	有	全て	原則としてすべての支出に係る領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(実績なし) ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)(実績なし)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、不適切な支出について指導、助言等を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
兵庫県	福崎町		○			10	①前払い	③半年(5,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施(④) ・毎年5月に実施する定期監査において、前年度の実績を監査対象としている(⑤) ・収支報告の公開方法については、収支報告内容を抽出した一覧表を作成し、議会広報誌に掲載している。その広報誌をHPに掲載及び事務局に常備する形としている。 ・収支報告書への活動報告書等の添付の義務付け内容については、海外視察を想定しておらず、また実例もないため②海外視察報告書を義務付け対象として記載していない。
兵庫県	香美町		○			5	①前払い	④1年(請求後、通例4月)	無	5	①議会だより ②HP(議会だよりをHPに掲載)	有	全て	・政務活動費支出報告書(支出に関する内訳等を記載するとともに、領収書を貼り付ける。) ・支出証明書(領収書や支払いを証明する証拠書類の交付を受けられないときに、領収書に代ってその内容を証明する。) ・研修会、報告会報告書(研修会、報告会等を開催し、又は参加した場合に参考資料と併せてその概要を記載する。) ・旅費等支出計算書(調査研究活動に要した経費(実費)の内容を記載する。) ・視察(出張)報告書(調査研究活動のための先進地調査又は現地調査の概要や所見等を記載する。) ・先進地調査、現地調査行程表(調査研究活動のために、目的地まで移動した経路等を記載する。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	マニュアルに基づき確認、必要書類の添付有無の確認。	左記の添付が義務付けとなる金額及び添付の義務付けの内容は、政務活動費の手引きで定めている。	
兵庫県	新温泉町		○			5	②精算払い	④1年(3月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続き	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続き	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続き	有	④議会事務局	必要書類の添付有無及び対象経費の確認 海外視察を想定していないため、「収支報告書添付の義務付け内容」で「②海外視察報告書」を記載していない。
計	34団体	14 団体	5 団体	9 団体	6 団体		① 28件 ② 1件 ③ 5件	① 1件 ② 8件 ③ 11件 ④ 14件 ⑤ 0件	5 団体		① 23件 ② 14件 ③ 13件 ④ 9件	34 団体		32 団体	① 3件 ② 10件 ③ 13件 ④ 13件	27 団体	① 26件 ② 8件 ③ 24件 ④ 14件	30 団体	① 8件 ② 7件 ③ 12件 ④ 15件	34 団体	① 1件 ② 0件 ③ 9件 ④ 29件 ⑤ 5件		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法						
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
奈良県	奈良市				○	原則として個人に支給。ただし、所属議員全員の合意に基づいて交付申請を行った場合は会派に支給。	70	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可能	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可能	無	否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不明な点は確認する。			
奈良県	大和高田市				○		15	①前払い	④1年(4月)	無		5	②情報公開コーナー及び市立図書館に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	③※ただし、収支報告書の添付としてではないが、研修報告書の提出を義務付けている	可	②議会事務局に常備 ④大和高田市情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不明な点は確認する。	
奈良県	橿原市				○		42	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②議会事務局に常備 ④橿原市議会情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会事務局に常備 ④橿原市議会情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広聴可会・意見交換会等報告書)	可	②議会事務局に常備 ④橿原市議会情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び提出書類を議員から事務局に提出し、確認後、精算払い	・海外視察は実績なし ・年額50万円
奈良県	桜井市				○	会派又は議員	20	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・内規に定められている県内の政務活動における通信費交通費以外は義務付け ・経費の性質上、領収証に加えた添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	無					
奈良県	五條市				○		30	①前払い	④1年(4月)	無		5	③収支報告書閲覧請求により閲覧が可 ④情報公開条例に基づく開示請求によっても閲覧並びに情報公開が可	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の写しの添付(添付書類として、政務活動費旅費明細書、政務活動費明細書、政務活動費支出証明書、図書目録、雇用台帳、備品台帳、郵便切手等管理台帳)	可	③収支報告書閲覧請求により閲覧が可 ④情報公開条例に基づく開示請求によっても閲覧並びに情報公開が可	有	④調査研究、研修、要請・陳情活動を行った場合は、活動記録簿を作成しなければならない。	可	③収支報告書閲覧請求により閲覧が可 ④情報公開条例に基づく開示請求によっても閲覧並びに情報公開が可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支については指導・助言を実施	
奈良県	御所市				○		20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ※写しが必要な場合は④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ※写しが必要な場合は④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ※写しが必要な場合は④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議員からの精算払い申請時に収支報告書、領収書及びその他添付資料を提出させ、内訳及び内容を確認し、その後精算払い	
奈良県	生駒市				○		30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(交通費を除く)	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④先進地調査又は現地調査を行う場合は事前に議長に届出し、調査終了後に報告書を作成	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を議員から事務局に提出し、確認後、精算払い	
奈良県	香芝市				○		25	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書原本(鉄道運賃等は例外)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④調査・研修報告書、広報報告書、公聴・会議報告書、要請・陳情活動報告書、雇用台帳	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	全議員から提出された全ての書類を検査する。 支出に疑義のあるものや誤記があるものについては、議員本人等を確認し、必要に応じて追加資料を求めるなどして使途基準に合致しているか確認する。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
奈良県	宇陀市		○			30	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可能	有	運賃、宿泊費など定額の支出以外の支出に係る領収書	支出内訳表	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可能	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可能	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を議員から議長(事務局)に提出し、事務局で確認して精算を行う。	
奈良県	川西町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④当該支出の金額・年月日及び目的を記載した領収書その他支出をすべき書面の写し	可	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を議長に提出	
奈良県	三宅町		○			10	①前払い	④1年(5月)	無	5	④情報公開手続きによる	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開手続きによる	有	①視察研修	可	④情報公開手続きによる	無			
奈良県	田原本町		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	原則として全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	⑤その他(議長)	収支報告書等について必要に応じ調査を行う等	
奈良県	広陵町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	議員からの報告時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算を行い、残額があるときは返還させる。	
奈良県	東吉野村		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出の領収書その他の支出を証すべき書面	可	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④その他(政務活動成果書)	可	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書と領収書の突合による	
計	14団体	1 団体	11 団体	0 団体	2 団体		① 14件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 2件 ③ 3件 ④ 9件 ⑤ 0件			① 2件 ② 3件 ③ 7件 ④ 8件	14 団体		① 0件 ② 2件 ③ 5件 ④ 9件	9 団体	① 5件 ② 2件 ③ 5件 ④ 6件	10 団体	① 0件 ② 3件 ③ 5件 ④ 7件	12 団体	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 11件 ⑤ 2件				
和歌山県	和歌山市		○			100	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開請求	無		否		有	③会派 ④議会事務局	議長提出前に会派内で精査しており、同時に議会事務局としても条例等に定められた様式や内容を備えているか等の確認をしている。(③)(④)	
和歌山県	海南市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不備があれば助言等を実施	各議員の政務活動費の費目別の支出状況の一覧はHPで公開している。
和歌山県	橋本市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類の写しを添付	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④調査研究、研修、要請・陳情活動、会議による出張時、出張報告書を提出	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査する。必要があれば本人への確認する。不適切な支出については指導、助言等実施	
和歌山県	田辺市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備 ③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書発行の困難な鉄道賃等については職員の旅費規定額に準ずる額)	可	②事務局に常備 ③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
和歌山県	新宮市		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類の写しを政務活動費収支報告書に添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(現地に行ったことが証明できる書類(写真・資料等)の添付を義務付け)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																				領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法			
和歌山県	紀美野町		○				5	①前払い	④1年(4月)	無		5	②議会事務局で常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修等、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	②議会事務局で常備	無	否	有	⑤その他(議長)	収支報告書及び領収書を議長に提出し、報告書と領収書を精査		
和歌山県	湯浅町		○				4	①前払い	④1年(4月)	無		10	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	⑤その他(町長部局(総務課))	収支報告の提出		
和歌山県	広川町		○				6	①前払い	④1年(5月)	無		10	①HPに掲載	有	全て	一般的事項として、領収書添付義務	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を点検し、不適正な支出については対象からはずし、本人より返金を求める。(④)
和歌山県	有田川町		○				6	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可能	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査する。必要があれば本人への確認する。不適切な支出については指導、助言等実施(④)
和歌山県	白浜町		○				1.5	①前払い	④1年(4月)	無		5	③町の条例で定める収支報告書の閲覧請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付	可	③町の条例で定める収支報告書の閲覧請求により閲覧可	無	否	有	④議会事務局	・領収書と金額に誤りがあれば訂正を求め、報告書に疑問点があった場合には、確認を行う(④)		
和歌山県	上富田町		○				6	①前払い	④1年(4月)	無		5	③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)
和歌山県	すさみ町		○				5	①前払い	④1年(4月)	無		5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	証拠書類等の写しを添付(ただし、証拠書類等を徴しがたいものがあるときは、その旨を説明する書類の写しを提出することができる)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施(④)		
和歌山県	串本町		○				16	①前払い	④1年(4月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書、調査研究費における活動内容報告書、研修費における研修会資料等	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	・領収書と金額に誤りがあれば訂正を求め、報告書に疑問点があった場合には、確認を行う(④)
計	13団体	2 団体	11 団体	0 団体	0 団体			① 13件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 12件 ⑤ 0件				① 3件 ② 3件 ③ 5件 ④ 4件	13 団体		① 0件 ② 3件 ③ 5件 ④ 6件	8 団体	① 6件 ② 5件 ③ 5件 ④ 5件	8 団体	① 1件 ② 1件 ③ 2件 ④ 4件	13 団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 11件 ⑤ 2件			
鳥取県	鳥取市		○				30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書を添付。ただし、市条例等の規定に準じて支出した旅費等については領収書不要とし計算書を添付している。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
鳥取県	米子市				○	会派又は会派に属さない議員	37.5	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書その他政務活動費の支出の根拠となる書類(ただし、旅費に係る日当は除く。) <その他政務活動費の支出の根拠となる書類の具体例> ・作成した資料(広報紙、報告書、各種案内等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有※	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書 ①、③及び④について、行政視察等報告書を提出するよう、要綱に義務付けている。 ※収支報告書への添付ではない。	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
鳥取県	倉吉市				○		20	①前払い	④1年(4月25日)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	旅費については、職員の旅費規程を準用している。公共交通機関の利用部分や宿泊費等の定額部分については計算書を領収書にかえている。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	可※	①HPに公開	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員会)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④及び⑤)	※収支報告書への添付の義務付けは行っていないが、視察及び陳情活動の報告書は、慣例により提出することになっており、HPにも掲載している。	
鳥取県	境港市				○		20	①前払い	④1年(4月15日)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類、視察報告書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	活動報告書等の提出は義務付けられていないが、議会運営委員会において提出及び公開を申し合わせている。	
計	4団体	0 団体	1 団体	2 団体	1 団体			① 4件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 2件 ⑤ 0件	0 団体		① 4件 ② 0件 ③ 2件 ④ 3件	4 団体			① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 3件	1 団体	① 2件 ② 1件 ③ 2件 ④ 2件	3 団体	① 3件 ② 0件 ③ 1件 ④ 2件	4 団体	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 4件 ⑤ 1件			
島根県	松江市				○		40	①前払い	④1年(4月)	有	5	①収支報告書をHPに公開 ②収支報告書及び研究研修、調査報告書を議会図書室等で閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研究・研修調査報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書室等で閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
島根県	浜田市				○		8	①前払い	④1年(4月30日)	有	5	①HPに掲載	有	全て	政務活動費を支出した時は必ず領収書を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類を得ること。	可	①HPに掲載	有	③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
島根県	出雲市				○		38	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・委託調査の成果品 ・広報紙の成果品	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ②議会図書室、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
島根県	益田市				○		10	①前払い	④1年(4月)	有	5	①HPへ掲載 ④情報公開請求	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察研修については内容と所感	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(②)	
島根県	大田市				○		10	①前払い	④1年(5月1日)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否		有	④議会事務局	・収支報告書と添付の領収書との額及び条例で規定している使途基準(使途項目)のチェック		
島根県	安来市				○		20	①前払い	⑤その他(申請の都度)	無	5	①HPに掲載	有	全て	領収書等の写し又はこれに準ずる書類	否		有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
島根県	江津市		○			3	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HP掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	①HP掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開可	無		否	有	④議会事務局	議長提出前に支出内容について確認を行う。	交付額については年額30,000円。(月額換算2,500円。)		
島根県	雲南市		○			15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
計	8団体	2団体	5団体	1団体	0団体		① 8件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 5件 ⑤ 1件	3団体		① 7件 ② 2件 ③ 1件 ④ 4件	8団体		① 3件 ② 1件 ③ 1件 ④ 5件	7団体		① 5件 ② 2件 ③ 6件 ④ 2件	6団体		① 4件 ② 3件 ③ 0件 ④ 1件	8団体		① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 8件 ⑤ 0件		
岡山県	岡山市		○			135	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等	有	全て	領収書、使途内容、使用者、金額等	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等	無		否	有	④議会事務局	運用指針や判決結果にそった支出及び領収書等の添付がなされているか等、入念な点検			
岡山県	倉敷市			○	会派又は会派に所属しない議員	120	③その他(会派に前払い後、所属議員に精算払い)	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、旅費は条例により定額支給) ・研修会、調査研究に係る旅費を支出した場合はその報告書の写し。切手又ははがきを使用した場合は受払簿の写し。10万円以上の備品を購入した場合は備品購入届出書の写し。備品を廃棄した場合は備品廃棄届出書の写し。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①第三者(弁護士、税理士、会計士) ③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・一部会派は、議長提出前に弁護士等の点検を実施(①) ・所属議員から領収書の提出時に、支出伝票を作成し、経理責任者等の点検実施。(③) ・複数の職員で点検実施(④)	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、会派で補助職員を雇用する場合は、補助職員1人につき月額50,000円を限度として支給。(所属議員数が3~10人で補助職員1人、11人以上で補助職員2人)
岡山県	津山市		○			58	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③津山市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③津山市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(年間の活動内容一覧、陳情活動等報告書)	可	③津山市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、運用マニュアルに沿っていない支出について指導、助言等実施(④)	政務活動費による海外視察は実施しないことを、議員間で取り決めている。
岡山県	玉野市			○	会派又は議員の選択制	35	①前払い	③半年(4,10月)	有	玉野市特別職報酬等審議会	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	無		否	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不備や不適切な支出について、指導や助言等を実施		
岡山県	笠岡市		○			45	③その他(会派に前払い後、所属会派が年度末に精算)	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局にコピー保管 ③政務活動費運用指針により閲覧請求手続きにより閲覧等可能	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②事務局にコピー保管	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②事務局にコピー保管 ③政務活動費運用指針により閲覧請求手続きにより閲覧等可能	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・年度末に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算(③) ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局で検査し、HP掲載(④)	左記会派には所属議員が1名の場合も含む	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法		
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
岡山県	井原市		○			30	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	③井原市議会政務活動費の交付に関する条例に定める閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・レシートは支出した内容が明記されていれば領収書とみなす ・口座振替済通知書または引き落とし口座の通帳写しも可 ・銀行等への振込による支払の場合は、請求書及び振込金受取書等を添付する ・クレジットカードにより支出した場合は「利用控え」等を添付する ・旅費のうち井原市旅費支給条例を準用して計算するものについては、領収書の添付を省略できるものとする(旅費支給条例を準用して作成した計算書を添付する)。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	可※ ①HPに掲載	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類を議長へ提出時に議会事務局で確認している。	※収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、市外で行われる研究会、視察、研修会、会議に参加する場合や、市外へ要請・陳情活動をする場合は、予め実施届出書を提出し、終了後は実施報告書を議長に提出することとしている。活動報告書の閲覧はHPで可能。	
岡山県	総社市		○			35	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、運用マニュアルに沿っていない支出について指導、助言等実施(④)
岡山県	高梁市		○			30	①前払い ④1年(5月)	無	10	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合にはその具体的な書類)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②研修報告書 ④その他(会議報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	事務局は、様式、氏名の記載、押印漏れ、添付書類の有無、使途項目ごとの合計額、按分率・按分根拠等の記載要件漏れ、費用弁償との重複の有無及び交付額と支出額の差し引き残額計算の審査を行う。
岡山県	新見市		○			30	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書、 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)
岡山県	備前市		○			25	①前払い ④1年(5月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴収しがたい場合は、支払証明書(議員が支出を証明する書類)、通帳のコピー等	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載(国内視察報告書) ②議会図書館、事務局等に常備(国内視察報告書、研修報告書) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議会運営委員会)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施(④) ・委員会を開催し、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(⑤)
岡山県	瀬戸内市		○			20	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	○領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、運用マニュアルに沿っていない支出について指導、助言等実施(④)		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法				
																領収書等の公開方法	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法							
岡山県	赤磐市		○				30	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類を議長へ提出時に議会事務局で確認している。	視察等の活動報告書については添付を義務付けていないが、記録を残し、各自で保管することとしている。
岡山県	真庭市		○				30	①前払い	④1年(4月)	有	真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報費、広聴費=会合の日時、会場名、参加人数、報告や会議の内容を記録 ・備品購入費=経費算入計算書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要望陳情活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付資料を検査し、記入誤りや不足書類を確認。手引き等に基づく形式的な審査を行い、基準に適合していないものに限り、指導、助言。	
岡山県	美作市		○				30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情・要望活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等を確認	
岡山県	浅口市			○			30	①前払い	④1年(4月)	無		5	②議会事務局に常備し、閲覧可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④陳情・要望活動報告書、先進地調査・研究、研修会及び陳情・要望活動届出書	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局	書類調査	
岡山県	鏡野町		○				10	②精算払い	④1年(3月)	有	特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	必要な場合は明細書も添付、備品においては仕様書の写しまたはパンフレット添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査。街頭しないものは本人に報告。	
岡山県	勝央町		○				20	②精算払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類を議長へ提出時に議会事務局で確認している。	
岡山県	奈義町		○				10	②精算払い	③半年(3,9月)	無		5	①HPに掲載(支給金額等、簡易な一覧を議会だよりに掲載し、それをHPに掲載している) ②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費における活動内容や研修内容の報告書 ・研修費における研修会資料または受講証明書 ・調査研究費、研修費における調査研究先、研修先への経路、使用交通手段、(自家用車等を使用した際の)走行距離、使用車両等の報告書 ・広報費における広報紙発行時の現物の提出	可	②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書(実績なし) ③研修報告書 ④広報費における広報紙発行時の現物の提出	可	②議会事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
岡山県	吉備中央町		○				10	②精算払い	③半年(4,10月)	無		5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	否		無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不備や不適切な支出について、指導や助言等を実施	
計	19団体	3団体	13団体	1団体	2団体			① 12件 ② 4件 ③ 3件	① 0件 ② 0件 ③ 10件 ④ 9件 ⑤ 0件	5団体			① 11件 ② 6件 ③ 7件 ④ 8件	19団体			18団体	① 0件 ② 5件 ③ 4件 ④ 11件	13団体	① 10件 ② 6件 ③ 12件 ④ 8件	14団体	① 3件 ② 4件 ③ 4件 ④ 9件	19団体	① 1件 ② 0件 ③ 2件 ④ 19件 ⑤ 1件		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名		検査方法			
																								検査主体名	検査方法	
広島県	広島市	○					300	①前払い	①毎月	無		①HPに掲載 ③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又は会派の代表者の支払証明書	可	③市議会の規程で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③各会派(会派経理責任者、会派代表者) ④議会事務局	・会派所属議員から提出された領収書等に基づき、会派代表者が支出を決定して支出伝票を発行し、経理責任者が支出伝票により出納を行う(③) ・収支報告書提出後、議会事務局職員が領収書等の宛名や日付等の形式審査を行う(④)			
広島県	呉市	○					50	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	呉市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②事務局にて閲覧	有	全て	全ての支出に係る領収書又は会派の代表者の支払証明書	可	②事務局にて閲覧	無		否	有	③会派 ④議会事務局	・所属議員から支出書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認(③) ・収支報告書及び領収書等を事務局で確認(④)	平成28年7月1日から閲覧開始 ※視察報告書、研修報告書についてもHPで掲載し、事務局内で閲覧可能	
広島県	竹原市	○					20	①前払い	④1年(年度当初)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	原則全ての支出(経費の性質上領収書の添付が困難である場合は本人の支払証明書を添付)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②研修報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出がないかチェックしている	
広島県	三原市	○			会派(一人会派含む)		25	①前払い	③半年(4,10月)	有	三原市特別職報酬等審議会	5	②事務局に常備	有	全て	旅費(交通費)以外の全ての支出に係る領収書。(領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書を添付)	可	②事務局に常備	無		否	有	③各会派 ④議会事務局	収支報告書等を会派の経理責任者が確認後、提出。その後、議会事務局で収支報告書及び添付書類等を確認。		
広島県	尾道市						30	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不備があれば指導・助言等実施	
広島県	福山市	○					130	①前払い	⑤その他(4,8,12月)	有	特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 市外における調査研究その他の活動にかかるものについては、研究研修・調査報告書 ※電話代、ガソリン代については会派代表の証明とする。	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書) ※市外へ出張した場合	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	③会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	所属議員から支出書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認(③) ・収支報告書及び領収書等を事務局で確認(④)	
広島県	府中市						10	①前払い	④1年(年度当初)	有	府中市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	全ての領収書(領収書が発行できない場合、支出を証明する書類)	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載(予定) ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
広島県	三次市	○					30	①前払い	③半年(4,10月)	有	三次市議員報酬及び特別職給料審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての領収書(領収書が発行できない場合、支出を証明する書類)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②国外視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③各会派 ④事務局	各議員の収支報告書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、事務局で確認。	
広島県	庄原市						30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載	有	原則全て	原則、全ての支出に係る領収書(ただし「時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関(航空賃を除く)については、運賃計算書等の添付により領収書の省略可)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③研修報告書	可	①HPに掲載	有	④議会事務局 ⑤その他(総務部総務課)	・所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ(個人の場合は当該個人が直接提出し)、確認後、精算払い	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
広島県	大竹市		○			18	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書(領収書の発行ができない場合に限り、支出を証明する書類)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	添付義務はないが添付するようにお願いしている	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不備があれば指導・助言等実施	
広島県	東広島市		○			25	①前払い	④1年(請求書の提出のあった日から起算して15日以内)	有	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 無い場合は支払証明書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	議長に提出された書類について、業務の範囲内において、適正な記入かどうか、添付されている領収書や計算等が適正であるかを事務的に確認し、必要に応じて指導・助言等を行っている。	
広島県	廿日市市		○			30	①前払い	④1年(請求があった日の翌日から起算して30日以内。例年6月上旬に交付している。)	有	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により写しの交付可	有	全て	全ての支出に係る領収書 領収書等を徴することが困難なときは、領収書等を徴し難い事情を明記した支出の明細書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により写しの交付可	無※		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	条例での規定はないが、実態としては、収支報告書及び添付書類を検査し、不適切なものについては指摘している。	※収支報告書への活動報告書等の添付について、条例上、義務付けていないが、マニュアルにより、政務活動実績報告書の添付を定めている。
広島県	安芸高田市		○			30	①前払い	③半年(5,10月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	検査ではなく、議長に提出のあった書類について、業務の範囲内において適正な記入、領収書の添付がされているかチェックをする。	
広島県	江田島市		○			15	①前払い	④1年(年度の最初の月の20日。ただし、市長が特に認めるときは、交付日以外の日に交付することができる。)	有	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 ただし、領収書を徴することができない場合は会派代表者の証明	可	②事務局に常備。ただし、情報公開条例に規定する非公開とすることができる情報が記録されている場合を除く。	有	④その他(市外における調査研究・研修等報告書、養成・陳情活動報告書)	可	②事務局に常備。ただし、情報公開条例に規定する非公開とすることができる情報が記録されている場合を除く。	有	③会派 ④議会事務局	支出書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、検査し、不適正な支出について指導・助言等を実施後、清算する。	
広島県	府中町		○			8	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し(領収書の添付が困難な場合は、支出額が合理的に解るもの又は、グループの代表若しくは会計の支出疎明書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書(先進地視察については政務活動費活動記録票を添付)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を確認し、不備があれば助言等実施	
広島県	海田町		○			5	①前払い	④1年(4月又は5月)	有	5	②事務局に常備 ③町の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備 ③町の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不備があれば指導・助言等実施	政務活動費の支出科目の内訳の一覧をHPに掲載している。
広島県	坂町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	3	①HPに掲載 ②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局にて閲覧 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等を検査し、不備があれば指導・助言等実施	
計	17団体	9 団体	5 団体	3 団体	0 団体		① 17件 ② 0件 ③ 0件 ④ 10件 ⑤ 1件	① 1件 ② 1件 ③ 4件 ④ 8件 ⑤ 1件	9 団体		① 9件 ② 5件 ③ 7件 ④ 8件	17 団体	① 0件 ② 7件 ③ 6件 ④ 9件	17 団体	① 8件 ② 4件 ③ 7件 ④ 5件	12 団体	① 4件 ② 2件 ③ 3件 ④ 5件	17 団体	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 17件 ⑤ 1件					

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
山口県	下関市	○				50	①前払い(概算払い) ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・携帯電話等の使用料については、内訳が分かる資料 ・口座引落の場合は通帳の写し等	可	②議会図書室に常備	無		否	有	③各会派(会派の経理担当者、会派代表者) ④議会事務局	収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、議会事務局職員により検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施		
山口県	宇部市			○		20	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③各会派(会派の経理担当者) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(③④)		
山口県	山口市	○				30	①前払い ④1年(4月)	無	5	①収支報告一覧のみHPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に関する領収書(ただし、旅費に関しては、山口市職員等の旅費に関する条例の例による。) ・領収書を添付できない場合は、支出証明を添付 ・視察、研修等の復命書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理担当者、会派代表者) ④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(③④)	
山口県	萩市			○		10	①前払い ④1年(4月末)	無	5	③政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱に定める手続きより閲覧可。	有	全て	領収書の写しを添付視察等については報告書を添付	可	③政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱に定める手続きより閲覧可。	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱に定める手続きより閲覧可。	有	④議会事務局	事務局職員が収支報告書記載の金額と添付されている領収金額に相違がないか検査。また使途の内容が、条例で定める項目に該当しているか検査。	議員個人に年額12万円を交付 議員に全ての支出に係る会計帳簿及び領収書等の保管を報告書提出期限日から起算して5年を経過する日まで保管を義務付け(規則第6条)
山口県	防府市	○				21	①前払い ④1年(4月)	無	10	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館に常備	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、使途基準に沿い指導、助言等実施(③、④)	
山口県	下松市			○	会派又は会派に属さない議員	11	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	③会派(各会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・所属議員から領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、収支報告書及び領収書、残額を事務局へ提出(③) ・「政務活動費の手引き」をもとに収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
山口県	岩国市	○				30	①前払い ④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書(旅費については市の規定に準じる)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書) ※ただし、旅費支出を伴う場合のみ	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派代表、経理責任者による検査③ ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施④	年度当初に一括交付し、年度末に精算
山口県	光市	○				20	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	旅費条例に掲げる定額支給のもの以外の全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派代表、経理責任者による検査③ ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施④	
山口県	長門市			○		8	①前払い ④1年(4月)	無	5	②事務局に常備	有	全て	政務活動費として支出する全て	可	②事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書および添付書類を検査	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						①		②	③	④
山口県	柳井市	○					5	①前払い	⑤その他(その都度申請により交付)	無	5	③条例に基づき議長に対して閲覧請求	有	全て	全ての支出に係る領収書(写し)	可	③条例に基づき議長に対して閲覧請求	有	③研修報告書(議員申し合わせにより視察後21日以内に提出)	可	③条例に基づき議長に対して閲覧請求	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備について指導、助言等実施	不適正な支出については、申請時に指導、助言等を実施	
山口県	美祢市			○			5	①前払い	④1年(申請により交付)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
山口県	周南市	○					25	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③議会事務局で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③議会事務局で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③議会事務局で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施。		
山口県	山陽小野田市			○			6	①前払い	④1年(随時)	無	10	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書および添付書類を検査		
計	13団体	7 団体	2 団体	3 団体	1 団体			① 13件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 4件 ④ 8件 ⑤ 1件	0 団体		① 8件 ② 6件 ③ 3件 ④ 4件	13 団体		① 0件 ② 4件 ③ 3件 ④ 7件	9 団体	① 8件 ② 3件 ③ 8件 ④ 3件	9 団体	① 1件 ② 4件 ③ 3件 ④ 3件	13 団体	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 13件 ⑤ 0件					
徳島県	徳島市	○					70	①前払い	③半年(4,1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議長に提出された収支報告書及び添付書類の外形的な審査と他都市の判決等に基づく進言		
徳島県	鳴門市	○					25	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②議会事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(清算表、領収書、会議等)	可	②議会事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を確認し、鳴門市議会政務活動費使途基準詳細規程に定められた支出をしているかどうか確認している。		
徳島県	小松島市	○					20	①前払い	④1年(4月)	無	5	③市議会基本条例に規定する閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	支出を証明する領収書等の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(政務活動調査報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類を会派経理責任者が提出し、事務局が確認している。		
徳島県	阿南市	○					25	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	(条例で定められた宿泊費を除く。)	条例で定められた宿泊費を除き、全ての領収書を提出	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類を会派経理責任者が提出し、事務局が確認している。		
徳島県	吉野川市	○					25	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書等の証拠書類、事業実績報告書等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議長に提出された収支報告書及び添付書類の外形的な確認	
徳島県	美馬市	○					25	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④(調査研究・調査委託・研修会・陳情活動・会議等)報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	会派の経理責任者から提出があるため提出時に議会事務局職員が指導、助言を実施するが最終は会派の判断で提出してもらう		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																						領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
徳島県	三好市		○				17	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	添付書類(領収関係書類等)の確認と、収支報告書との整合性について確認している。	
計	7団体	4団体	3団体	0団体	0団体			① 7件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 5件 ④ 2件 ⑤ 0件	1団体			① 0件 ② 2件 ③ 3件 ④ 6件	7団体		① 0件 ② 1件 ③ 2件 ④ 7件	7団体	① 5件 ② 1件 ③ 5件 ④ 5件	7団体	① 0件 ② 1件 ③ 1件 ④ 7件	7団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 7件 ⑤ 0件			
香川県	高松市		○				100	①前払い	③半年(4,10月)	有	高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	・全ての支出に係る領収書 ・職員の雇用台帳	有	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
香川県	丸亀市		○				20	①前払い	④1年(4月末日に一括交付)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	可	・全ての支出に係る領収書 ・視察旅費、研修旅費の場合は視察報告書や研修資料を提出	有	②議会図書館、事務局等に常備	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員による監査)	年度末に収支報告書及び領収書を議員に提出させ、確認する	
香川県	坂出市		○				21	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	全ての支出に係る領収書(領収書を徴することが不可能な場合は、支払い証明書等の金額が分かる証拠書類)	有	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	全ての領収書を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
香川県	善通寺市		○				20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	当該支出に係る領収書その他支出の事実を証する書面。	有	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	条例に定める経費の範囲の支出であるかどうか	
香川県	さぬき市		○				25	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は、本人作成の支払い確認書又は通帳の写し及びATMの利用明細 ・視察等を実施した場合は、活動内容を記載し写真を添付した政務活動記録票等	有	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出の有無を複数の事務局職員により確認(④)	活動報告書については、統一様式の政務活動記録票(活動年月日、場所、相手方、目的・内容・結果等を記載)を用いている。
香川県	三豊市		○				30	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	・領収書又はこれに準ずる書類 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など。	有	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	各議員から提出された収支報告書及び領収書を事務局が確認した後、議長に収支報告書を提出し精算を行う。	
香川県	三木町		○				8	②精算払い	④1年(5月末までに交付)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	領収書及び他の支出を証する書面	有	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																				内容	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法		
香川県	宇多津町		○			13	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施				
香川県	綾川町		○			6	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支出を証すべき書面	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書 ④その他(会議、資料作成、資料購入、広報、事務費)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(町長)	各議員から収支報告・領収書を議長に提出後写しを町長に提出	
計	9団体	1 団体	8 団体	0 団体	0 団体		① 8件 ② 1件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 4件 ④ 5件 ⑤ 0件	3 団体			① 3件 ② 1件 ③ 2件 ④ 6件	8 団体		① 0件 ② 2件 ③ 1件 ④ 6件	7 団体	① 6件 ② 4件 ③ 7件 ④ 7件	7 団体	① 0件 ② 2件 ③ 1件 ④ 5件	9 団体	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 9件 ⑤ 2件				
愛媛県	松山市		○			102	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・経費の支出に当たっては、必ず支出伝票に領収書もしくは通帳のコピーを添付し、整理保管しなければならない。ただし、次の場合は、この限りでない。 ①口座振替の場合は、振込金受取書をもって領収書に代えることができる。 ②領収書を添付することができない場合は、支出決定者の支払い証明書を添付しなければならない。(自己責任で説明ができる範囲内とする) ・視察旅費もしくは県外での活動に関する経費には、必ず支出伝票及び日程・目的・訪問先概要等を記入した「県外活動・調査研究視察報告書」を添付するものとする。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員事務局)	すべての伝票の内容や金額・添付書類の総チェックを行い、誤りや不適正な支出について指導、助言等実施	左記、収支報告書の公開方法に加え、議員別の収支報告書一覧表をホームページに掲載している。
愛媛県	今治市				○	会派又は議員の選択制	30	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査する。			
愛媛県	宇和島市				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	政務活動費の使途が明らかな領収書等の証拠書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛媛県	新居浜市		○				18	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書) ※海外視察は支出対象外	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派	所属議員からの精算払い申請時に領収書等を会派の経理責任者及び会派代表者に提出する。確認後、精算払い。	会派を結成することができない議員は議員個人を会派とみなす。
愛媛県	西条市				○		15	①前払い	④1年(4月)	無	10	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	否	有	⑤その他(市長)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(⑤)			
愛媛県	伊予市		○				10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係るもの(経費の性質上領収書の取得が困難なものについては、指定する支出済額計算内訳書に記載し提出)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④⑤)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法							
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
愛媛県	四国中央市		○			20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請陳情及び広報広聴活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類等を検査する		
愛媛県	西予市			○		10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
愛媛県	東温市			○		15	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費を伴う調査研究を行った場合は、出張後政務活動報告書を提出 ・出席者負担金の支出の場合は、会議終了後に政務活動報告書を提出	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書の内容、領収書・報告書添付の確認		
計	9団体	1 団体	4 団体	2 団体	2 団体		① 9件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 4件 ④ 5件 ⑤ 0件	0 団体		9 団体	① 2件 ② 0件 ③ 3件 ④ 5件		9 団体	① 1件 ② 0件 ③ 1件 ④ 8件		7 団体	① 5件 ② 3件 ③ 7件 ④ 3件		7 団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 6件	9 団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 7件 ⑤ 3件			
高知県	高知市		○			100	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	高知市特別職報酬等審議会	5	①市議会HPへ掲載(収支報告書のみ) ②議会図書室に常備(収支報告書及び領収書等関係書類の写し)	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる。また、旅費については、高知市長等の給与、旅費等に関する条例に基づく明細書を添付)	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会事務局に常備	有	③会派 ④議会事務局	各会派の経理責任者が確認・作成後(③)、議会事務局においてマニュアルに沿って、支出・事務処理についてチェック、助言等を実施(④)		
高知県	安芸市		○			5	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議員からの収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、残余がある場合は返還		
高知県	南国市		○			10	①前払い	④1年(4月)	有	南国市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書(ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる) ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料	可	③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	政務活動記録簿 ①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他 ※海外視察は想定していない	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査 不適切な支出について指導、助言等実施	H28年度より支給	
高知県	須崎市		○			8	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・支払証明書 ・契約書の写し ・成果等を記載した書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書、領収書、添付書類等を検査し、議長に提出する		

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考	
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法			
																						①		②
高知県	宿毛市				○	会派に対しての交付であるが、1人会派も認めている。	6	①前払い	④1年(4月)	無		③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書、領収書、添付書類等を検査し、議長に提出する	現在は、各会派への交付額、支出額(経費の内訳)、返還額、主な内容については議会広報誌で公開している(HPからも閲覧可能)。 H27年度分は広報誌本年8月号に掲載。
高知県	土佐清水市				○		8	①前払い	④1年(4月)	無		①HPに掲載 ②議会事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	・政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費にかかる収入および支出の報告書を作成し議長に提出しなければならない。	有	①県内外視察研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会事務局等に常備	有	④議会事務局	・収支報告書、領収書、添付書類等を検査し、議長及び市長へ提出する	検査は第三者機関が行うのではなく、事務局内で「政務活動費の手引き」に基づき、確認、検査を行い議長から執行部へ起案、決裁をとる
高知県	四万十市				○		18	①前払い	④1年(毎年4月末)	無		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局に常備	有	全て	可	全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を徴することができない場合には政務活動記録簿に支出内容を記載するとともに、会派の代表者の捺印証明により、領収書に代える事ができる。	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局に常備	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付資料を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
高知県	香美市				○		10	①前払い	④1年(年度当初に興奮申請により全額交付。)	無		①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	可	・全ての支出に係る領収書	有	①HPに掲載 ②事務局に常備	可	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	⑤その他(議長)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施予定	平成28年度より実施の為、検査方法等については予定としている。
計	8団体	4団体	2団体	1団体	1団体			① 8件 ② 0件 ③ 0件 ④ 7件 ⑤ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 0件 ④ 7件 ⑤ 0件	2団体		① 6件 ② 5件 ③ 2件 ④ 3件	8団体		① 1件 ② 4件 ③ 3件 ④ 2件	8団体	① 8件 ② 6件 ③ 7件 ④ 5件	8団体	① 4件 ② 5件 ③ 1件 ④ 3件	8団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 7件 ⑤ 1件			
福岡県	北九州市				○		350	①前払い	①毎月	無		①HPに掲載	有	全て	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	③会派 ④議会事務局	・各議員より会派に提出のあった領収書等について、会派の経理責任者及び会派事務員により条例及び使途基準マニュアルにそった要件をみたしていること、規定項目の記載に不備がないことを検査。 (③) ・会派の経理責任者を通じて提出された領収書等の写しについて、条例及び使途基準運用マニュアルに沿った要件をみたしていること、規定項目の記載に不備がないことを検査。 (④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法	検査主体名	検査方法			
																								検査主体名	検査方法
福岡県	福岡市				○	会派又は会派及び議員交付の選択制	会派所属：350 無所属：260	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書、証券類等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可※	①HPに掲載	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	収支報告書、領収書等の証拠書類、金銭出納簿について、使途や記載内容の確認、金額のチェックを行っている。(④⑤)	左記「議員1人当たりの交付月額」について、会派及び議員の交付を選択した場合の内訳は、会派9万円、議員26万円を支給。 「国外出張届」「国外出張報告書」については、議長へ提出が必要。海外出張報告については本市議会ホームページ上で公開している。
福岡県	大牟田市				○	会派に属する議員は会派に、無所属の議員は個人に交付	20	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書(領収書がとれない場合は、支出を証明する書類)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局	・会派の経理責任者は所属議員から領収書、活動報告書等の提出を受け、確認後、収支報告をする(③) ・収支報告書及び添付書類等を確認し適正な支出がなされているか検査する(④)	海外視察については政務活動費の対象外
福岡県	久留米市	○					50	①前払い	②四半期(4, 7, 10, 1月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出に係る領収書、その他収入及び支出を証明できる文書を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	③会派 ④議会事務局	検査についての規定は無いが、会派の会計担当者及び議会事務局において、支出内容が正当であるかの確認を行っている。(③④)	収支報告書への添付の義務付けはしていないが、視察・研修報告書を作成し、各会派において保管することとしている。
福岡県	直方市				○		25	①前払い	③半年(4, 10月)	無	5	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収証	可	②事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言等実施	
福岡県	飯塚市				○	会派又は議員の選択制	40	①前払い	③半年(4, 10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	・旅費以外の全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会図書館に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②議会図書館に常備	有	②第三者機関(飯塚市政務活動費審査会)	・収支報告書及び添付書類を検査。疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取等必要な調査を行う。審査後は、審査報告書を作成し市長に提出(②)	
福岡県	柳川市				○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館事務局等に常備	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	⑤その他(議長)	提出された収支報告書を検査し、必要に応じて調査を行う。	
福岡県	八女市				○		10	②精算払い	⑤その他(随時：収支報告書等の提出後)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	
福岡県	筑後市				○		30	①前払い	③半年(4, 10月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費支出の場合は、上記に加え報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(議長)	支出の度に議会事務局で精査、不適切なものは政務活動費から支出しないよう助言(④)。問題が議決されない場合は議長が助言(⑤)。 議員毎に政務活動費の通帳を備え、議会事務局で管理している。支出する場合はその都度領収書を提出し事務局の検査を経て議員へ渡している。(運用)現状としては実質的な精算払いとなっている。	
福岡県	大川市				○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書と領収書の内容確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						活動報告書の公開方法			
福岡県	行橋市		○			25	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(要請・陳情報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	各議員から、議長へ収支報告書等の提出前に、使途基準に沿って各支出内容、支出額や領収書添付について確認をおこなっている(④)	・収支報告書等の閲覧については、情報公開の観点から①HPに掲載(議員別収支一覧表のみ)②議会図書館、事務局等に常備という形で運用している ・使途基準で、海外視察研修には政務活動費を支出できない旨の取り決め有り	
福岡県	豊前市		○			25	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	提出書類と領収書の検査を行い、政務活動以外の支出がないか確認する。		
福岡県	筑紫野市				○	会派又は議員	30	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派(会派経理責任者) ④議会事務局	・支出時に会派経理責任者が、支出目的、金額の妥当性を検査する(③)。 ・年度末精算時に収支報告書、領収書等を会派経理責任者より事務局に提出させ、支出目的、金額の妥当性などを審査後、残額の返還請求を行う(④)。	
福岡県	春日市				○	議員又は会派の選択制	13	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出にかかる領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	事務局の職員が、収支報告書と領収書の金額が一致しているかなどを確認	
福岡県	大野城市				○		30	①前払い	③半年(6,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	原則、全ての支出に係る領収書(路線バス、普通在来線、定額計算分等を除く。)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	・収支報告書及びその関係書類を議会事務局で検査後、市長部局で検査(④、⑤)	
福岡県	宗像市		○			22	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費計算書 ・図書リスト ・備品台帳 ・発行した広報紙やHPの写し ・雇用契約書の写し ・雇用台帳の写し ・賃貸契約書の写し	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、確認している	事務局では形式的な検査のみ(領収書がついているか、金額があっているかなど…、あくまで確認である)	
福岡県	太宰府市				○	会派又は会派に所属しない議員	25	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書(領収書がない場合は振込依頼書の写し等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(広報誌等を発行した場合はその写しを提出)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③会派 ④議会事務局 ⑤その他(監査委員)	会派の経理責任者が所属議員の収支報告書及び領収書を検査後、議長へ提出(③) 収支報告書及び領収書が議長へ提出された後、収支報告書と領収書の内容を照合し検査する。(④⑤)	
福岡県	古賀市		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	④議会事務局	議長提出後に議会事務局が収支報告書及び添付書類を検査		

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																						活動報告書の公開方法		
福岡県	福津市			○		20	①前払い	④1年(4月下旬~5月上旬)	無	5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・収支報告書補助簿(費目ごとの明細書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④その他(行政視察報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・所属議員からの収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算(③) ・会派からの収支報告書及び領収書等を議会事務局に提出させ、確認後、精算(④)	
福岡県	うきは市			○		8	②精算払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	支出簿明細	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(出張調査報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	⑤その他(総務課)	担当において報告書、支出簿、領収書を確認し、金額及び支出内容が適正かを検査。	
福岡県	嘉麻市			○		22	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を精査し、不適正な支出について指導・助言等実施	
福岡県	糸島市			○		28	①前払い	④1年(4月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書を検査し、不適切な支出について指導・助言	
福岡県	那珂川町			○		15	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書等支払の証明になるもの	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、町の条例に定める用途基準に基づき適正に使用されているか確認	
福岡県	志免町			○		20	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告と領収書の金額が一致するか確認。 領収書日付の確認。 研修報告書の確認。 費用項目の確認。	
福岡県	新宮町			○		10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(町規則で定めた調査研修報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④、⑤)	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法			
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法
福岡県	遠賀町		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備	有	全て	可	②議会事務局に常備	有	④その他(要請陳情活動報告書)	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、不適切な支出や書類添付漏れなどについて、指導・助言を行う。	
福岡県	鞍手町		○			20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	各議員から、収支報告書及び活動報告書等が提出後、政務活動費の使途基準の運用マニュアルに沿って検査を実施。	
福岡県	苅田町		○			25	①前払い	④1年(4月)	有	苅田町特別職報酬等審議会	5	②事務局に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	②事務局に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③調査研究費における活動内容の報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施
福岡県	吉富町		○			20	①前払い	④1年(4月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④その他(調査研究報告書)	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
計	29団体	2 団体	17 団体	4 団体	6 団体		① 27件 ② 2件 ③ 0件	① 1件 ② 3件 ③ 6件 ④ 18件 ⑤ 1件	1 団体		① 8件 ② 2件 ③ 9件 ④ 8件 ⑤ 15件	29 団体		29 団体	① 2件 ② 7件 ③ 9件 ④ 18件	22 団体	① 15件 ② 7件 ③ 14件 ④ 10件	22 団体	① 3件 ② 6件 ③ 5件 ④ 13件	29 団体	① 0件 ② 1件 ③ 6件 ④ 26件 ⑤ 7件		
佐賀県	佐賀市		○			50	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	可	②議会図書館に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議)	可	②議会図書館に常備	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局で支出の是非について精査する(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法						
																						領収書等の公開方法	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
佐賀県	唐津市	○					30	①前払い	③半年(4,10月)	無		④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	以下の書類等の写し ・領収書 ・振込金受領書 ・政務活動費支払証明書 ・政務活動費会計帳簿	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	年度末に収支報告書、領収書等を会派代表者から議長に提出。議会事務局において内容を検査。	添付の義務付けの内容について、③、④については出張扱いの場合のみ提出	
佐賀県	鳥栖市	○					30	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費の領収書添付については、鳥栖市職員等の旅費規程に準ずる	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動等報告書)	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局	会派は、経理責任者を置き、経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成し収支報告書とともに議長へ提出。議会事務局にて収支報告書等を確認し、不備及び疑義がある支出については口頭で確認	・平成28年9月1日から、平成27年度分の収支報告書、領収書及び活動報告書についてHPにて公開 ・海外視察は現在凍結
佐賀県	伊万里市		○				21	①前払い	③半年(4,10月)	有	伊万里市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て(旅費の一部を除く)	・支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・運用方針に基づき収支報告書等を検査し、不適正な支出が疑われる分について助言を行っている(④)	・旅費の領収書添付については当市旅費規程に準じている
佐賀県	武雄市	○					8	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市長部局)	収支報告書、領収書を議長経由で市長に提出し市長部局でも内容を審査	
佐賀県	嬉野市		○				20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議員は、当該年度分の政務活動費に係る収支報告書(支出明細書及び領収書等添付したもの)を4月30日までに議長に提出。議会事務局にて精査。収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
佐賀県	神崎市			○			20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	職員がチェックする	
計	7団体	4団体	2団体	1団体	0団体			① 7件 ② 0件 ③ 0件 ④ 1件 ⑤ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 6件 ④ 1件 ⑤ 0件	2団体		① 2件 ② 2件 ③ 1件 ④ 5件	7団体		① 1件 ② 2件 ③ 1件 ④ 5件	6団体	① 6件 ② 4件 ③ 6件 ④ 5件	6団体	① 1件 ② 2件 ③ 1件 ④ 4件	7団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 7件 ⑤ 1件					
長崎県	長崎市	○					150	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	政務活動費に係る書類(収支報告書、支払伝票、領収書、視察報告書等)をマニュアルに沿って計上されているか検査をし、場合によっては議員に確認を行う。	添付の義務付けの内容については、政務活動費による出張を行った場合に、出張記録書を作成し、活動成果となるもの(入手資料、報告書等)とあわせて添付することとしている。
長崎県	佐世保市	○					50	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ②議会だよりに掲載し、事務局に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	原則、領収書を添付。ただし、領収書を徴することができない場合、内容を確認できるものを添付。(支払証明書、振込金受領書、口座引き落とし通帳の写し)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④要請、陳情活動等報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者等) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査(③④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名	検査方法				
																		領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法						
長崎県	島原市	○					15	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議会事務局で確認	
長崎県	諫早市				○	会派又は会派に属さない議員	35	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	否		有	③各会派(会派の経理責任者)及び会派に属さない議員 ④議会事務局 ⑤市監査委員事務局	・所属議員から領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認。会派に属さない議員は個人にて確認(③) ・収支報告書及び領収書が各会派の経理責任者及び会派に属さない議員から提出された後、議会事務局にて確認。(④) ・2年に1回、市の監査委員事務局による監査を実施(⑤)	
長崎県	大村市	○					25	①前払い	④1年(年度当初)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館に常備	有	全て	可	②議会図書館に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館に常備	有	④議会事務局	収支報告書、成果報告書及び領収書等の確認を行う。	
長崎県	平戸市	○					10	①前払い	④1年(年度当初)	無		5	②事務局に常備 ③独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	収支内訳書	有	①国内報告書 ②研修報告書 ③会議報告書 ④陳情活動報告書	可	②事務局に常備 ③独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県	松浦市	○					10	①前払い	⑤その他(交付申請時)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(陳情活動報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(市監査委員)	④収支報告書、活動報告書(添付書類)の審査 ⑤実績内容に関する市監査委員による検査	
長崎県	対馬市	○					15	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②事務局に常備 ③対馬市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	全ての支出に係る領収書又は支払を証する書類(ただし、旅費については、旅費規程に基づき算出した計算書を添付)	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局に常備 ③対馬市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書、活動報告書(添付書類)の審査	
長崎県	五島市	○					10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開請求	有	全て	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	領収書等との突合	
長崎県	雲仙市		○				15	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載(集計結果のみ) ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	可	領収書、支払証明書等	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、本人への確認、助言等実施(④)	
長崎県	南島原市	○					15	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者等) ④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査(③④)	
計	11団体	8団体	2団体	0団体	1団体			① 11件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 7件 ④ 3件 ⑤ 1件	0団体		① 4件 ② 4件 ③ 5件 ④ 5件	11団体		① 0件 ② 3件 ③ 5件 ④ 5件	11団体	① 11件 ② 9件 ③ 11件 ④ 8件	10団体	① 0件 ② 3件 ③ 4件 ④ 5件	11団体	① 0件 ② 0件 ③ 3件 ④ 11件 ⑤ 2件				

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考							
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法						
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法				
熊本県	熊本市				○	議員又は会派	200	①前払い	③半年(4,10月)	有	熊本市特別職報酬等審議会	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書を添付する。 ・調査研究費により出張を行った場合には、「出張記録簿」を添付する。 ・研修費により研修を受講した場合には、研修プログラムを添付する。 ・5万円以上の備品を購入した場合には、備品台帳を作成し写しを添付する。 ・広報費より広報紙や議会報告書、封筒等を作成した場合には、1部添付する。	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	②第三者機関(南九州税理士会) ④議会事務局	・提出された収支報告書等の書類について、事務局職員が使途基準との適否や記載内容の不備等を審査。(④) ・書類訂正後、第三者機関である南九州税理士会により再度同様の審査を行う。(②)	
熊本県	八代市				○		30	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無	①HPに掲載 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	担当者から事務局長まで順に、提出された収支報告書を、使途内容・支出金額・添付書類の確認を中心にチェックを行っている。 また、2年に1度の市の定期監査時には、政務活動費にかかる書類一式の監査を受けている。	活動報告書等の添付について、義務付けはない。ただし、八代市議会政務活動費使途基準に係る申し合わせにより、積極的な情報提供により公開することとされており、提出された報告書(復命書、議会報告会の報告等)をHPで公開している。		
熊本県	人吉市				○		20	①前払い	④1年(4月)	有	人吉市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	議会事務局すべての職員が検査を実施している。	
熊本県	荒尾市				○		20	①前払い	③半年(4,10月)	有	荒尾市特別職報酬等審議会	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書等	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備	有	④議会事務局	荒尾市議会政務活動費の手引きに基づく支出であるかチェックを行っている。	
熊本県	水俣市				○		20	①前払い	④1年(4月)	有	水俣市特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載	有	全て	条例で定める使途基準に則った全ての支出に係る領収書	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書の金額と領収書の額の突合を行う。	領収書、活動報告書等のHPでの公開は次年度に行う
熊本県	玉名市				○		15	①前払い	④1年(4月)	有	玉名市特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・政務活動費の支出に係る領収書の原本 ・その他当該支出の事実を証する書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	活動報告書や領収書等をもとに、収支報告書等の内容を確認する。	
熊本県	山鹿市				○		20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書または支払証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内活動報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告における整合性の確認 適正な支出であるかの確認 提出書類等の有無の確認	
熊本県	菊池市				○		20	①前払い	④1年(4月)	有	特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書・研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	使途基準に沿った領収書、報告書の確認	
熊本県	宇土市				○		20	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書その他の会計書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書と領収書の突合及び使途基準との適合可否の確認。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体		備考			
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																						①		②	③	④
熊本県	上天草市		○				20	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類を添付	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書と領収書の照合及び使途基準との適合可否の確認。	
熊本県	宇城市		○				20	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書または支払証明書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	収支報告書の金額と領収書の額の突合を行う。	
熊本県	天草市		○				30	①前払い	④1年(4月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	事務局により領収書等の確認を行なう。	
熊本県	菊陽町		○				20	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類を添付 ・研修開催費や広聴費における開催要項と会議等概要報告書 ・調整研修費における研修会費用と会議等概要報告書 ・資料作成、資料購入費で図書を購入したときは、図書リストと内容報告	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(代表監査委員)	・提出前に条例、規則や政務活動費の手引きとの照合を行う。(④) ・補助金としての事務手続きなどについての検査。(⑤)	
熊本県	御船町		○				20	①前払い	④1年(4月)	無		5	②議会図書館、事務局等に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	すべての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	議長に提出する前に、条例、規則、手引きに基づき、収支報告書の検査を行う。	活動状況報告書の提出については、宿泊を伴う場合のみを義務化する。
熊本県	多良木町		○				5	①前払い	⑤その他(請求のあったとき)	無		5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全て領収書の添付が必要	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③研修報告書	可	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	提出された全ての書類の確認。	
計	15団体	4団体	10団体	0団体	1団体			① 15件 ② 0件 ③ 0件 ④ 9件 ⑤ 1件	① 0件 ② 0件 ③ 5件 ④ 9件 ⑤ 1件	7団体			① 4件 ② 5件 ③ 6件 ④ 7件	15団体		① 2件 ② 5件 ③ 5件 ④ 9件	12団体	① 11件 ② 6件 ③ 12件 ④ 7件	13団体	① 2件 ② 5件 ③ 4件 ④ 8件	15団体	① 0件 ② 1件 ③ 0件 ④ 15件 ⑤ 1件				
大分県	大分市		○				100	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審議会	5	①HPに掲載 ③市議会で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出にかかる領収書等(運用指針に添付が義務付けられている会計帳簿、契約書、旅費計算書、出張報告書等)	可	③市議会で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(報告会等報告書)	可	③市議会で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	提出された収支報告書と領収書等会計関係書類を審査し、計数の誤りや必要な添付書類の漏れがないかなどをチェックする。	
大分県	別府市				○		40	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に関してその内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書を添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、充当が適切か否か、及び必要書類の不足等について確認	
大分県	中津市				○	会派又は議員の選択制	20	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書(中津市旅費規定に準ずる)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	会派ごとに提出された、収支報告書及び添付書類を回議し、確認後、精算払い	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
大分県	日田市		○			20	①前払い	④1年(5月)	無	5	①HPに掲載 ②議会図書室、行政資料コーナーに常備	有	全て	政務活動費を使用したとき。ただし、旅費については旅行内訳書によるものとする。	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(報告会等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	左記、収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容について、平成16年度より海外行政視察の自粛を申し合わせている。
大分県	佐伯市			○		16.7	①前払い	④1年(5月末)	無	5	①HPに掲載 ③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・領収書及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支出にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他議長が必要と認める書類	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・領収書の確認、チェック ・政務活動の主な内容等を記載した書類の確認、チェック ・会計担当者等の聞き取り	
大分県	竹田市		○			15	①前払い	③半年(4,10月)	無	10	①HPに掲載 ③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出並びに残額を記載した報告書(収支報告書)を作成し、議長に提出しなければならない	可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	③市の条例で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、支出の基準に合致するよう指導、助言等を実施する	政務活動費を使った視察研修については、収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、議会事務局が添付するよう指導、助言等を行っている
大分県	豊後高田市			○	会派又は会派に属さない議員	8	①前払い	④1年(5月)	有	5	②事務局に常備 ③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②事務局に常備 ③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		可	②事務局に常備 ③政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(④)	活動報告書等の添付については、義務付けの規定はないが、視察報告書、研修報告書等の添付を自発的に行っている。
大分県	杵築市			○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書の原本及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支払にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他必要と認める書類	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	条例・規則には定められていないが、会派・議員との申し合わせにより、収支報告書や活動報告書のHP公開(一部)、収支報告書への活動報告書等の添付を義務づけている。
大分県	宇佐市	○				20	①前払い	④1年(原則、毎年5月の末日までに交付)	無	5	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局(庶務担当職員)	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・所属会派からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(④)	
大分県	国東市		○			15	①前払い	④1年(4月)	無	5	②事務局に常備 ③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②事務局に常備 ③市議会が管理する公文書の開示等に関する規程により閲覧可	有	①国内視察報告書	可	②事務局に常備 ③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言等実施	
計	10団体	2 団体	2 団体	2 団体	4 団体		① 10件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 4件 ④ 6件 ⑤ 0件	2 団体		① 6件 ② 3件 ③ 7件 ④ 5件	10 団体		① 10件 ② 2件 ③ 8件 ④ 6件	10 団体		① 7件 ② 2件 ③ 4件 ④ 4件	10 団体	① 0件 ② 2件 ③ 8件 ④ 5件	10 団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 10件 ⑤ 0件			

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考					
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法				
																					内容	領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法	
宮崎県	宮崎市	○				80	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・収入伝票、支出伝票、人件費実績報告書	可	③市の規則で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(4)						
宮崎県	都城市	○				30	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②事務局に常備	有	全て	・領収書 ・収支報告書 ・事業実績報告書 ・出納簿 ・収入・支出伝票 ・備品一覧	可	②事務局に常備	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施						
宮崎県	日南市				○	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い ④1年(4月)	無	5	①HPに掲載 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書その他証拠書類の写し	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	支出金額と領収書その他証拠書類の写しとの整合性を確認	※政務活動費を支出する際は、運用基準で定める支出伝票を作成し、これに領収書その他証拠書類を添付。 ※旅費を支出する際は、運用基準で定める視察(出張)報告書を添付。 ※支出の都度、議会事務局で用途の整合性をチェック				
宮崎県	小林市	○				15	①前払い ③半年(4,10月)	無	5	①HPに掲載 ②議会事務局に常備 ③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察に係る請求明細及び行程表 ・広報に係る印刷物	可	②議会事務局に常備 ③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情等報告書)	可	②議会事務局に常備 ③市独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員事務局)	・収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言等実施④ ・定期監査時に監査委員による検査を実施⑤		
宮崎県	日向市				○	会派または議員の選制	13	①前払い ④1年(4月)	無	5	③日向市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察先、目的、内容、行程等が分かる文書(調査旅費) ・作成した資料(資料作成費) ・使途内容が明らかとなる明細(通信費)	可	②議会事務局に常備	有	①国内視察報告書	可	②議会事務局に常備	有	④議会事務局 ⑤その他(監査委員事務局)	・精算前に、提出された収支報告書及び領収書を確認(4) ・収支報告書及び領収書を議長提出後に監査委員事務局による検査を実施(5)	左記「議員一人あたりの交付金額」は、月額12,500円。
宮崎県	串間市	○				20	①前払い ④1年(4月)	有	串間市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書(領収書がない場合は支出状況が示されている書類等)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局	領収書等の確認		
宮崎県	えびの市	○				15	①前払い ③半年(4,9月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類 ・収入伝票 ・支出伝票 ・収支差引簿 ・支払証明書(領収書を求めることが出来ない場合) ・備品台帳	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④その他(調査研究費及び研修費実績報告書、会議実績報告書、人件費実績報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施(4)	一人会派も対象	
計	7団体	4団体	1団体	0団体	2団体		① 7件 ② 0件 ③ 0件 ④ 3件 ⑤ 0件	1団体		① 4件 ② 2件 ③ 4件 ④ 4件	7団体		① 0件 ② 3件 ③ 3件 ④ 4件	6団体	① 5件 ② 2件 ③ 3件 ④ 4件	6団体	① 1件 ② 3件 ③ 3件 ④ 3件	7団体	① 0件 ② 0件 ③ 0件 ④ 7件 ⑤ 2件					

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たった第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否		添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否		検査主体名		検査方法			
																領収書等の公開方法	領収書等の公開方法		活動報告書の公開方法							
鹿児島県	鹿児島市	○					150	①前払い	③半年(4,10月)	有	鹿児島市特別職報酬等審議会	5	②議会図書室に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	②議会図書室に常備	無		可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を精査し、助言等実施(④)	活動報告書は、議会事務局に提出されるが、収支報告書への添付は義務付けておらず、収支報告書とは別に議会事務局に保管されている。開示等をする場合は開示請求手続を求めている。
鹿児島県	鹿屋市			○			20	①前払い	④1年(4月20日)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	議員の申合せにより、会派又は議員に交付
鹿児島県	出水市			○			15	①前払い	④1年(年度初め)	有	特別職報酬等審議会	5	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書とその明細	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②議会図書館、事務局等に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続により閲覧等可	有	④議会事務局	・議員から領収書とその内訳の分かる書類が提出された後、政務活動費に適切かどうか確認する(提出書類に不備があった場合は政務活動費として認めない。)。不適切な支出については、助言、説明等実施(④)	
鹿児島県	指宿市			○			10	①前払い	④1年(4月<毎年度4月から翌年3月までの1年分を一括して交付>)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・提出書類の不備の有無、収支報告額の確認等(④)	
鹿児島県	薩摩川内市				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い	④1年(毎年4月15日)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会派作成の会報・チラシ)	可	①HPに掲載	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、不適切な支出については、指導・返金等を実施(④)	
鹿児島県	日置市			○			13	①前払い	④1年(4月21日)	無		5	③日置市政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可	有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類	可	③日置市政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③日置市政務活動費の交付に関する条例により閲覧等可	有	④議会事務局	・議員からの収支報告書提出時に領収書等を確認確認後、決裁で議長へ提出(④)	
鹿児島県	曾於市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い	④1年(4月20日)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者、会派会長等)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(③)	
鹿児島県	霧島市				○	会派又は議員の選択制	30	①前払い	④1年(4月)	無		5	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書等(郵送料のうち、資料請求等の返信用に切手を使用した場合は送付物を添付)	可	②議会図書館、事務局に常備	有	③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・提出された添付書類と収支報告書の記載内容を精査し、不明な点があれば、議員に確認し、必要に応じて指導・助言を行う。(④)	左記「収支報告書の公開方法」については、収支状況一覧をHPに公開するとともに、議会広報誌(議会だより)にも掲載している。公開方法は「②議会図書館、事務局に常備」を選択しているが、実際は、市情報公開コーナーの1箇所のみ常備している。領収書等の公開方法も同じ。

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			収支報告書等の検査主体		備考				
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法		
鹿児島県	いちき串木野市		○			10	①前払い	④1年(4月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての領収書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
鹿児島県	志布志市				○	会派又は会派に属さない議員	①前払い	④1年(交付申請のあった月から当該年度の3月分までを一括交付)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書等証拠書類	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	無		否		有	⑤その他(志布志市議会政務活動費審査会)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(⑤)	
鹿児島県	奄美市				○		①前払い	④1年(4月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
鹿児島県	知名町		○			10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・領収書等証拠書類	否		無		否		有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
計	12団体	1 団体	5 団体	2 団体	4 団体		① 12件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 0件 ③ 2件 ④ 10件 ⑤ 0件	2 団体		① 2件 ② 3件 ③ 5件 ④ 4件	12 団体		① 0件 ② 3件 ③ 4件 ④ 5件	11 団体	① 8件 ② 1件 ③ 9件 ④ 5件	10 団体	① 1件 ② 1件 ③ 3件 ④ 6件	12 団体	① 0件 ② 0件 ③ 1件 ④ 10件 ⑤ 1件				
沖縄県	那覇市				○	会派又は議員の選択制	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱に定める手続きにより閲覧 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書等を添付	可	③政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱に定める手続きにより閲覧 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否		有	④議会事務局	・収支報告書に領収書等が添付されているか確認	
沖縄県	宜野湾市				○	会派または会派に属さない議員	①前払い	③半年(4,10月)	有	特別職報酬等審査会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・収支報告書作成時に所属議員が提出した領収書等を精査する。(③) ・各会派から提出された収支報告書及び領収書を議長に提出する前に不適切な支出がある場合は助言をする。(④)
沖縄県	石垣市				○	会派又は議員の選択制	①前払い	④1年(4月)	無	5	②事務局にて常備 ④写しの交付は、情報公開請求による手続き後公開	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、要請陳情活動費、研修費については、「活動実施報告書」を添付。 活動実施報告書：日時、場所、活動内容、活動目的、成果欄記入	可	②事務局にて常備(閲覧用：相手先の個人情報部分については、黒消し済み)	有	④旅費を伴うもの(調査研究費、要請陳情活動費、研修費)について「活動実施報告書」添付	可	②事務局に常備	有	③会派(会派の経理責任者、会派会長等) ④議会事務局	・会派、議員からの収支報告提出を受けた後、収支報告書の支出済み額と領収書額及び「活動実施報告書」の添付の確認検査を実施。	
沖縄県	浦添市	○				20	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	有	全て	・すべての支出に係る領収書、関係書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可	無		否		有	③各会派	・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者が提出	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他 内容		交付方法	交付時期				意見聴取した第三者(機関)等の名称	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名		検査方法					
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法			
沖縄県	名護市				○ 会派又は議員	25	①前払い	②四半期(4,7,10,1月)	有	名護市特別職報酬等審議会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・交付を受けた会派又は議員から提出された収支報告書及び領収書等を検査し、不適正な支出がないか確認する。(④)	
沖縄県	糸満市				○ 会派又は議員	10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	①HPに掲載	有	全て	・すべての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③会派(交付を受けた会派の経理責任者) ④議会事務局	・議長に提出前に収支報告書及び領収書等を検査し、不適正な支出がないか確認する。(③) ・交付を受けた会派又は議員から提出された収支報告書及び領収書等を検査し、不適正な支出がないか確認する。(④)		
沖縄県	沖繩市	○				30	①前払い	④1年(4月1日～5月10日)	有	沖繩市特別職報酬等審議会	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③各会派(会派の経理責任者) ④議会事務局	・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
沖縄県	豊見城市				○	10	①前払い	④1年(4月)	無		5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	③研修報告書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
沖縄県	うるま市				○	20	①前払い	④1年(年度当初)	有	うるま市補助金審査委員会	5	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	③会派 ④議会事務局	所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い		
沖縄県	宮古島市				○	15	①前払い	④1年(4月)	有	宮古島市特別職報酬等審査会	5	②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	②事務局に常備 ③市で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
沖縄県	南城市				○	10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・すべての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき証拠書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	無		否	有	④議会事務局 ⑤その他(総務課)	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④、⑤)		
沖縄県	今帰仁村				○	10	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての内訳	可	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	議長は申請があった活動費に対して透明性の確保に努める為必要に応じては調査を行うことができる。	

都道府県名	市町村名	交付の対象				議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取	意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考		
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他		交付方法	交付時期					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法			
																					内容	領収書等の公開方法
沖縄県	恩納村		○			10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	政務活動費に係る全項目	可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	宜野座村		○			15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	政務活動費に係るすべての経費	可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	金武町		○			30	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②議会事務局に常備	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査	
沖縄県	読谷村		○			15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②議会図書館、事務局等に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書	可	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言等実施	
沖縄県	嘉手納町		○			15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	・すべての支出に係る領収書、その他の支出を証すべき書面	可	無		可※	有	④議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施。	嘉手納町議会政務活動費に関する条例に、収支報告書への活動報告書の添付義務規定はないが、条例第9条第4項に研修・視察終了後14日以内に報告書の議長への提出義務規定あり。報告書の公開については、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可。
沖縄県	北谷町		○			15	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③町の取扱要領で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可。	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、数値、不適正な支出などについて指導、助言等実施。	※『収支報告書への活動報告書等の添付の義務付け』について、条例の定めはないが、本町独自の「政務活動費の交付に関する条例の取扱要領」に規定し、政務調査研修報告書を議長に提出している。
沖縄県	北中城村		○			10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	②議会図書館、事務局常備	有	全て	すべて添付	可	有	③研修報告書	可	有	④議会事務局	・収支報告書及び領収書を議会事務局に提出後検査を実施	
沖縄県	中城村		○			10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	③村で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	領収書	可	無		否	有	④議会事務局	議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書等を提出させ、確認後、精算払い	
沖縄県	西原町		○			10	①前払い	③半年(4,10月)	無	5	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	有	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書)	可	有	④議会事務局	・議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書等を提出させ、確認後、精算払い	
沖縄県	与那原町		○			5	①前払い	③半年(前期4/20請求4~9月分後期10月20請求10月~3月(但し、場合により一括請求可。請求後速やかに交付))	無	5	③条例で定める政務活動費の閲覧請求手続きにより閲覧可	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面	可	無		否	有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査する	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額(千円/月)	交付方法等		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無		収支報告書等の検査主体		備考						
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	交付時期				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	添付の義務付けの内容	活動報告書の閲覧の可否	検査主体名	検査方法							
																					領収書等の公開方法	活動報告書の公開方法				
沖縄県	南風原町		○				15	①前払い	③半年(4,10月)	無		5	②事務局に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	全て	全ての支出に係る領収書及びその他の支出を証すべき書面	可	②事務局に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	①国内視察報告書 ③研修報告書	可	②事務局に常備 ③町で定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	有	④議会事務局	領収書及び添付資料等を検査。	
沖縄県	八重瀬町		○				10	①前払い	③半年(前期:4月末、後期:10月末)	無		5	②議会事務局に常備	有	全て	全ての支出に係る領収書及びその他の支出を証すべき書面	可	②議会事務局に常備	無		否		有	④議会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	24団体	2 団体	15 団体	2 団体	5 団体			① 24件 ② 0件 ③ 0件	① 0件 ② 1件 ③ 18件 ④ 5件 ⑤ 0件	5 団体			① 1件 ② 8件 ③ 14件 ④ 10件	24 団体			24 団体	① 0件 ② 8件 ③ 15件 ④ 11件	12 団体	① 9件 ② 7件 ③ 11件 ④ 6件	12 団体	① 0件 ② 6件 ③ 7件 ④ 7件	24 団体	① 0件 ② 0件 ③ 6件 ④ 23件 ⑤ 1件		

- ・「交付方法」欄は、「①前払い」、「②精算払い」、「③その他」から選択
- ・「交付時期」欄は、「①毎月(交付)」、「②四半期(に1回交付)」、「③半年(に1回交付)」、「④1年(に1回交付)」、「⑤その他」から選択。②～⑤の場合は支払時期を()で記載
- ・「収支報告書の公開方法」欄は、「①HPに掲載」、「②議会図書館、事務局等に常備」、「③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」、「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」から選択(複数選択可)
- ・「領収書等の公開方法」欄は、「①HPに掲載」、「②議会図書館、事務局等に常備」、「③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」、「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」から選択(複数選択可)
- ・活動報告書に係る「添付の義務付けの内容」欄は、「①国内視察報告書」、「②海外視察報告書」、「③研修報告書」、「④その他(会議、陳情活動等報告書)」から選択(複数選択可)
- ・「活動報告書の公開方法」欄は、「①HPに掲載」、「②議会図書館、事務局等に常備」、「③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可」、「④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可」から選択(複数選択可)
- ・収支報告書等の「検査主体名」欄は、「①第三者(個人)」、「②第三者機関」、「③会派」、「④議会事務局」、「⑤その他」から選択(複数選択可)し、詳細を()で記載